

平成 28 年 12 月 6 日開会

第 4 回定例会会議録

美波町議会

見 出 表	頁
12月6日(火)	
■ 議長開会の挨拶	5
■ 町長提案理由の説明	7
■ 議案審議	25
12月7日(水)・12月8日(木)	
休 会	
12月9日(金)	
■ 一般質問	
・ 6 番議員	27
独居者の安否確認について	
・ 8 番議員	29
地方創生事業について	
・ 10 番議員	44
遊休農地等の活用施策検討会（協議会）の設置について	
町民の健康づくりについて	
・ 4 番議員	52
産業振興計画の創生について	
ジェネリック医薬品使用促進について	

見 出 表	頁
・ 7 番議員	69
認知症予防	
・ 9 番議員	70
防災対策補助事業の充実について	
木岐苦越地区での樹木葬墓地建設について	
・ 12 番議員	81
木岐苦越の墓地計画について	
介護保険事業について	
12 月 10 日（土）・12 月 11 日（日）	
休会	
12 月 12 日（月）	
■ 議案審議	87
■ 町長提案理由の説明	97
■ 議案審議	98
■ 意見書	106
■ 請願	112
■ 閉会中の継続調査申出書について	113
■ 閉会	115

平成 28 年 12 月 6 日開会

美波町議会第 4 回定例会会議録

平成 28 年 12 月 6 日美波町議会第 4 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、不応召議員は次のとおりである。

な し

1、出席議員は次のとおりである。

1 番 舛田 邦人	2 番 岩瀬 公	3 番 江本 昇
4 番 北山 朝彦	5 番 川尻 竹藏	6 番 松本 晋児
7 番 永本善次郎	8 番 寺下 博子	9 番 戎野 博
10 番 向山 篤宏	11 番 丸龍 孝敏	12 番 中川 尚毅

1、本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 別宮 亀弘

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	海司 広幸
会計管理者兼会計課長	丸岡 武	総務企画課長	磯野 晴幸
消防防災係長	近藤 和人	税 務 課 長	豊崎 浩司
住民生活課長	山本 浩一	保健福祉課長	島田 修
産業振興課長	小坂 進	建 設 課 長	鶴木 敏夫
水道課長	浜 孝至	支 所 次 長	花木美名子
学校教育課長	武田 和幸	社会教育課長	坂本 理
美波病院事務長	橋本 一晴	日和佐診療所事務長	岡本 照彦
美波病院病院事業調整監	木本 節	総務企画課特定事業調整監	岸本 博志
監 査 委 員	青木 昭夫	教 育 委 員 長	原田 村美

1. 会議事件は次のとおりである。

【条例議案】 3件

議案第 56 号 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について(条例第 14 号)

議案第 57 号 美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(条例第 15 号)

議案第 58 号 美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について
(条例第 16 号)

【補正予算議案】

議案第 59 号 平成 28 年度 美波町一般会計補正予算 (第 3 号)

議案第 60 号 平成 28 年度 美波町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

議案第 61 号 平成 28 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議案第 62 号 平成 28 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 63 号 平成 28 年度 美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算 (第 3 号)

議案第 64 号 平成 28 年度 美波町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議案第 65 号 平成 28 年度 美波町病院事業会計補正予算 (第 1 号)

【追加議案】 8 件

議案第 55 号 美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について(条例第 13 号)

議案第 66 号 平成 28 年度由岐配水池更新工事(配水池築造工事)請負契約の締
結について

議案第 67 号 物品購入契約(日和佐診療所 X 線 C T 診断装置)の締結について

議案第 68 号 物品購入契約(日和佐診療所 X 線 T V 撮影装置)の締結について

議案第 69 号 物品購入契約(日和佐診療所一般撮影装置)の締結について

議案第 70 号 物品購入契約(日和佐診療所 C R 一式)の締結について

議案第 71 号 物品購入契約(日和佐診療所放射線システム一式)の締結について

議案第 72 号 物品購入契約(日和佐診療所生化学分析装置)の締結について

【意見書】 1 件

発議第 3 号 参議院選挙における合区の解消に関する意見書

【請願】 1 件

請願第 2 号 木岐苦越の墓地計画に反する議決を求める請願

12月 6日（火）

（時に 9時 00分）

議 長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより平成28年美波町議会第4回定例会を開会致します。

（時に 9時 00分）

議 長 会議に先立ちまして、諸般の報告を行います。9月15日・21日総務産業建設委員会を開催しました。9月23日文教厚生委員会を開催しました。9月27日議会と観光協会による議会報告会・意見交換会が開催されました。9月28日四国四県町村長議長大会が松山市で開催され、議長が出席しました。10月12日・20日・25日、11月2日議会広報特別委員会を開催しました。10月26日から27日まで議会広報研修会が東京で実施され、議会広報特別委員会5名が受講しました。10月13日四国地区町村議会研修会が高松市において実施され、議員6名が受講しました。10月17日防災対策特別委員会が高台整備の取り組みについて小松島市を現地視察しました。11月7日から8日まで防災対策特別委員会が高台移転や避難所整備の取り組みについて三重県大紀町及び和歌山県串本町を現地視察しました。10月27日四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟総会が高知県安芸市で開催され、議長が出席しました。10月28日海部郡高知県安芸郡議長連合会が高知県知事及び高知県議会議長に阿南安芸自動車道・高知東部自動車道・四国横断自動車道の早期完成、一般国道55号・493号の整備促進の要望活動及び要望書を提出してきました。11月9日から10日まで町村議会議長全国大会が東京で、徳島県町村議会議長会の視察研修が茨城県で実施され、議長が受講しました。11月15日海部郡町村議会研修会が海陽町において実施され、議員10名が受講しました。11月16日富山県砺波市議会が人口減少対策の取り組みについて視察研修で来庁、議長・副議長及び総務産業建設委員長が対応しました。11月22日・30日テレビ中継特別委員会を開催しました。11月24日テレビ中継特別委員会がケーブルテレビによる議会テレビ中継化、行政情報発信の取り組みについて三好市を現地視察しました。11月28日由岐中学校・日和佐中学校1年生による中学生議会が行われました。11月30日第4回定例会の日程等について議会運営委員会を開催しました。11月30日全員協議会を開催しました。以上で諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第 1 議会会議録署名議員の指名を議題と致します。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第 122 条の規定により議長において指名致します。9 番戎野議員、10 番向山議員、両名を指名致します。

日程第 2 会期決定の件を議題と致します。会期につきましては、去る 11 月 30 日に議会運営委員会を開催しておりますので、議会運営委員長よりご報告お願いを致します。

議会運営委員長

8 番 議 員

おはようございます。議会運営委員長報告を行います。去る 11 月 30 日に、議会運営委員会を開催致しました。委員 6 名の出席のもと、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成 28 年美波町議会第 4 回定例会に上程予定の議案・会期日程等につきまして、慎重に審議致しました。結果、会期は本日 12 月 6 日より 12 月 12 日までの 7 日間とすることに決定を致しました。なお、一般質問の通告は本日の正午までと致しておりますので、ご承知おき願いたいと思います。以上で議会運営委員長報告を終わります。

議 長

お諮り致します。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 12 月 12 日までの 7 日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から 12 月 12 日までの 7 日間と決定致しました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により、進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第 3 町長提案理由説明を議題と致します。本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり条例議案 4 件、補正予算議案 7 件、計 11 件であります。これを一括して議題と致します。

町長の提案理由の説明を求めます。

小休します。

(時に 9 時 09 分)

(小休中)

(時に 9 時 10 分)

議 長

再開します。

町

町長

長 おはようございます。師走に入り、何かと慌ただしくなって参りました本日、美波町議会第4回定例会を招集致しましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中、全員のご出席を賜りまして、ご審議を頂けますこと大変有り難く存じているところでございます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、条例改正議案4件と、平成28年度の一般・特別・企業会計の補正予算に関する議案7件の計11議案を提出しているところでございます。

議案説明に先立ちまして、第3回定例会以降の町政の動き、また、各課における事務事業の進捗状況について、それぞれご報告を申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

はじめに、総務企画課関係でございますが、建設を進めております医療保健センターにつきましては、現在2階床のコンクリート打設が終わり、2階型枠の組み立て及び2階柱及び3階床の鉄筋の組み立てを行っております。進捗率は11月末時点で約34%と、当初の工程に比べ約2ヶ月の遅れとなっており、当初完成を来年3月と致しておりましたが、来年の5月頃となる見込みであります。

日和佐診療所に整備する電子カルテシステムについては、公募型プロポーザルの公告を9月23日に行ったところ、2社から提案があり、審査の結果「四国メディコム株式会社徳島営業所」と16,740千円で11月16日に契約致しております。業務期間は来年の3月末と致しておりますが、建物の完成時期が遅れることから平成29年度に繰越を予定致しております。なお、日和佐診療所への医療機器の導入については、入札を12月7日に予定しており、今議会の最終日に物品購入契約議案として追加議案させて頂く予定と致しておりますので、よろしくお願い致します。今後は、机などの住器類の導入手続きを進めていくこととしております。

地方創生事業関係では、美波町ふるさと創造戦略の取り組みの一つである美波町の認知度向上のための情報発信について、10月から新たに戦略的に取り組むため、広報チームによる広報みなみやホームページのあり方などの検討を行っています。これは、株式会社あわえの業務支援によるものであり、今後、地方創生の取り組みなどの情報発信を戦略的に行うこととしております。

徳島文理大学との連携事業として徳島県版地方創生特区に認定されています人形浄瑠璃・農村舞台「赤松座」復活プロジェクトでは、10月10日に徳島文理大学人形浄瑠璃部の学生6名による「寿二人三番叟」の奉納や音楽学部の創作によるエレクトーン演奏やメディアデザイン学科の学生さんによる記録撮影も行われました。また、人形遣いの勘緑さんによる人形の舞も奉納され、また、地元の若者も人形を持って境内を練り歩くなど、大学生達も含め、秋祭り参加者との人形を通じた交流も図られ、地元の方に昔赤松にあった「赤松座」への歴史を感じて頂く良い機会になったと思います。当日は、天候にも恵まれ、地元の方々や移住体験ツアーの見学者など多くの方が人形浄瑠璃に触れて頂き、いつもとは違った賑わいのある秋祭りを楽しんで頂けたと感じております。この取り組みは、今後3年間継続して行うこととなりますが、地元の方々のご理解、ご協力、また徳島文理大学のご協力も頂き、相互の連携を深め取り組んで参りたいと考えております。

姉妹都市交流関係では、オーストラリアケアンズ市から11月15日にケアンズ市姉妹都市交流委員会シム・ヘイワード会長が来町されました。また、11月28日にはケアンズ市豪日協会のジェフ・ヘインズ氏夫妻が来町されております。それぞれの方々に今年実施したグローバル人材育成事業のお礼と今後の姉妹都市交流のあり方や新たな交流事業などについて意見交換をさせて頂きました。

町政懇談会については、行政と住民の相互理解を深め、住民参加の町政を目指すことを目的に行っておりますが、今回は町政懇談会を希望される町内会を対象として開催することとし、9月に各町内会に案内させて頂き、10月から実施致しております。現在のところ日和佐地区では東町町内会、戎町町内会及び西新町町内会の3ヶ所で開催し、由岐地区では木岐奥町内会で開催致したところであります。今後、由岐地区で3ヶ所、日和佐地区で1ヶ所の開催を予定しております。今後とも、対話によるまちづくりに努めて参りたいと考えております。

サテライトオフィス誘致関係では、12月1日付けで東京都目黒区に本社を置きネットワークソリューションを開発・販売する「株式会社Skeed（スキード）」が新たに美波町に滞在型サテライトオフィスとして進出して頂きました。本町での事業内容としては、IoTデバイスやモバイル端末を利用した独自の自律分散ネットワーク技術による防災減災対策、高齢者や子ども

の見守りなどの課題に対して実証実験を通じてのIoTソリューション開発を行うこととしています。なお、このサテライトオフィスには地元から1名の雇用を頂いております。この1社を加えまして美波町への進出企業及び関連企業は15社となりました。

次に、住民生活課関係では、一人当たり支給金額が3千円の平成28年度臨時福祉給付金と、一人当たり支給金額が30千円の障害・遺族年金受給者向け給付金の申請受付を9月30日から12月末までの予定で行っているところですが、支給対象者への利便性を図り、給付率の向上に努めるため、申請期間を来年1月末まで1カ月間延長する予定としています。また、平成28年度臨時福祉給付金の対象者に対し、一人当たり15千円の給付金が支給されることとなり、平成28年度中において申請を受付けるべく、準備を進めております。

木岐苫越地区への墓地経営計画については、7月27日開催の文教厚生委員会において説明させて頂いた際に、地元説明会を開催してほしいとの要望を頂いております。遅くなりましたが昨日、申請者本人及び代理人、地権者等にも出席頂き、木岐公民館において地元説明会を開催致しました。説明会には地元住民約60人の参加を頂き、町から事業概要等について説明させて頂き、意見交換を致しました。地元住民からは、多くの反対のご意見を頂きましたので、審査に当たっては申請者に地元の意見として申し入れを行いながら、町としては関係法令等に基づいて適切に事務処理を進めて参りたいと考えております。

次に、保健福祉課関係では、介護保険事業における介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、本年4月から実施致しておりますが、29年4月からは美波町の介護サービス費の給付状況を鑑み、住民の総意ともいえます介護保険料の抑制を目的に、原則として介護保険事業と介護予防事業の分離を予定しており、去る10月26日に事業所説明会を行ったところであります。これにより、社会福祉協議会は軽度認定者等に対し総合事業を専門に実施することで、介護予防事業に専念していくこととなります。利用者並びに家族に対しては、十分な説明と配慮を行ったうえで、サービス利用事業所の変更を行い、介護保険事業の健全な運営に努めて参りたいと考えております。

国民健康保険特定健診・保健指導の実施状況につきましては、11月21日現在で健診対象者の1,555名に対し、受診者は533

名であり、受診率につきましては34.3%となっております。また、特定保健指導率につきましては59名の対象者に対し、生活習慣改善のため訪問指導を行っております。今後につきましても、健診受診率の向上並びに住民皆様の健康づくりに努めて参ります。

認定こども園につきましては、日和佐こども園のトイレ改修工事が11月12日に完了し、1階及び2階の保育室横にある子供用トイレに大人用トイレを設けたことで、保育の向上をはじめ、参観に来られた保護者からも大変喜ばれております。

次に、産業振興課関係では、まず、農業関係についてであります。耕作放棄地の増加防止や新たな農業経営資源として模索をしておりますドクダミ栽培について、これまでの試験結果から南部総合県民局とJAかいふにより9月に栽培マニュアル案が策定されました。来春から、栽培する生産者を募るという方針のもと、希望者に提供する苗確保のための育苗畑として木岐中畑で16aのほ場を借り、耕耘、畝立て、マルチ掛けを行い、まだ6畝だけではありますが、来春に向けての育苗に着手致しております。

本年度から、JAかいふ、南部総合県民局と共同研究している米ゲルについてであります。9月にホシザキ四国(株)の協力を頂き試作会を行い、利用の可能性を確認しました。この結果が良かったことから、10月19日に役場において町内の洋・和菓子業者7業者を対象に米ゲルの紹介・実演・試作品の試食を行っております。業者の期待も高かったことから、12月8日にJAかいふ・県民局職員と共に担当者を筑波の農研機構に派遣して特許等についての協議を行い、米ゲルを業者に提供し業者単位で試作品製作を進められるように体制の確立や装置類の確保に努め、新たな産品開発や既存商品の改良に繋げて行ければと考えております。

10月31日、役場において北河内で養鶏業を営む湯浅寛さんと、奥河内の戎野雄大さんとの農業経営継承同意書の調印式を、美波町農業委員会瀧本博文会長立会のもと行いました。農業経営継承事業は全国農業会議所の事業で、後継者のいない事業継承を望む農家と新規就農を希望する若者とをマッチングし、2年間の研修の後、施設・技術・販路を継承するものであります。2年前に湯浅寛さんから相談があり事業を開始し、今回県内では2例目となる貴重な継承となっております。

現在は海陽町の次世代園芸実験ハウスを中心に取り組みされて

いる「海部きゅうり塾」が第三期目を迎え、県内外からの移住就業者募集や明治大学農学部との水耕栽培での連携を含め取り組みが進化しております。この「きゅうりタウン構想」を海部郡全体で共有し成果を上げていくために、次世代レンタルハウスや次世代モデルハウス、機能強化ハウスなどを整備する構想が練られ、美波町でも新たな取り組みを行うべくJAかいふと県民局で農林中央金庫の公募事業である「農林水産業みらいプロジェクト」への助成申請が為されております。その動きに連動して、なるべく無料で使用できる「体験用」養液栽培モデルハウスの新設用地探しが、今後町内で行われる予定でありますので、議員各位におかれましてはご協力のほどよろしくお願い致します。

今年度も狩猟免許取得支援助成金制度を活用し、5名の方が免許を取得しております。うち、3名については新規狩猟免許取得者で、残り2名につきましては、銃免許を新たに追加取得したものです。その結果、平成28年11月15日より、37名が有害駆除班として活動して頂いており、近年狩猟者の高齢化に伴い、狩猟者が減少するなか美波町では新たな若い世代の免許取得者を確保するとともに、今後も農作物等への被害減少に努めて参ります。

美波町鳥獣侵入防止柵設置補助事業の今年度の申請件数は11件で、内訳と致しましては電気柵840m、ネット柵250m、金網柵660m、複合柵が60m、電気柵本器1基となっております。現在の執行予定額は1,106千円でまだ予算額に余裕がありますので、今後も引き続き、農業者・農協及び町内農機具販売業者等へ広く周知し、農業者の意欲向上に繋がるよう取組んでいきたいと思っております。

林業関係では、「ナラ枯れ」対策につきましては、5月に日和佐森林組合と業務委託契約を締結し、城山周辺の四国のみちのウバメガシ等にトラップ14本42基を設置し、カシノナガキクイムシの誘引捕殺に取り組んで来ましたが、9月末までに34,201匹が捕獲されました。10月時点での県の報告によると、区域、被害木ともに拡大傾向にあるとのことですので、来年度以降も防除事業を実施していく予定としております。

美波町も参加している「かいふの木の家」では、南海トラフ巨大地震に備え、避難時に軽トラックの荷台に組み立てて使うことができる「軽トラハウス」のデザインを募集し、県内外から34件の応募がありました。最優秀賞に美波町の湯浅寛さんが

選ばれ、その設計に基づいて「かいふの木の家」のメンバーによって地元の杉材を使った試作品を制作し、海陽町商工産業祭や全国井サミット in あなん、道の駅日和佐、美波町商工祭で展示され、その後も県内各所からの展示依頼が相次いでおります。今後は、キット販売等についても検討していくこととしています。

T P P 運用に備える県の公募事業である農山漁村未来創造事業に、行政、素材生産事業者、製材事業者等が連携し、町内や近隣で伐採された原木が、町内の加工施設で製材され、角材や板材となった後に一定量備蓄され、備蓄量を上回る材木については円滑に市場に流通する仕組みを整備し、町産材の増産と流通の合理化を進めることを目的とした「美波町産材循環利用システム構築事業」を、山河内の玉厨子農村公園の未利用空間の活用を想定して提出していたところ、去る 11 月 16 日、満額ではないものの承認されたとの通知を頂きました。

今年度は、仕組み作りのための協議会開催やモデル備蓄庫の基本設計等のソフト事業を、来年度は玉厨子農村公園の未利用部分に流通備蓄倉庫モデル棟 1 棟を新築し、その機能を実証するハード事業を予定しております。この施設設計や機能実証に関しては、徳島県産材を用いた応急仮設住宅のあり方や備蓄すべき部材等を検討している徳島木造建築研究会と連絡を取りながら進めて行く予定であります。なお、流通備蓄倉庫は、南海トラフ大地震等の災害時には応急仮設住宅になるべく容易に転用し活用できるように考えていきたいと考えております。

水産関係についてであります。日和佐町漁協では、平成 27 年度から進めてきたダイビング事業での使用を主たる目的としつつ、他の新たな事業や共同作業等への利用や展開も期待できる、共同利用漁船の購入を、農山漁村持続活性化対策費補助金を活用して行っております。日和佐町漁協が所有・管理することで、多くの漁業者の幅広い事業参画へ可能性が広がるなどの点を期待しているところであります。中古船のため総事業費は、1,078,093 円で、補助額は事業費の 2 分の 1 で、上限額の 500 千円と少額ではありますが支出を決定し、現在 44 名の漁業者が利用登録し、ダイビング事業はもとより、貝類の種苗放流事業などへの利用や、飼い付け事業なども有効に利用していきたいと思っております。

この飼い付け事業については、今年度、新たな取り組みとして、試験的ではありますが、日和佐町漁協にて行っているもの

で、こちらについても、農山漁村持続活性化対策費補助金を活用し、事業費 500,960 円に対し、2 分の 1 補助で 250 千円を支出しております。事業の内容としましては、漁協が共同漁場として許可を得ている場所に、キビナゴ等のすり身を一定期間与える事により、回遊性魚種を一定期間滞留させ、安定した漁獲量を確保したり、遊漁船などにも寄与できる可能性を見出すために始めたものであります。まだ、10 月中旬から 11 月初旬まで 20 日間ほど餌を投与した程度で、魚群の確認はできておらず、今後も時期を見ながら餌の投与を行い、蛸集・滞留による漁獲向上を目指して行きたいと思っております。

支所管内での水産関係であります。去る 9 月 6 日から 8 日までの 3 日間、昨年に続き今年も一般社団法人日本釣用品工業会が、由岐漁港内の水中清掃を実施して下さいました。日本釣用品工業会は、国内の釣用品メーカーで構成されており、無償で全国各地の水辺の清掃作業を実施しておりますが、今年も当工業会にお願いし、由岐小学校児童を対象に「海の美化に関する環境授業」と「水中清掃の見学会」を実施して頂きました。

次に、「美波の海の恵み研究会」では、徳島県水産研究課が試験生産した美波産のワカメ類を用いた種苗を使用した由岐モデルの早生ワカメの種糸の挟み込み、ならびに沖出し作業を 11 月 12 日に実施しました。この早生ワカメは、昨年度までは島陰の波当たりが弱いところで養殖し、美波町の温暖な海域でも育つことが確認されておりますが、将来沖合への漁場展開を見据え、今年は波当たりが強い漁場で養殖を試みることとなり、それに耐える新たな養殖枠として徳島科学技術高校の生徒が実習で製作してくれたものを、今回の養殖試験で使わせて頂いております。

商工・観光・イベント関係では、「南阿波よくばり体験推進協議会」が行っている体験型観光や修学旅行受入については、本年度 5 月から 10 月までの間に、17 校 1,906 名を受け入れております。11 月以降の修学旅行の受け入れ実績としては、11 月 17 から 18 日に福山市立大成館中学校 133 名が訪れており、来年度も仮予約を含めて、12 校 1,319 名の予約が入っております。

また、第 13 回全国ほんもの体験フォーラムが平成 28 年 10 月 28 日から 30 日にかけて福島県南会津町で開催され、南阿波よくばり体験として本町の職員 3 名を含む合計 14 名が参加致しました。

9 月 9 日から 9 月 23 日にかけて、昨年に引き続き徳島空港に

において、美波町、美波町観光協会、日和佐ちょうさ保存会の合同による写真展を開催致しました。今年には四国大学書道部の大型書道作品と秋祭りの写真、その他ポスターや観光パンフレットの展示を行い、秋祭りシーズンに向けての誘客を図りました。

10月8日から9日には、日和佐八幡神社秋祭りが行われ、日和佐ちょうさ保存会が実施するフォトコンテストに参加するため、県内外から多くのアマチュアカメラマンが訪れました。今年で第7回目となるフォトコンテストには、68名392点の応募があり、内7名が県外からの応募だったようであります。

10月14日から15日美波町観光協会と木岐まちづくり協議会が連携、美波町が支援して宿泊を伴う事業を試みる初めての取り組みとして、「美波町のとれとれ定置網漁体験と薬王寺の特別拝観モニターツアー」が開催されました。近年注目されている着地型、体験型観光ツアーを民間主導で開催するべく、6月から関係者による協議を粘り強く重ねつつ、モニターツアーとして観光業関係者を中心に呼びかけたところ、徳島県観光協会の後援もあって15名の参加がありました。

1日目は、木岐沖での定置網体験とドミトリー聖ヶ丘での魚さばき体験、2日目は、うみがめマリンクルーズや薬王寺参拝等を体験して頂きましたが、南部総合県民局が検討中の「駅からウォーク」のコースに対する提案にもなりました。なお、初日の木岐沖での定置網漁体験の様子は、ケーブルテレビとくしまの「たまたま金曜日」で繰り返し放送されました。体験した内容について様々な意見を頂きましたので、今後の観光商品の開発に活かしたいと思えます。

今年で26回目となる「由岐伊勢エビまつり」につきましては、商工会由岐支所を事務局とする実行委員会を実施主体に、例年どおり10月の第4日曜日である23日に開催し、多くの来場者で賑わいました。

美波町観光協会では、例年行っております徳島市木工会館での物産販売「まるごと美波町展」を、今年も10月26日から11月13日まで開催致しました。今年には定住自立観光圏事業を活かし、阿南市、那賀町の商品も含め、1階にて水産加工品、木工・手工芸品、菓子類などを並べ展示販売を行いました。11月5日には木工会館前にテントを設置し、観光協会職員他が美波町のPRと対面販売を行いました。

昨年観光協会が主体となって開催した「ハロウィン in 美波」は、今年も10月29日に「発心の会」が主体となって「日和佐

ハロウィン」と名を変え、薬王寺、桜町通りを会場として開催しました。子供と保護者約 180 名が仮装をして桜町通りを歩きました。昨年より参加者も増え、町内外の親子に好評であったことから、今後も門前町のイベントとして継続していく方向のようであります。

発心の会については、門前町の賑わいを取り戻そうと町民有志が集まり平成 27 年 1 月に発足しております。その後定期的に桜町通りでイベントを開催しており、代表者が美波町が本年から取り組んでいる「歴史・文化の力でまちづくり」事業の推進協議会委員にもなっております。現在発心の会には、これから門前町活性化を進めるうえで重要となってくる桜町通りを対象とした基礎調査を委託しており、その結果を踏まえて、今後の門前町活性化の方向性を検討したいと考えております。

「四国の右下・魅力倍増」推進会議関係では、11 月 19 日と 20 日の二日間、「全国井サミット in あなん」と「阿南市活竹祭」、「JA アグリあなん祭」が同時開催するかたちで、阿南市桑野町の JA アグリ阿南において開催されました。全国のご当地井が集結し、阿南市、那賀町、海部郡の特産品の販売や、県南スイーツに加え、まけまけマルシェも「出張」出店され、たくさんの来場客でにぎわいました。

12 月 4 日は、美波町商工会主催の第四回美波町商工祭が薬王寺第 3 駐車場で、JA かいふ主催の農業祭が JA かいふ海南支所を会場に開催されました。この日実施予定の南阿波サンライン活性化協議会が主催する南阿波サンラインウォーキングは、天候不順により中止、出張マルシェを内包して開催された美波町商工祭も降雨によりプログラム等に影響がありました。

道の駅日和佐につきましては、美波町、牟岐町、徳島県と協力し、道の駅の周辺にある施設、美波町のぽっぽマリン、カレッタ、南阿波サンライン第 1 展望台、また牟岐町のモラスコ牟岐の 4 施設をサテライトと位置づけ、5 つの施設で連携した取組を行っていこうとする「道の駅日和佐サテライトステーション」推進協議会を 8 月 15 日に設立致しました。それに伴い美波町、牟岐町、徳島県の 3 者による「道の駅日和佐」を核とした観光・交流の促進に関する協定書の締結式を 11 月 12 日に道の駅日和佐物産館前で行いました。今年度の事業としましては、ドライブ・ウォーキング・サイクリングコースを設定し、区域内の商店等を紹介したパンフレットの印刷・配布すると共に、道の駅、サテライトステーションの 4 施設にイザリ C a f e、南阿波サ

ンラインモビレジ、手羽島連絡船をチェックポイントに加えたスタンプラリーを1月15日まで行っております。

今後の広域イベントの予定としましては、来年1月29日には、第8回千羽海崖トレイルランニングレース2017を、美波町観光協会会長を実行委員長に開催することが決定しております。

既にマスコミ報道等でご承知のことと存じますが、10月26日に大阪市のホテルであった関西ワールドマスタースゲームズ2021組織委員会総会で、2021年5月に開かれる生涯スポーツの国際大会「関西ワールドマスタースゲームズ」のトライアスロン・アクアスロン競技を美波町で開催することが正式に決定致しました。このワールドマスタースゲームズは、4年に一度開催される30歳以上の方なら誰でも参加できる国際総合競技大会で、今回はアジアで初めての大会となり、国内外から全競技で約50,000人の参加を見込んでおります。日程は、2021年5月15日から30日で、関西一円で32競技55種目が行われ、今ところ、美波町で開催される予定のトライアスロン・アクアスロンについては、2日間での開催を予定しております。

コースにつきましては、ひわさうみがめトライアスロンコースを基本としますが、パラの開催も予想され、パラの場合平坦コースが基本となるため、南阿波サンラインは適さないとの話があるため、コース変更が行われる可能性があります。

起業支援等新施策関係では、小規模事業起業支援事業について、11月末現在で今年度の相談件数は9件、内申請まで至ったのが4件、その内、既に審査が行われて交付が決定されたのが3件となっております。平成26年4月に制度をスタートし、平成27年11月に継業を対象にするなどした後、自己実現のみならず社会貢献を含めて起業を考える方からの問い合わせが増加していると思われ、相談体制の充実が必要であると感じております。

また、美波町地方創生推進会議の部会内であった「町民が町への施策提案をする仕組みがない」という発言を発端として、美波ふるさと創造戦略に事業提案制度の検討が盛り込まれ、今年度当初予算で地方創生推進交付金充当を前提に計上されていた当該交付金に基づく「美波町内発型産業振興及び地域活性化事業等提案」につきましては、10月初めからホームページや広報誌で募集しつつ新聞掲載の要請も行っておりましたが、周知不足のためか応募期限の10月末日において1件のみの応募となりました。記事が新聞掲載されたのが11月3日となったこともあり、より多くの提案を募るため、提出期限を12月15日まで

延長し、追加募集を行うことと致しました。その後、立て続けに問い合わせや提出の意思表示を頂き、3件の提案書が提出され、合わせて4件という状況であります。締め切り後は、美波町産業施策検討懇話会を活用するかたちで、書類審査、ヒヤリング又はプレゼンを実施のうえ審査し、優秀賞を5件以内で選定、30千円以内の現金又は商品等を贈呈することとしております。

表彰者が起業等をする場合は、1,000千円以内の補助金を受けられる「町小規模事業起業支援制度」で優先的に審査を受けることができることとしておりますが、提案内容について提案者が実施者であることは前提としておらず、美波町産業施策検討懇話会において補助金の上限額を検討し、実施者を募集するということも同時に想定しているものであることから、頂いた提案のビジネスプラン化が可能かどうかなどについて、中小企業診断士等に相談を行っていくなど、丁寧に対応していきたいと考えております。

次に、建設課関係では、27年度繰越事業では、恵比須浜漁港ストックマネジメント事業の導流堤補修工事は、10月下旬に完成しております。また、日和佐浦西線1号排水路改修工事に係る実施設計業務は、9月中旬に、同工事に係る家屋事前調査業務（その1）は、11月下旬に完了しており、工事入札は12月下旬を予定しております。

地籍調査事業については、現在、奥河内字寺前・弁才天地区の一筆地測量を実施中で、東由岐字本村・大池地区は、一筆地調査の日程を終了し引き続き一筆地測量を行う予定であります。また、この度、国の緊急経済対策による追加配分に伴い恵比須浜及び恵比須浜字田井地区における一筆地調査等費用の補正予算を今議会に提案させて頂いております。

空き家対策では、8月から9月に各町内会のご協力により実施しました空き家抽出調査の結果を基に現在、徳島県住宅供給公社が行う先駆的空き家対策モデル事業により空き家判定士による空き家の劣化状況等に関する調査を行っております。調査結果は今後、空き家情報管理システムとしてデータベース化し、空き家の利活用や解体支援に役立ててまいります。

橋梁維持事業では、橋梁長寿命化修繕計画による奥河内字弁才天・日和佐こども園前の内ヶ磯橋補修工事及び塗装工事については、10月中旬に発注しております。

道路維持事業では、東由岐住吉神社下の東由岐5号線法面对

策工事は、11月下旬に完成しております。北河内字久望の馬路2号線舗装工事及び恵比須浜線舗装修繕工事は、11月上旬に発注しております。

県単急傾斜地崩壊対策事業では、北河内字北分・竹内宅裏の擁壁・防護柵設置工事と西の地字谷裏の川尻兼由宅裏の擁壁工事は、12月下旬発注の予定であります。

災害復旧事業では、8月28日から29日の「豪雨」に係る河川災害2件、9月19日から20日の「台風16号」に係る河川災害1件、道路災害1件、10月5日から6日の「台風18号」に係る河川災害2件、計6件について公共土木施設災害復旧事業の申請中で準備が整いし発注の予定です。今議会に関係予算を追加補正させて頂いておりますのでよろしくお願い致します。

次に、県工事の主なものについてご報告申し上げます。まず、道路関係でございますが、日和佐小野線・恵比須浜字田井のバイパスは、現在、田井側にて田中宅付近からトンネル手前までの調査ボーリング等の詳細設計中で、29年度中にトンネルの田井側入り口付近までの設計及調査が完了する予定と聞いております。

日和佐小野線・田井川樋門の道路拡幅については、橋梁上部工拡幅工事を来年1月中旬に発注予定と聞いております。由岐大西線の阿部でのお水荘手前の改良済区間の一部舗装工事及び盛土工区の舗装工事を12月上旬に発注予定と聞いております。由岐港線の西由岐での道路落石対策工事は、来年1月中旬に発注予定と聞いております。阿南驚敷日和佐線の新発橋及びおしいれ谷橋の床板修繕工事は、来年3月に完成予定と聞いております。日和佐小野線ホテル白い燈台手前の法面コンクリート吹付のひび割れ箇所については、来年1月中旬に法面修繕工事に着手予定と聞いております。日和佐小野線のB&G海洋センター前の道路災害復旧工事は、11月下旬に完成したと聞いております。日和佐上那賀線大越での2箇所の道路災害復旧工事の内1箇所は、11月上旬に完成し、もう1箇所も来年1月中旬に完成予定と聞いております。

河川、砂防関係では、河川の堆積土砂については、西河内字原ヶ野の日和佐川上流部において掘削工事を10月下旬に発注したと聞いております。山王谷の通常砂防事業は、東側堰堤の土砂堆積時の管理用道路整備工事を10月上旬に発注したと聞いております。

港湾、漁港関係では、日和佐港海岸の海岸高潮対策事業の大浜地区防潮堤については、水産試験場前の第2工区の南側区間は、11月下旬から着工し、うみがめ監視小屋前の第3工区の一部は、11月中旬に発注したと聞いております。県単独漁港改良事業の木岐陸閘設置工事は、12月中旬に発注予定と聞いております。

次に、消防防災課関係では、9月19日から20日にかけて台風16号が四国の南岸を通過したため、19日18時に避難準備情報を発令し、早めの避難を呼びかけました。翌日の20日午前4時12分に大雨洪水暴風波浪警報が発令され、10時43分には土砂災害警戒情報も発令されるなど大雨による土砂災害の危険性が高まったため、午前11時30分に伊座利地区と赤松地区に避難勧告を発令し、12時45分には全町を対象に避難勧告を発令しました。避難された方は、日和佐地区で2世帯2人、由岐地区で9世帯9人でありました。被害状況は、床下浸水が由岐地区で4件ありました。一部道路の冠水等は見られたものの、夕方には雨も小康状態となり、19時20分に避難勧告解除、20時12分には大雨、波浪警報も解除となり、大きな被害の報告等はありませんでした。

また、10月17日には、午前4時30分に大雨洪水警報が発令され、5時55分には土砂災害警戒情報が発令され、一時は赤松地区で時間雨量70mmを超える大雨が降りましたが、その後は雨も小康状態となり、7時40分には土砂災害警戒情報が解除となり、8時50分には大雨洪水警報も解除になりました。この雨による大きな被害の報告はありませんでした。

次に防災関係では、10月30日に自主防災会連合会主催で、避難所運営訓練を実施し、日和佐中学校を会場として実施致しました。各自主防災会から約40名の参加があり、実際に簡易トイレや段ボールベッド等の組み立てを行い、使い勝手などを確認致しました。参加者全員で避難所運営に必要な手順を時系列に応じた手順で訓練を行い、改善点などを確認しました。お昼には、婦人会による炊き出し訓練も実施され、参加者の交流も図りながら和やかな訓練となりました。

11月5日、津波防災の日には、町内一斉の避難訓練を行いました。今年度から自主防災会主体で避難者数の確認や避難時に気付いたことなどを報告して頂きました。当日の訓練参加者は、全町で1,127人でありました。今後は、自主防災会役員会などで訓練の検証を行いながら、訓練の充実を図っていきたいと考

えております。

同日、19時より自主防災会連合会主催による「昭和南海地震70年シンポジウム」が由岐公民館で開催され、第1部の「昭和南海地震の教訓に学ぶ」では、昭和南海地震の体験談を西の地の真南卓哉氏にお話をして頂き、第2部の「次の南海地震を知り備える」では、徳島大学大学院理工学研究部教授の馬場俊孝教授に「次の南海トラフ地震・津波の発生機構や予測の最前線」と題してご講演を頂きました。同時開催として、徳島地方気象台の協力を得て「徳島県内の昭和南海地震の被害写真展」も併せて開催し、町内外より50名の参加を頂きました。

次に交通安全関係でございますが、9月22日、由岐地区におきまして美波町交通安全協会由岐分会会員7名の参加を頂き、由岐地区のカーブミラーの清掃とストップマークの張り替え等を行いました。9月30日には、日和佐地区におきまして秋の交通安全キャンペーンを「道の駅 ひわさ」において実施しました。当日は、赤松こども園の園児7名も参加して頂き、国道55線を通行していた運転手の方々に、チラシを配布しながら、交通安全を呼びかけました。

次に、教育委員会関係では、徳島県と美波町で取り組んでいる「地方と都市を結ぶデュアルスクール」のモデル試行として、東京都の小学2年生男子児童が、10月3日から14日まで、美波町内のサテライトオフィスでの保護者の仕事に合わせ、美波町に滞在し、日和佐小学校へ通学、学校生活を送りました。デュアルスクールによる、地方と都市の二地域移住の可能性の拡大、地方と都市の魅力や課題に気づく多面的な考え方のできる人材の育成など、教育による地方創生に繋がるものと期待しています。

中学生議会が11月28日に開催され、日和佐中学校1年生30名、由岐中学校1年生6名、伊座利分校1年生1名、合計37名が参加し、美波町のPR活動、空き家対策、道の駅への提言、トライアスロンの新コース考案などについて質問や提案があり、私や担当課長からそれぞれ答弁を致しました。

社会教育関係のスポーツイベント関係では、10月1日に由岐走ラン会が、10月16日には定住自立圏事業として500歳野球大会が、また同日に由岐地区館対抗球技大会としてソフトボールとソフトバレーボールが、10月26日及び27日には日和佐公民館対抗ミックスソフトバレーボール大会が、11月30日に日和佐公民館対抗9人制ミックスバレーボール大会がそれぞれ開催さ

れ、多くの参加者が熱戦を繰り広げました。また、11月3日に由岐共楽運動会、11月6日に日和佐町民運動会が行われ、両運動会とも、真剣勝負による白熱した熱戦や日頃の運動不足による珍プレーもありながら、小さな子どもから高齢者まで、和気藹々と楽しい1日を過ごして頂けたものと思っています。

文化関係では、10月16日に定住自立圏事業として阿南市成人大学の特別講座を美波町で開催し、サテライトオフィスについて学びました。10月20日に人権問題講演会を開催し、落語家の林家染二さんによる「笑いと情けが人の輪をひろげる」と題した講演をして頂き、落語を交えての講演は、和やかな雰囲気の中で人権問題を考える機会となったことと思います。10月21日から11月3日まで由岐地区文化祭を、12月2日から4日まで日和佐地区文化祭を開催し、それぞれ子供や町民の方々の力作が展示され、多くの町民の皆様に鑑賞して頂きました。11月12日に由岐公民館において、お楽しみ映画大会「母と暮らせば」を上映し、85の方に鑑賞して頂きました。11月14日に文化講演会を開催し、国土地理院の藤井稔さんをお招きし、「国土地理院のしごと」と題して講演をして頂き、参加者40人とすこし少なかったですが、普段あまり触れることのない国土地理院のしごとについて、分かりやすく話して下さい、参加した方からは興味を持ったとの声も聞こえてきました。11月26日には、第18回日和佐にこにこ人権フェスティバルが「みんなの手、つなげて広がる、笑顔の輪」をメインテーマとして開催され、優秀標語の表彰、オカリナグループ「たんぽぽ」のコンサートや作品展示などを通じ、多くの町民の皆様に楽しみながら人権について学んで頂きました。11月30日には日和佐地区文化協会芸能発表会を開催し、出演者はそれぞれ日頃の練習の成果を遺憾なく発揮され、会場から大きな拍手を頂きました。

11月20日に海部郡婦人会連合会主催による「マッチングパーティーinみなみ」が開催され、男性8人、女性5人の参加がありました。伊勢エビなど地元の食材を使った料理づくりなどを通じ、交流を深めて頂きましたが、残念ながら今回はカップル誕生とまではいきませんでした。

学芸員等が、本年大浜海岸に上陸したアカウミガメのふ化率を調査した結果、上陸頭数が7頭と平成18年の2頭に次ぐ少なさとなり、産卵数自体も2回でありました。しかし、本年の2回の産卵のふ化率は84.3%となり、昨年23.3%から大幅に上昇しました。最近ではふ化率の低迷が続いており、原因の一つと

して考えられるふ化場所が高温状態になることを防ぐ目的で、本年度は散水や遮光ネットを用いた防熱対策を行ったところ、検証が2回と少ない状況ではありますが、ふ化率の上昇が見られました。このため、次年度以降も引き続き防熱対策をしようと考えています。また、阿波尾鶏専門レストラン「odorri(オドリ)」からウミガメを題材にした「ウミガメバーガー」の売り上げの一部をうみがめ博物館に寄付して頂きましたので、ウミガメの保護活動に充てることとしております。

次に、美波病院関係では、9月28日に美波病院において、由岐湾内自主防災会と美波病院の意見交換会を行いました。由岐湾内自主防災会役員等と美波病院院長はじめ、本町の関係職員が出席し、巨大地震発生時の美波病院の災害対応及び住民の避難対応について協議を行いました。また、10月18日には、美波病院2階特浴室から出火したとの想定で、火災避難訓練を行うと共に、初期消火訓練を海部消防日和佐出張所職員指導の下、水消火器及び本物の消火器を使った消火訓練を行い、非常時に備えております。

以上「諸般の報告」と致します。議員各位のご理解をお願い申し上げます。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

議案第55号「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(条例第13号)」は、平成28年人事院勧告に基づき、月給で0.17%を平成28年4月に遡って引き上げ、ボーナスについては0.1ヶ月分を12月分から引き上げるための条例改正であります。

議案第56号「美波町税条例の一部を改正する条例の制定について(条例第14号)」は、台湾との相互主義に基づき、台湾との間の二重課税の回避及び脱税の防止のため民間取り決めが結ばれておりましたが、この内容を日本国内で実施するための国内法の整備が行われ、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」が改正されたことに伴う条例改正であります。

議案第57号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について(条例第15号)」は、議案第56号と同じく、「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律」の改正に伴う条例改正であります。

議案第 58 号「美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 16 号）」は、消防組織法第 18 条第 1 項との整合性を図るため、条文の一部を追加するための条例改正であります。

議案第 59 号から第 65 号までの 7 件は、平成 28 年度各会計の補正予算であります。

まず、議案第 59 号「平成 28 年度美波町一般会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 405,447 千円を追加し、総額を 7,577,248 千円と致しております。今回の補正では、今後の資金運用に備えるため、一時借入金の最高額を 600,000 千円追加し、1,000,000 千円と致しております。

歳出の主なものですが、各費目の人件費については、今回の人事院勧告に伴う給与条例の改正等による調整と 4 月の人事異動に伴う調整を行った補正であります。総務費の負担金、補助及び交付金では、情報ネットワーク費で自治体情報の強靱化に伴う徳島県セキュリティクラウド構築に係る負担金として 4,360 千円を、諸費では、地域バス路線運行費補助金として徳島バス阿南へ 4,711 千円、徳島バス南部へ 4,754 千円、計 9,465 千円を、地方創生事業費（企画関係）では、定住促進補助金 2 件分 4,000 千円をそれぞれ追加しております。民生費の社会福祉総務費では、繰出金で国保基盤安定化事業繰出金ほかで 3,190 千円を減額しております。老人福祉費の繰出金では、介護保険特別会計繰出金として 1,191 千円を、臨時福祉給付金給付事業費では、給付金の制度拡充に伴う給付金や事務費などの経費として 40,451 千円をそれぞれ追加しております。衛生費の保健衛生総務費では、負担金、補助及び交付金で病院会計運営費負担金として 108,481 千円を、環境衛生費では、繰出金で簡易水道特別会計繰出金として 11,400 千円をそれぞれ追加しております。農林水産業費の農業振興費では、負担金、補助及び交付金で国及び県の補助事業となります環境保全型農業直接支払交付金として 1,417 千円、経営転換協力金及び地域集積協力金として 6,870 千円を追加し、農山漁村活性化費では、精米所の更新や出荷システム構築などへの農山漁村活性化推進補助金で 3,364 千円を、国土調査費では、国の追加補正に伴い調査委託料や事務費などで 36,750 千円を、林業振興費では、県農山漁村未来創造事業への提案事業が採択されたことに伴い、木材流通備蓄倉庫基本設計費を含む木材備蓄循環システム構築事業費として 1,800 千円を、水産業振興費の負担金、補助及び交付金では、

町内 7 漁協の組合長で組織する海部上灘漁業振興会を母体として形成された「美波町地域水産業再生委員会」が主体となつて行う浜の活力再生プラン策定事業に係る水産庁の補助が出るまでの一時的な補助金として 1,500 千円をそれぞれ追加しております。商工費の地方創生事業費（商工振興関係）では、負担金、補助及び交付金で小規模事業者起業支援補助金 2 件分 2,000 千円を追加しております。土木施設災害復旧費では、台風被害による道路、河川の災害復旧に係る委託料及び工事請負費等で 91,000 千円を追加しております。基金費では、合併特例債の活用による基金積立事業であるまちづくり基金費で積立金として 100,000 千円を追加しております。

議案第 60 号「平成 28 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,192 千円を減額し、総額を 1,239,717 千円と致しております。歳入については、保険基盤安定繰入金の減額等に伴う一般会計繰入金の減額であり、歳出については、職員手当等の追加と、予備費の減額であります。

議案第 61 号「平成 28 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,366 千円を減額し、総額を 370,950 千円と致しております。歳入については、由岐配水池更新工事に係る県補助金の減額に伴う一般会計繰入金及び町債の追加であり、歳出については、主に歳入の県補助金の減額に伴う予備費の減額であります。

議案第 62 号「平成 28 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,098 千円を追加し、総額を 1,323,477 千円と致しております。歳入の主なものは、介護保険システムの改修に伴う国庫補助金及び一般会計繰入金の追加であり、歳出については、介護保険システムの改修に伴う委託料の追加と、保険料還付に伴う償還金、利子及び割引料の追加であります。

議案第 63 号「平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）」は、補正額はなく、歳出の節の組み替えによる補正予算であります。

議案第 64 号「平成 28 年度美波町水道事業会計補正予算（第 1 号）」は、補正額はなく、収益的支出の項間の組み替えによる補正予算であります。

議案第 65 号「平成 28 年度美波町病院事業会計補正予算（第 1 号）」は、収益的収入に 76,153 千円を追加し、その総額を

895,887千円とし、収益的支出では131,099千円を追加し、その総額を873,493千円と致しております。収益的収入では、主に一般会計からの地方交付税に係る負担金収入と、収益的支出では給与費の調整と光熱水費、建物及び備品等の減価償却費を追加致しております。

なお、議案第55号につきましては、円滑な事務執行のため、本日も審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

以上、提案しております議案の概要をご説明申し上げます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致しますので、ご審議のうえ、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明と致します。どうぞよろしくお願い致します。

議 長 提案理由の説明が終わりました。

小休します。

(時に 10時16分)

(小休中)

(時に 10時30分)

議 長 再開します。

町長

町 長 失礼します。

1点さっきの、先程の提案説明の中で変更・訂正をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。ページ数は12ページ、12ページの災害復旧事業のところ、下から2行目の右のところ、計5件というふうに読み上げましたけれども、計6件に直して頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

議 長 議案の内、条例議案第55号につきましては、町長から早期の議決のお願いしたいとの要望がありましたので、本日先に審議したいと思っております。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

ただ今から議案審議を行います。

日程第4 議案第55号「美波町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について(条例第13号)」を議題とします。

当局の説明を求めます。総務企画課長

総務企画課長 (議案第55号の説明をする)

議

長 説明が終わりました。質疑を行います。
ございませんか。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。ございませんか討論。
(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第 55 号「美波町職員の給与に関する条例等の一部改正する条例の制定について（条例第 13 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 : 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦勞様でした。

(時に 10 時 38 分)

12月 9日（金）

（時に 9時 00分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は7名です。通告順に発言を許可します。

6番松本議員の一般質問を許可致します。

松本議員

6番議員 改めておはようございます。1点だけ質問させていただきます。私は美波町に住んでおいでの方の中で、独居者の安否確認についてを質疑致しますので、よろしく願い申し上げます。

皆さんご存知と思いますが、美波町で9月の末に50半ば、54歳の男性、また10月末には65歳の男性、また数日前には女性が亡くなっております。このような2名に関しては共通することは独居者でありまして、近所付き合いが消極的であります。このような悲惨な事故を無くするために、行政はどのような対策をされるのかお聞きしたいと思います。

先ほど申し上げた前者の方は、数年前に母親と暮らしておりましたが、亡くなりまして一人で住んでおりました。町内の集金日、つまり25日でございますが、9月の25日には集金が出来ておりますが、10月の25日に集金に行きましたところ、電気が消えておりまして、会計に渡すのに集金者は立替えて支払ったわけでございます。数日経っても電気が消えておりまして、これはちょっと普通ではないなあということで、町内会長・副会長が郵便受けのポストを確認させて頂きました。そしたら近所の方のおっしゃるには「もうひと月近くは電気がついてない」それからポストの中身を確認致しましても、ひと月前の手紙・はがき・お祭りのお神酒、そしてお餅がそのままの現状でありました。これはただ事ではないなあということで、会長・副会長が牟岐署の方に連絡させて頂きました。そして警察がしばらく調べておりましたが、身内の方もなかなか連絡が取れませんでした。最終的には11月の末にこの男性は安否が確認されなかったAさんというか、その方が妹さんが確認致しました。そして11月の13日に埋葬されました。後者の方はまた十数年前より一人で暮らしておりまして、近所付き合いもありません。死亡後一週間ぐらい過ぎてこれも娘さんというか、子どもさんが発見したと聞いております。このような独居者の死亡事故が

多く発生することは今後予想されます。先ほども申しましたが、どうしてもこういう一人住んでおられる方は、近所づきあいがほとんどなく、なかなか亡くなっても分からないということが現実的でございますので、町としてはこのような悲惨な死亡事故というか、こういうことを無くするためにも行政としてどのように考えておられるのか、また対策があればお示し頂きたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

ただ今のご質問にお答えさせていただきます。54歳の方につきましては町外での死亡であり、65歳の方につきましては本年6月に転出をするまでは、地域包括支援センターが定期的な訪問を行っておりました。地域の見守り体制につきましては、徳島県と各市町村及び徳島新聞販売店協業組合等をはじめとする各種事業者と見守り協定を結んでおり、美波町単独でもとくしま生協等との協定のほか民生児童委員による訪問、老人クラブによる友愛訪問、配食サービスによる配達時の安否確認、介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援サービスとしての社会福祉協議会が65歳以上の軽度介護認定者及び独居高齢者を対象として見守り訪問及び見守り電話を行っておりますが、何れにおいても24時間体制での見守りというのは困難な状況であります。また、ここに問題を抱えている方につきましては、相談窓口を充実致しましても自発的な相談に結びつかないケースも多々あります。

今後は高齢者や障害者又は独居者に限らず、問題を抱えたご家庭に対して地域住民の皆様との連携強化を図り、個人情報にも配慮しながら相談支援に努めていきたいと考えております。以上です。

議 長
6 番 議 員

松本議員

今の答弁もなるほどと思いますが、今日までそういった体制というか、見守り等をしておりましたがこういう事故というか事件が発生しておりますので、私が思うには行政もちろん、それから民生委員・町内会ですね、それから警察。先ほども申し上げましたが、島田課長が申し上げましたが、郵便の配達等の組織をまあどないいうんですか、1つのサポート体制を作って頂いて、ほの65歳とか高齢者でなしに、若くてもやっぱり30代とか50代でも一人住んでおりましたらどうしてもええことばかり考えないと思うんです。やっぱり一人おったらどうしても暗いというか、落ち込んだような考え方になる方が多いと思う

んです。老若男女、つまり若い、年配でなしに男女別として、そういう一人住まいの方のどない言うんですか、名簿というか、ほれはもちろん担当だけが持つとったらいいと思いますが、そういった氏名とかそういった感じのもんを作っとして、まあ例えば桜町だったら桜町の町内会長・民生員さんにこういう人がおられますので、一人暮らしておりますので、日ごろ声掛けて頂くとか、気を付けて頂けますかというそういう体制の方がもう少しどない言うんですか、温かい見守りというか、できると思うんです。今日までされとってもこいう方、ここ2・3ヶ月で3名の方が亡くなっとうということは、これものすごいことだろうと思うんです、悪い方でいう。やはり役場も忙しいと思いますが、人の命ですので、住んで良かった美波町のためにも行政が先頭に立って頂きまして、先ほど申した警察とか民生員とか町内会とか、そういったなにを巻き込んで頂きまして、こういう事故が絶対無くなるということは難しいと思いますが、できるだけこいう一人の方が病気か自殺かそれは発表されてないん分かりませんが、こいうことがないような体制づくりをお願いしたいと思っておりますので、答弁がございましたらまたよろしくお願ひします。

保健福祉課長 先ほどの回答と重複致しますが、地域住民の皆様と連携しながら可能な範囲で対応していきたいと考えております。以上です。

議長 松本議員
6番議員 ありがとうございます。それで結構ですので、人の命は地球より重たいと申しますので、極力こいう事故が発生しないように地域・住民・行政全てが力を注いで、事故の無いようにするようによろしくお願ひします。ありがとうございます。

議長 以上で、松本議員の一般質問は終了しました。
続いて8番寺下議員の一般質問を許可致します。
寺下議員

8番議員 「議長の許可を得ましたので、私からは地方創生事業、この1問について質問を致します。質問の要旨は全て関連しますので、長くなりますが、一括で質問致します。

昨年策定された、みなみふるさと創造戦略の中で、ただ今お手元にお配りしております、A3の概要版があると思うんですけれども、これは以前に頂いた人口ビジョン、総合戦略の簿冊の中にも入っております。その概要版を参照して頂けたらと思ひますが、まず裏面の基本目標「みなみへの人の流れづくり」

の具体的な施策に「サテライトオフィスの更なる進化」が挙げられています。これまで、サテライトオフィスの誘致効果により、昨年、本町は転入超過を実現し、また若い世代の転入によって、地域の活性化にも大きく寄与してくれております。その方向性は有用で、今後、より実効性の高い事業へと展開する必要があると、私自身も思っております。そこで、次の4つに分けて質問致します。

まず、12月2日の徳島新聞、また初日の町長提案理由の説明時にもありましたが、現在美波町には15社のサテライトオフィスが開設されています。誘致開始から現在の状況までをお伺いします。次に、更なる誘致が具体的な事業として挙げられていますが、その内容をお伺いします。次に、新たな展開を進めるための具体的な内容についてもお伺いします。最後に、サテライトオフィス誘致における新しい働き方の提案や大学連携での学びの場など、地域活性化を支援するための、様々なインフラや宿泊機能を兼ね備えた体験施設として、城山交流拠点施設が整備されました。その利用状況と成果についてお伺いします。

2点目次に、基本目標「みなみの資源を活かした仕事づくり」の具体的な施策に「薬王寺門前町の再生」が挙げられています。薬王寺門前町の再生については、平成27年8月に創設された徳島版「地方創生特区」制度において、「美波町歴史文化の力でまちづくり特区」として平成28年度に第2次指定されております。特区については、通告は6月7日となっているのですが、これは5月20日の全員協議会の中で説明を受けて、財政支援について最長3年間と聞いておりますが、その後の進捗があまり見えず、時間だけが過ぎていくように感じます。また、町民からも「特区ってそもそも何なの」と尋ねられることもあります。そこで、現在の進捗と状況についてお伺いします。

次に3点目、基本目標「みなみの人がつくる、個性ある住みよい地域づくり」の具体的な施策に「ICT等を活用した災害に強いまちづくり」が挙げられています。9月議会で、美波町国土強靱化計画にかかる一般質問を行い、それに対する答弁では、リーディングプロジェクトの1つの柱にある、「サテライトオフィス等のICTを活用した防災・減災対策」については、「サテライトオフィスや建築士会とも連携を取りながら検討を進めていく」との答弁しかありませんでした。初日の町長提案理由の説明や先日の徳島新聞の記事には、15社目のサテライトオフィスとなる(株)スキード社は、IoTを活用した見守りサービ

スや防災対策のシステム開発を進め、事業化を目指すとありました。今後、どのように連携していくのか、また他にも9月議会以降進捗している内容があるのであれば、それを伺いたいと思います。

最後に、計画の推進にあたっては、「3つの全国発信プロジェクト」が挙げられています。お配りしているA3概要版の表面を参照して頂きたいと思います。そこで、昨年12月議会で行った、一般質問の答弁では、10月に委嘱された地域おこし協力隊員の採用は、「このプロジェクト推進の有効な手段であり、今後も更に多様な取り組みに繋げていきたい」と言われています。委嘱隊員の業務内容や現況をお伺いするとともに、今後隊員の追加募集等は考えられているのかどうかについてもお伺いします。

次に、全員参加の集落再生モデルの展開としてイザリモデルが挙げられ、自分達が発案し、全員参加で実行する取り組みを進めることが求められています。また反面、「なかなか真似のできるものではない」とも書かれています。それならば、現状で住民の発案環境について、一方的な情報提供で終わるのではなく、相談窓口等を設けるなど、次のステップへの底上げ、フォロー体制は必須であると考えますが、そのあたり、整備出来ているのか、現況についてお伺いします。

最後に、先日、2021年5月に開催される「関西ワールドマスタースターズゲームズ」のトライアスロン・アクアスロン競技の美波町開催が決定されました。初日の町長提案理由の説明にもありましたが、今回はアジアで初めての大会であり、国内外から全競技で約5万人の参加が見込まれているとのことで、実際、美波町の競技会場にはどのくらいの規模の参加になるか分かりませんが、過疎高齢化が急激に進む中で、5年後の受け入れ態勢等、対応が困難になることはないのか、お伺いします。併せて、このイベント開催は、全国に美波町をアピールし、地域や人が注目を集めるまたとない大きなチャンスになると、私自身も受け止めています。このチャンスを活かし、一過性のイベントにしないために、将来に向けた町長のお考えをお伺いします。以上項目は多いんですけども、よろしくお願ひします。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

ただ今のご質問に答弁させていただきます。私の方からは大きくは1番・2番それから4番の①②ということで、答弁させていただきますので、よろしくお願ひ致します。

まず1点目の15社のサテライトオフィスが開設されたようだが、誘致開始からこれまでの状況はについてでございますけれども、これまでに進出されたサテライトオフィス各社の状況についてご説明致します。まず、サテライトオフィス第1号として平成24年5月に進出頂きましたセキュリティソフト開発のサイファー・テック株式会社につきましては、平成25年5月に本社を恵比須浜田井に移転頂き、常駐により現在も業務を行って頂いております。次に2社目となりますIT関係のコンサルティングのプライマル株式会社グループのタンジット株式会社については、事情により現在は撤退されており、カウントはされておられません。次に3社目となります地域課題の解決などの支援業務を行っております株式会社あわえにつきましては、中村町の初音湯跡に事務所を構え常駐により事業を行っており、今年5月には町との地方創生パートナーシップ協定を締結させて頂いております。次に4社目となりますITクラウド事業の株式会社鈴木商店については、事務所を恵比須浜に置きまして、常駐により業務を行っております。毎年地元での感謝祭も開催され、地元との交流を図られております。次に5社目となりますIT・写真を活用したプロモーションなどの株式会社たからのやまにつきましては、常駐ではございませんでしたが、桜町に事務所を借り業務を行っていましたが、都合により現在は事務所は借りられていない状況でございます。次に6社目となります工業製品のプロダクトデザインの兵頭デザインについては、事務所を奥河町に置かれています。また7社目となる地域ブランディング事業のスタジオ23についても同じ場所に事務所を置かれています。両社とも常駐ではありません。次に8社目から10社目までの建築の設計等の事務所で、一級建築設計事務所マチデザイン、それから長谷川明建築設計事務所、株式会社カワグチテイ建築計画がございますけれども、株式会社カワグチテイ建築計画については事務所を西町に置かれています。3社とも常駐ではございませんでしたが、カワグチテイ建築計画につきましては医療保健センター建設工事の監理業務があることから現在は常駐となっております。次に11社目及び12社目につきましては、事務所を特に定めない循環型サテライトオフィスとして進出頂いております。1つは分散コンピューティングシステムの開発などのゼロ・クラフト、もう1つはオフィス不動産の紹介・内装構築のマネジメントなどの株式会社ヒトカラメディアであり、不定期にはなりますが戎邸などを利用して事業展開

を図られております。次に 13 社目のスマートフォンソフトウェア開発の株式会社スパゲッティについては滞在型のサテライトオフィスとして移住もして頂いておりましたが、事情によりまして現在は休止されている状況でございます。次に 14 社目のWEBサイトデザイン・構築などのまめぞうデザインは今年 3 月に滞在型サテライトオフィスとして奥河町に事務所を置き、常駐となっております。次に 15 社目インターネット広告の株式会社ブックスタンドは、今年 9 月に事務所を開設されまして、町内に在宅ワーカーがおられ、業務を行っています。次に 16 社目の通信ソフトウェア開発の株式会社スキードにつきましては、先日の 12 月 1 日に開設まして、滞在型サテライトオフィスとして奥潟に事務所を置かれて、常駐にて事業に取り組まれると聞いております。サテライトオフィス誘致につきましても、徳島県との連携により誘致を進めているところでございますが、サテライトオフィス開設には滞在型、循環型と会社の事情にもより多様な形態があり、社会の流れなど含め誘致のあり方を常に研究し取り組む必要があると考えております。

次に更なる誘致の具体的な内容、それから新たな展開の具体的な内容、城山交流拠点施設の利用状況と成果について答弁させていただきます。サテライトオフィスの誘致につきましても、まず美波町を知って頂くこと、興味を持って頂くことから始まります。このことについては、町長提案説明にもありましたが、美波町の認知度向上のための情報発信について、10 月から新たに戦略的に取り組みを始めております。これは、総務企画課を担当課として産業振興課、保健福祉課の職員からなる広報チームにより広報みなみやホームページのあり方など情報発信の方法を戦略的に行っていくものであります。この取り組みは、地方創生パートナーシップ協定を結んでいます株式会社あわえの業務支援によるものでございまして、具体的には広報みなみに地方創生特集コーナーを設け、社会人口動態の状況であったり、サテライトオフィスなどの進出起業の紹介やサテライトオフィスだけでなく地方創生に係る事業の紹介などを行う予定と致しております。また、美波町の動向につきましても各メディアへニュースレターの配信や、ホームページのアクセス解析なども行いまして、受け手側の動向を把握し、効果的な情報発信へ繋げることと致しております。次に、美波町の魅力を実際に美波町に来て頂き体験して頂くことが必要となりますが、宿泊が出来るコワーキング施設を使用し、お試しでの地元ワーク、地域

のお祭りへの参加であったり、地域住民との交流や釣りやサーフィンなどの余暇の過ごし方などを体験して頂くことで美波町の魅力を実感して頂くことは、サテライトオフィスを開設するにあたってのイメージをするためにはとても重要なポイントとなります。次に、開設を希望される場合はその準備のため、空き家などの施設の紹介や助成金申請の手続きなどを行って頂くこととなりますが、現在、移住者の増などによりまして、貸して頂ける空き家が不足している状況で有り、すぐに住める空き家は殆ど無い状況で、空き物件が出るとすぐに貸し出し先が決まってしまうような状況でございます。貸して頂ける空き家情報があればお知らせ頂ければと思いますので、この場をお借りして皆様にお願ひ致したいと思ひます。開設に当たっては、地元の方々への案内であったり、開所式やメディアへの情報提供などを行い情報発信にも努めております。また、開設後においては取材や視察などへの協力や地元の行事などへの参加、進出を希望する企業間交流にも参加して頂き、更なる誘致へ繋げるものと致してあります。

新たな展開としては、12月1日に開設された株式会社スキードの進出内容が新たな取り組みではないかと考えています。この取り組みは、美波町での課題でもあり多くの自治体が課題としている災害時の情報配信や安否確認、平常時の要支援者などの見守りについて、IoTやモバイル機器を活用して地域情報伝達システムの構築ため実証実験を美波町で行うもので、サテライトオフィス誘致だけでなく地域課題の解決にも繋がるものと考えています。美波町におきましては、農林水産業や商業など様々な課題がございますが、サテライトオフィスや大学なども含め連携することにより地域課題解決への新たな発想も生まれてくるもの思ひてあります。このようなサテライトオフィスの誘致や新たな展開に必要な場所として城山交流拠点施設を整備致してあります。

用途については、コワーキングスペースや交流、宿泊施設として活用致してあります。利用状況については、8月9日の内覧会以降、回数では23回、実人数では201名の方々にご利用頂いております。具体的には、企業関係者の利用や大学関係では昭和女子大と神戸大学のゼミ合宿、最近では12月5日から6日にかけてブロードバンド推進協議会11名の方が利用されております。施設の活用も含め、様々な取り組みの中で、12月に株式会社スキードに開設頂き、近々開設を検討頂いている企業も1社

ございます。今後とも、施設の目的であります都市からの人の流れや起業者の支援と地域間交流及び定住促進などの地域の活性化に有効的に活用させて頂きたいと考えております。

次に「みなみの資源を活かした仕事づくり」の具体的な施策に挙げられている薬王寺の門前町の再生についてお答えさせていただきます。薬王寺の門前町の再生については、地方創生の加速化交付金による事業、また美波町と文理大学が連携して行う歴史文化の力でまちづくり事業の大ききは2つの事業を組み合わせたかたちで進められています。この中の歴史文化の力でまちづくり事業は、人形浄瑠璃・農村舞台「赤松座」復活プロジェクトと薬王寺門前町再生プロジェクトとして特区認定を受けて事業が進められております。事業実施に当たっては、3月に推進会議を立ち上げておりましたが、委員構成も含め7月4日に改めて歴史文化の力でまちづくり推進協議会を開催し、取り組みについての協議を行っております。委員構成としては、赤松座と門前町の両方のプロジェクトの関係者から構成されておりますけれども、門前町の再生では商工会・観光協会・薬王寺・発心の会・日和佐まちおこし隊・桜町町内会・株式会社あわえとなっており、役場からは総務企画課・産業振興課が事務局として参加致しております。会議の中では、既に新たに飲食店も出来ており、これを機会に人が歩いて貰えるような商店街にできれば、また、デジタルミュージアムなど色々な取り組みの提案もございました。これまでの取り組みと致しましては、徳島文理大学の学生によるうみがめ祭りでの薬王寺ライトアップコンサートや学生達が桜町や美波町の取り組みなどを学習する意見交換やハロウィンでの演奏など、桜町に開設致しました門前町サテライトオフィスも活用して活動を行っております。また、地元の取り組みとしては地方創生の加速化交付金を活用した取り組みにはなりますが、発心の会による門前町活性化のための基礎調査を9月から10月にかけて実施し、活用出来る空き家などを貸店舗として増やすことの提案として取りまとめられています。この調査結果に基づき、活用出来る空き家を選び、活用案と改修計画を行い、最終的には店舗や商社組織等への活用に繋げたいと考えています。今後は、文理大学との連携や関係者の協力も頂き、門前町の再生プロジェクトまた、赤松座の復活プロジェクトも含めた事業の実現に向け、課題は大きいものではございますが、3年間で1つの目安として、一歩ずつ進めていくことが必要であると考えております。

次に昨年の 10 月に委嘱された地域おこし協力隊の業務内容等現況についてお答えさせていただきます。サテライトオフィス誘致に従事して頂いております地域おこし協力隊員の業務内容についてでございますが、先のサテライトオフィスの更なる誘致についての質問でもお答えしました、誘致の取り組み関係の仕事に携わって頂いております。具体的に申し上げますと、各企業及び自治体などの視察時の資料作成や案内、サテライトオフィス誘致パンフの作成や各種データの整理、進出企業への空き家紹介や地域の紹介、補助金制度の利用アドバイスやサテライトオフィス関係の会議の出席、誘致に係るミーティングへの出席など多種多様となっております。最近では、10月26日と27日に福井県で行われた全国シティプロモーションサミットに参加し、全国の取り組みについて学ぶと共に、美波町の紹介や企業や自治体の参加者との情報交換も行い、今後の誘致へ繋がる活動を行っております。また11月2日には東京で開催された徳島県が開催する徳島ビジネスフォーラム in 東京にも参加し、集まられた企業関係者に美波町の紹介などの誘致活動を行いました。誘致につきましては、様々な取り組みがあり、既に進出しているサテライトオフィスの方々や徳島県、地元の関係者の方々との協力も頂きながら、活動して頂くことと致しております。現在追加募集は考えておりませんが、今後検討させて頂きたいと思っております。

次に全員参加の集落再生モデルの展開として、イザリモデルが挙げられているということで、その窓口を置くなど次のステップへの底上げ、フォロー体制は整備できているのかについて、お答えさせて頂きたいと思っております。伊座利地区の取り組みにつきましては、地域活性化の取り組み事例にも挙げられ全国的にも有名であり、現実には人口は100人程度を維持し、高齢化率は24%と美波町内では非常に低く、伊座利 Cafe には年間約12,000人が訪れています。伊座利地区の取り組みの中で、地域づくりのあり方として「人を動かせるのは人」「地域の魅力は人にあり」と提言されています。このようなことから、地域の人材を育てるための人材育成に係る補助制度を新たに創設致しております。制度につきましては12月の広報みなみでもお知らせすることと致しておりますけれども、人材育成に係る研修や視察研修への参加費用や研修会の開催に係る費用に対して上限はございますが2分の1の補助を行う制度でございます。この制度の趣旨としては、魅力あるまちづくりを推進するための人材

を育てるための制度で有りまして、現在地域づくり推進条例で町内会等の地域づくりを支援しておりますけれども、その制度を補完するための制度でもございます。詳しく申しますと、地域づくり推進条例では町内会が認めた団体のみに支援を行うことと致しておりますけれども、新しい制度では、個人及び今後地域づくり団体を目指す小規模な団体を支援出来ることと致しております。なお、財源につきましては地方創生推進交付金を活用しており、交付に当たっては審査会を設け適正に審査することと致しております。住民の発案環境につきましては、毎年各町内会には施策の要望書の提出を行って頂いております。また、意見交換会や町政懇談会も開催し意見が出せる場を設けており、町長への手紙制度も設けさせて頂いているところでございます。今後とも、出来るだけ住民の方々の意見を頂ける環境づくりに努めさせて頂きたいと考えておりますので、議員各位におかれましても行政と住民との距離を縮めるためご協力頂けますようお願い致します。以上で私からの答弁とさせていただきます。

議 長 消防防災課長
消防防災課長

消防防災課長 私の方からは 3 番の①についてお答えをさせていただきます。9 月議会で答弁をさせていただきましたとおり、防災対策につきましては自主防災会が中心であります。今後はサテライトオフィスや建築士会とも連携を取りながら新しい防災・減災対策の活用方法について検討を進めるとの答弁をさせていただきました。まずサテライトオフィスとの連携につきましては、現在、東京に本社があります通信ソフトウェア開発販売会社のスキードから IoT を活用した見守り対策や発信機等を身に着け、避難状況や要支援者の居場所確認など災害時の情報伝達サービスなど津波を想定した避難支援システムの実証実験を日和佐地区において行いたいとのご提案を頂いております。現在、総務省への補助申請のため美波町とスキード、徳島県などによる共同提案書を提出予定としております。

事業の詳細につきましては、今後は、システム開発についての協力や実証実験に向けて協議をしていくものと考えておりますので、住民に対して有効な利活用ができるようなシステムが出来上がればと考えておりますので、今後慎重に検討して参りたいと考えております。また建築士会との連携という点につきましては、自主防災会の避難所開設訓練の中で参加者の方々から「素人では避難する建物が安全かどうかの判断ができない」

議
町

長
町長

等の意見を頂いておりましたので、建築士会に相談を致しましたところ、来年 2 月に自主防災会を対象として地震発生後の施設等の安全性を確認するための講習会を開催して頂ける予定となっております。今後も、自主防災会と協議を重ね、避難所運営訓練などとも関連づけながら、必要な講習会等を実施していきたいと考えております。以上でございます。

それでは私の方からは関西ワールドマスターズゲームズにつきまして、答弁をさせていただきます。まず始めに、経緯につきまして、概略を申し上げたいと思います。平成 25 年 11 月 10 日に国際マスターズゲームズ協会と関西広域連合との間で、基本合意書の調印式が行われまして、関西地域を 2021 年大会の開催地とすること。また大会名称を「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」とすることなどが決定されました。それを受けまして、平成 26 年 12 月 3 日に私の方から美波町議会の全員協議会で立候補する旨の説明をさして頂いたところでありまして。平成 26 年の 12 月 8 日には関西ワールドマスターズゲームズの 2021 組織委員会が設立されました。平成 27 年 2 月 27 日に徳島県警本部に私の方から立候補することを報告し協力を依頼致しました。その後平成 27 年の 5 月 15 日から 17 日にかけて、2015 世界トライアスロンシリーズの横浜大会の視察。また平成 28 年 4 月 28 日から 30 日にはアジアトライアスロン選手権 2016 広島県廿日市市へ視察に行っております。本年 7 月 21 日にトライアスロン・アクアスロンの開催地として美波町が内定されました。平成 28 年の今年 8 月でございますけれども、内定を受けまして町内でトライアスロン大会を開催した時に、いろいろとお世話になっておりますボランティアの方々などの主な団体の代表者に内定した旨のご報告と協力依頼を行いました。10 月 26 日に開催地として決定を致しまして、徳島県内では 5 競技 6 種目が開催されることとなったところでありまして。

次に今後の予定でございますけれども、県に確認を致しましたところ、まず 1 つ目と致しましては徳島県が実行委員会を設立し、美波町もこれに参画すると。2 つ目と致しましては、来年 4 月の 21 日から 30 日に開催されます第 9 回ワールドマスターズゲームズの大会がオークランドでございますけれども、その大会の運営状況などを視察するため、徳島県・開催の市町、開催競技の県内の競技団体による視察を予定しているとのことと致しまして、各開催競技のプレ大会等を行

ながら、課題の抽出と準備の推進を図っていく予定というふう
に伺っております。

次に課題等についてでございますけれども、まだ、私どもの
方では課題を抽出するところまでいってはおりませんが、まず
はボランティアの確保でありますとか、宿泊施設の確保。また
外国人への対応、通訳も含めたというようなところの問題点が
浮かびます。この大会は多くの方々のご支援やご協力がなくて
はできないものでございます。今後、県や競技団体、他市町村
はもちろん、交通・宿泊・観光・医療・大学・報道等の各機関、
また町民の皆様やボランティアのご支援を頂きながら、大会に
向けて準備を進めていきたいと思っております。そのためにも、
美波町におきまして県及び県内開催地の市町と連携しながら、
美波町の組織体制を整備したいと考えているところであります。
この関西ワールドマスターズゲームズを一過性に終わらせない
ために、どう活かして行くかということでございますけれども、
町ではこの関西ワールドマスターズゲームズを美波町を全世界
に発信できるまたとない機会と捉えております。また外国人訪
日客が増加してきている中で、美波町への外国人訪問客を増や
すことにより、地域の活性化を図っていきたいと考えていると
ころであります。まだ全体が把握できていない状況であり、心
配もありますが、このビックチャンスを活かすことがなにより
も重要でありますので、しっかり取り組んでまいりたいと思
います。ご支援方お願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議 長 寺下議員

8 番 議 員 　　ただ今、それぞれの事業についての進捗等ご説明頂きました。
実際に、サテライトオフィスの誘致によって、それぞれの企業
が地域に根を張って活動されているということは、最初に申し
上げたんですけれども、やっぱり地域の活性化にも繋がってい
る。転入超過ということで、町の勢いもアップしてきているっ
ていうふうには思うのと、後、新たな展開として防災対策であ
ったりとか、その企業の強みを町に貰って、町と共にさまざま
なシステムの構築であったりとか、新たな仕組み作りが出来て
いくという点では、実効性のある事業に繋がる、今後も繋げて
ほしいと思います。ただ実際にそれらの事業効果が町民生活に
どのように反映されていくのか、現在人口 7,200 人を切ったこ
の美波町で、果たしてどれだけの人が認識しているのか、疑問
を持ちます。現実的に、様々な事業が同時に進行し、かつ時間

を切られた中で実施されている状況で、トータル的に検証するのは大変なことであると十分認識もしておりますが、それらの事業は、本来、地域のための事業であり、地域自治を推進するうえで必要なもので、なければならぬはずで、それならば、地域からはどのように見えているのか、地域や住民が蚊帳の外に置かれていないか、その進捗は一部の関係者だけでなく、広く共有されるべきものであると、私は考えます。

少し遡りますが美波町第2次総合計画の策定時や、この美波町総合戦略の策定時においても、町民が部会等をとおして参画しております。しかし、その後自分たちが参画して作った計画がどのように実施され、目に見える形となっているのか、あまりにも見えてこない、との声も現実、聞こえております。強い危機感と高い参画意識を持って参加した住民の意欲を持続していく意味でも、住民にフィードバックする仕組みは、今後ますます重要になってくると考えますが、町としてはどのように考えているのか、お伺いします。

次に、徳島版の「地方創生特区」制度の創設にあたり、県の支援スキームとしては、①コンシェルジュ機能②県の規制の緩和③県税等の減免④財政支援（最長3年間で、最大年5,000千円3分の2補助、または全額補助）っていうふうなことが受けられることになっています。しかし、果たしてその一つひとつが積極的に支援されているのか、例えば、一般的に「特区」というものは、規制緩和されることが、その地域にとって一番効果を発揮する源になると考えます。先ほど門前町の再生においては、サテライトオフィスの活用であったり、発心の会による空き家調査等、いろいろ現況を伺いましたが、その再生においては、どのような規制緩和が実施されたのか、また今後実施されるのか、具体的にお伺いしたいと思います。

それと3番目に、先日、海部郡の議員研修で県から頂いた資料によると、徳島版「地方創生特区」の更なる展開に向け、国家戦略特区への提案の1つに美波町との連携として、観光・インバウンド（民泊）の推進が挙げられていました。特区の説明を頂いたときにも門前町の再生の一番下には、そういう民泊のことも挙げられていたんですけども、この件について、みなみふるさと創造戦略のどの部分とリンクしていくのか、どの課が担当し、具体的にはどういう事業として展開されていくのかをお伺いしたいと思います。

議

長 総務企画課長

総務企画課長

ただ今のご質問に答弁させて頂きたいと思っております。まず始めにこの住民等からの意見の出して頂き方といいますか、前回総合戦略再提示にももちろん部会等で多くの方々に係って頂いております。それでその後、事業について係りが少ないっていうのもたしかにあるんですけども、各事業の中ではやっぱりそういった歴史文化のまちづくり協議会であったり、そういった会議には出席を各部門でして頂きながら、意見を頂いているところがございます。それでそういったまた総合戦略策定時等の部会等のまた再度開催っていうのも、総合戦略を見直し等がまたあるんですけども、そういった時には、やはりまた集まって頂いて、その進捗状況とかもまた議論して頂くっていうことも考えて行きたいと思っております。それでまあそういった取り組みがまあ住民の方々がどう捉えているか、こちらからの情報の発信に終わっているんじゃないかっていうところで、非常にこの辺難しいところではございますけれども、答弁の中でもご説明させて頂いたような広報のあり方について、今検討致しておりますして、そういった中で地方創生についての取り組み状況について、見開き 2 ページですかね、ぐらいで来年度当初、来年度といいますか 1 月、来年 1 月ぐらいからその広報のあり方をちょっと変えて、住民の方に見て頂きたいと思っております。それから特区の規制緩和についてなんですけれども、この特区については徳島県版ということで、県の方で国からの地方創生推進交付金を活用してつくられた制度であります。それでこの中で今回美波町が提案しておりますのは、交通規制の緩和、ですから桜町の門前まちの再生において通行規制等の緩和をして頂いて、自由にといいいますか、出店といいいますか、道路を使用したイベント開催っていうのがやりやすいような、そういう状況をお願いして行くということが 1 つと、後は建物を改修するときの建築基準法でありまして、これは大きくは国の制度であったり旅館業法であったり、これも国の制度になるんですけども、その中でも県の方で規制されていることについて緩和をして頂きたいということで、その大きくは 2 点ほどの規制緩和をお願いしてこの事業を提案させて頂いております。それから民泊の推進についてでございますけれども、県の方では県全体について民泊の推進っていうことで、民泊の推進協議会っていうのを立ち上げられています。それでこの会議については美波町にもお声が掛かりまして、どなたかということ、経緯としては美波町が特区申請を受けて今事業をして

いるということで、できるだけこういった事業に参加して下さいっていうところがあるんですけども、美波町としては赤松で行っております赤松座の復活プロジェクトのメンバーでございます町内会長さん、谷崎町内会長さんにこの民泊推進協議会の委員として出席を頂いております。それでこの民泊については、なかなか既存っていいですか、今、旅館業法を取られて宿泊業をやられている方々等の兼ね合いもございまして、非常に微妙なといいですか、難しいところがございます。ですから赤松等であれば、そういった施設はございませんので、そういった地域性を持たした民泊の推進の方法になろうかと思っております。それで担当課でございますけれども、担当課につきましては、主には総務企画課・産業振興課この両課がこういった事業の担当課になっていくのではないかと思っております。以上となりますけれども、よろしいでしょうか、以上です。

議 長 寺下議員

8 番 議 員 門前町の再生とか民泊の件に関して答弁頂いたんですけども、門前町の再生に関しては12月3日の徳島大学の学生さんが空き家状況や外観調査に取り組むという記事があったんですけども、その調査内容として観光資源や保存に役立てるということが目的と書かれてましたが、やはり桜町通りに人を呼び込む手段としては、商店街再生のきっかけの1つになるのではないかと思います。その機会も大事にして発展させてほしいと思うんですけども、ただ3年という限られた期間の中で特区のメリットを活かすというのは余程の努力と工夫が必要になると思います。県においては地方創生にかかる市町村への積極的支援を明言しています。それを最大限に活かすうえでも関係機関からなる、先ほども言われましたが、歴史文化の力でまちづくり推進会議において、その地域ならではの発想や提案をしっかりと汲み上げて実施に移してもらいたいと思います。これは薬王寺門前町の再生事業に限られたことではありません。行政側として、できない理由を探すのではなく、何とかかたちにできる手段を、これまでの経験を結集し、知恵を絞って、考えてほしい。現在の職員の人員では限界があるというのなら、その専門能力を有した人材を迎え入れればいいと思います。人材確保・人材育成、それこそ地方創生の実現に向けた第一歩となるのではないのでしょうか。どうか町民のこの町を何とかしたいという、その灯を「予算がない」の一言で、消さないでほしい、と切に望みます。

最後に、1つ質問致します。先ほど2021年のワールドマスターズゲームズに関しては、第9回のオークランドの大会を視察に行くという話もありましたし、また町長からは検討課題の抽出までには至っていないという話でありましたが、観光・インバウンドの推進というものは、まさに2021年のその事業の準備段階として、大切なものであるのではないかと思います。外国から来られる人の動きを考えると、言語への対応や食事内容を始め、生活習慣の違いなども含めて、準備期間が相当必要になると考えます。人材の育成等、具体的な計画に基づいて進めなければ、成功に導くことはできないようにも思います。ある程度の勝算というか、地域内外からの要望があつての誘致だと思いますし、1つ提案として都市協定を強みに、実際にトライアスロン大会を実施しているオーストラリアケアンズ市との連携等も有用だと考えます。ただ美波町人口ビジョンの推計によると、2020年には、人口6,171人、0歳から14歳までの年少人口424人、15歳から64歳までの生産年齢人口2,695人、65歳以上の老年人口3,052人となっています。これは推計ではありますがけれども、5年後には、今より100人以上人口が減少し、高齢化率も50%に限りなく近づきます。町民の半分が65歳以上となるその現実を見据え、今後どのように準備していくのか、再度その意気込みをお伺いできたらと思います。

町長 先ほども申し上げましたけれども、この2021年の関西ワールドマスターズゲームズは本当にまたとないチャンスだというふうに思っております。いろんな面で波及効果があるというような大会にしたいというふうに考えておまして、この美波町はやはり観光で生きてきているというような面も大きくございます。そんな中で既存の観光業者さん、商工業者さんの疲弊がみられるのも、それも現実ではございますけれども、このビッグイベントを機会に致しまして、何かを変わろうとする場合はやっぱりきっかけが必要なのかなあというふうに思っております。今回のこの2021年のゲームズというのは、非常に大きなそのきっかけになるだろうというふうに思っておりますので、そういったことを町だけでなく、そういった現実的に経済を担っていらっしゃる方々に、理解をして頂きながらインバウンドで来られるその訪日外国人の方を迎え入れる、そういったことを念頭におきながら、やっていけたらいいなあというふうに考えております。特に外国人で特にこういうふうなワールドマスターズゲームズ等に参加される方というものは、スポーツの

祭典ではございますけれども、オリンピックとはまた違ったいわゆるハイアスリートの大会ではございませんで、30歳以上の方でそういったスポーツをやりたいっていうような方の大会であるので、それを国を超えていらっしゃるといことは、ある程度富裕層の方が多いということもあります。そういった方が、東京だけでなく、我々のような地方、美波町を良さを知って頂くと、それはまたリピーターとして来て頂ける、そしてトライアスロンにつきましては、毎年開催をさせて頂いておりますので、そういったところにも参加をして頂くっていうようなことも繋がっていくのではないかとというふうに考えておりました、取り組みの準備段階を今後の美波町の更なる活性化の1つの契機にしていきたいというふうに考えておるところであります。

議 長 寺下議員

寺 下 議 員 最後に先ほども、町長の今、意気込みも伺ったんですけれども、みなみふるさと創造戦略が絵に描いた餅に終わらないように、この概要版にも書かれているように住民・企業・町が競争による、共に作り上げていくまちづくりっていうのを目指して、総力を挙げ、邁進してもらいたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

議 長 以上で寺下議員の一般質問は終了しました。

続いて10番向山議員の一般質問を許可致します。

向山議員

10番議員 それでは私から2問ほど質問させて頂きたいと思います。農業関係と健康づくりということで、よろしくお願い致します。

まず農業関係でございますけれども、遊休農地等の活用施策検討会あるいは協議会の設置についてお伺いしたいと思います。今、地域の農業の現状は非常に厳しく思わしくありません。農地は遊休地や休耕地から耕作放棄地にならざるを得ない状況でございます。農業従事者の減少、高齢化や農産物の低価格、鳥獣被害、零細農家の宿命など、様々な要因が考えられますが、私の住んでいる地域におきましても、活用されていない農地が将来放棄地になる恐れがあります。私達の祖父や親たちが事業費の一部を負担するため、資金を借入、工面・負担し、将来の農業の姿を夢見て構造改善事業を行った農地もその様相をかえようとしております。今、そうした状況の中、美波町において遊休農地や休耕地の有効活用のための施策、これは推奨農作物の選定等も含むものでございますけれども、こういうものを検討す

る場合は現在こういったところが担っているのか、またそういった検討する機会が、適当な検討の場がないのであれば、新しくそうした場を設けることはどうなのか、お伺いしたいと思います。次に町単位などの大きな組織でなく、ある程度のエリア内で協議会を設置することについて、効果が見込まれるような地域において、町が主催して協議会を設置したり、設置した後、軌道に乗るまでその指導にあたりたり。また設置を希望する地域において、町がこれも積極的に主催や指導ができないものかお伺いしたいと思います。以上1問目よろしくお願ひ致します。

議長
産業振興課長

産業振興課長

それでは私の方から一般質問にお答えしたいと思います。遊休農地や休耕田の活用のための施策ということでございますけれども、農業委員会に関する法律の改正によりまして、平成28年4月1日から農業委員会の所掌事務に遊休農地所有者への利用意向調査を実施することが明記され、付随的な事務として遊休農地の発生防止と早期解消に努めることが加えられて、利用意向調査に基づき戸別訪問を実施し農地中間管理機構への貸し付けを勧め、担い手への農地の集約を促進しようとする、そういうふうなことが動き始めております。一方、農業委員会とは別に、美波町地域農業再生協議会、海部地区農業・生活指導班会や農業改良普及推進協議会等、町、JA、美波農業支援センターあるいは徳島県農林水産総合技術支援センター等が連携・協力して、農業の持続可能性を高める試みを行われております。農業委員会や各種協議会の取り組みについて、議員もある程度はご存じであると考えておりますけれども、遊休農地化を防ぎ、耕作放棄地を増やさないようにするために懸命に頑張ってくれてはおりますけれども、なかなか遊休農地化したところを活用していくようなことまでは行かない。それが実状であり、現在ある組織と別に何か新しい組織を作ったところで、マンパワーが十分でない状況の下では、それ自体がが遊休化してしまうのが現実ではないかと感じているところであります。仮に先ほど可能性がある、あるいは希望するというふうな言われ方をされましたけれども、実際にそういう希望するところがあるのであれば、これは是非教えて頂きたいと思っております。平成24年度にはありますけれども、担い手の高齢化進行に対する集落内でのモデル的な対策として赤松地区で集落営農を目指すために、町の方が指導して座談会やアンケート調査、勉強会などを行ったことがございます。しかし、あれだけ農地が生きており、

人材が豊富と思われる赤松をして「誰がそれをするのか？」という壁を越えられずに実現せず今に至っております。

集落営農組織ができますと若い人が帰って来やすくなり、新たな試みも進めやすいと考えられますけれども、農地・農業を守り安全・安心な生活環境を維持しつつ集落営農組織を継続的に発展させるためには、①採算性の確保、②経理の明確化、③構成員の協力体制、④女性の参画等が不可欠であると言われております。そうしたことを実現するために必要となる支援につきましては、町はJA、県などと連携しながらできる限り行なっていきたいと考えておりますけれども、中心となる人、核となるグループ、それが無いとなかなかそれは容易ではないと考えております。逆に言いますと、UJIターンを含めまして中心となり得る人物がいて、核となるグループを形成できる可能性があり、一定の広がりのある集落であれば、外部との交流や連携を行いながら自立的運営ができる可能性があると思っておりますので、町も県もJAも支援のし甲斐があるのですけれども、先ほど言われましたように町を主宰者とするような他力本願的な取り組みの仕方でありますと、その団体はいつまでたっても補助人頼みの任意団体という状況で、なかなか自立的な運営をする法人組織にはなり得ないではないかというふうに考えております。

推奨作物の検討や選定につきましても、誰がどういった意図で、どこでどのように取り組むのか。そういうことが不明な中では進めようがありませんし、昨今の農政の動きを見るとなかなか役場が先に立って「後ろについてきなさい」と言えるような状況ではないというふうに思っております。

今後、ほとんどの集落で、定年退職をした一方で高齢者とは言えない世代の方々を中心として集落の未来を考えて行かざるを得ないと推察します。議員ご自身につきましても、意識的に周囲の方々と話し合っていて、この問題に取り組んで下さいますようお願いして、一般質問への答弁とさせていただきます。

議長
10番 議員

向山議員

今、小坂課長から丁寧なご答弁を頂きましてありがとうございます。課長からは遊休農地や休耕地の有効活用するための施策を検討する場については、各種協議会・各団体協議会があるという答弁頂きました。なかなか私らにはその姿が見えてこないのも現状なので、そのあたりはもう一度、課でも町からでもちょっと働きかけて頂きたいなあと思っておりますのでござい

ます。まず美波町への協議会についてはそういうことで新しく設置したところで絵に描いた餅である、有効な効果は得られないというご答弁が頂きました。そこでですね、それについては私も町任せの・・・活動については成功に終わることは少ないと、今までもそうであったように思っております。私は地域の農協の維持のため、なにか手立てはないかと数年前 1 年間ではありますけども、1 つの手段として先ほど出ておりました集落営農の研修、県が主催する講習会や先進地視察にも参加し、一度は地域の同年代の皆様と会合を持ちました。当時は地域をまとめて事務を行う、先ほどもありましたけど、そういった人材が見当たらない状況であって、私が声を掛けたもので、声掛けたものが事務を行わなければならないというのが通常なんですけども、私がそういった能力がないために、その後は前に進みませんでした。今、地域の現状を見てますと、地域から協議会等を設置して地域を元気にしようとするところは残念ながら課長も先ほどちょっと触れたかと思えますけども、私にはそういった地域は現在にはちょっと見当たらないかなあと思っております。残念ながらそういう感じはしております。相違したことに鑑み、遊休農地や休耕地の有効活用のための施策を検討する職務に特化した地域おこし協力隊を募集し、活用し、積極的に町から地域に、積極的にですね、地域に行って取り組みをしないか、これ本当に見ておっただけではなんらかの衰退する一方でなかろうかと思えますので、そういった地域おこし協力隊、先ほども質問で S O に特化した地域おこし協力隊の活動状況も説明受けましたけども、そういったことでもしながらですね、地域のそういった活性化に取り組むのも 1 つの方法ではないかと思っております。地域農業が元気になるように、協議会の設置等、先ほど申しました地域、特定の地域のそういった組織の設立・設置には関わりませんが、今後も地域農業の生き残りのための一層の努力をお願いしまして、私の質問も終わりますが、先ほどの地域おこし協力隊、農業に特化した地域おこし協力隊について、ひとつ答弁、今後どういうふうな考えがあるのか、答弁をお聞きして、私の 1 問目を終わりたいと思います。

議長
産業振興課長

産業振興課長

農業に特化した地域おこし協力隊をと、そういうご質問・ご要望でございますけれども、まず木岐奥地区に関して言いますと、現在のところ徳島県の農山漁村振興課の方がすばらしい専

門家を連れてきてくださって、ワークショップを実施している。その最終回が12月の中旬にあるというふうな状況であったかというふうに把握しております。その中でもおそらく具体的な何らかの取り組みの提案が出てくるのではないかと思いますけれども、例えば先ほど私「補助人」という言葉を用いましたけれども、その補助人という中の代表事例が1つその地域おこし協力隊になるんだろうと思いますし、今、UJIターンという表現の中の例えばIターン者もそれに該当するかも分かりません。ただ例えばその木岐奥地区っていうことを考えたときに、どの土地を使うというふうなこと。例えば地域おこし協力隊を入れたときに、どういうふうにこの土地を使ってもらえるのか、あるいは誰が預けるのか。もしくはそういう組織づくりをお願いするのか、そういったところがある程度はっきりしていないと、なかなか募集するにしても難しい、マッチングが難しい。そういう問題がどうしてもございます。ですから折角先ほど言いましたようなワークショップなんかの機会もあるわけでありまして、先ほど議員がおっしゃられました数年前に取り組みされた時と、1年1年状況は変わってきているはずなんですよ。勤められていた方が退職される方が毎年必ず発生している。そういう中で地域な中心的な担い手になり得る可能性のある方がどんどん地域へ帰ってきておられると、そういう状況があるように思いますので、そういったことも総合的に考えて頂いて、我々の方に提案して頂ける具体性を持った要望事項。そういったのを取りまとめをお願いできると、我々も対応しやすいのかなあというふうに思っております。一応地域おこし協力隊の所管につきましては、総務企画課の方で行っておりますけれども、先ほど言いましたように、農業に特化したということになりますと、当然我々も無関係ではおられませんので、そういったところで一緒に協議ができて、一緒に提案ができる。そういうことになるといいのかなあというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

議長 向山議員

10番議員 細部に渡る相談とか、また提案については、また後日、振興課長のところへお伺いしたいと思いますけれども、地域おこし協力隊の件なんですけど、先ほどもちょっと触れましたけれども、本当にですね、現実を見てみますと、なかなか農業地域からですね、「これをやろう」という年代的な方もいず、いずっていうたらちょっと言葉語弊かも分かりませんが、なかなか難し

い状況があるので、なんか石を投げていくっていうスタイルですね、町から取り組みを考えられないものか、ちょっと今後も検討をお願いしたいと思いますし、地域おこし協力隊についてはまあ最終的な募集等については、総務企画課なので、そのあたり予算的にはたぶん大丈夫かなあと思うんですが、そのあたりもこう産業振興課と合わせてご協力・相談、前向きに検討して頂いて、また相談に上がりたいと思いますので、よろしくご検討をお願いしたいと思います。以上で私の第1問目の質問を終わりたいと思います。

それでは第1問目に続きまして、2問目の質問に移りたいと思います。健康づくりについてということで、お伺いしたいと思います。健康で長生きしたいというのは私達町民こぞの願いであります。健康であるということは、本来は個人個人が自己責任として常日頃から食生活に気を配り、定期的に健診を受け、健康維持・健康増進に努めることが基本的な考えであろうと思うところではございますが、今議会の初日に諸般の報告で町長から特定健診の受診率が11月21日現在34.3%とこの報告がありました。最終どこまで受診率が伸びるか分かりませんが、この数年の受診率がもし分かればご定義頂きたいと思います。そこでお聞き致します、健康に関する講演会とか健康相談等、健康推進事業への町民の参加状況などからして、町民の健康づくりに対する意識は、現在どういったものであるのかお聞きしたいと思います。今後も一層健康への意識の向上に努めて頂きたいと思いますが、町長も今後におきましても、健診受診率の向上並びに町民皆様の健康づくりに努めると諸般の報告で述べられております。次期アメリカ大統領の言葉、アメリカファーストではございませんけども、健康ファースト、ヘルスファーストであると私は思っております。健康第一、そういうことから町は今後健診受診率の向上並びに町民皆様の健康づくりにどのように取り組みをして行かれるのか、お伺いしたいと思います。

それから次に人間ドックへの助成についてお伺いしたいと思います。人間ドックについて、ドックへ受けた場合の受診効果や必要性を町がどのように受け止めておられるのかお伺い致します。人間ドックには日帰りや2日間に渡るもの、また基本的なものから脳ドック・心臓ドックなどがあると思いますが、一般的なドック内容で大まかところでの受診効果で結構ですので、把握できる範囲でよろしくご答弁をお願いします。またそ

の結果ですけれども、受診効果が高ければその経費の一部、これは国保の被保険者になろうかと思えますけれども、その一部を助成することは考えられないのか、助成によってドック受診者が増えると考えられ、町民の健康維持に繋がると思えます。なお助成にあたっては回数制限や助成率の問題など、検討課題がたくさんあると思えますけれども、健康組合にあっては助成がある組合も多々あるように思えますし、町職員の方におかれましても人間ドックを受けられておる方もたくさんおるのではないかと考えております。町はどのように考えているのか、ご答弁をよろしくお願い致します。

議 長 保健福祉課長
保健福祉課長

保健福祉課長

お答えさせていただきます。まず①でございますが、平成20年度から始まった特定健診につきましては、初年度より対象となる方を全戸訪問し受診勧奨を行ってまいりました。健診に対する町民の意識につきましては、健康づくり事業を併せて実施するなかで、食習慣に関心を持つ方やウォーキングを習慣とする方が増加しております反面、体が動くうちは健診を受けなくてもよいという方、食事や運動など健康づくりのための基礎となる生活習慣に関心のない方もおられます。町が実施する特定健診は、国民健康保険の加入者が対象になっていることから、他の健康保険に加入されている住民の健康状態の把握が難しいところです。住民皆様に健康づくりへの関心をもって頂きたく、町民運動会など各種イベント会場で簡易健診を実施したり、ヤング健診や節目検診を実施したりすることで、自分の体に関心を持って頂きたく機会を設けたり、妊婦から児童の皆様を対象とする母子保健事業を通じ、健康づくりに対する衛生教育を行っております。また、住民の健康づくりにおける総合的かつ効果的な事業を審議調整する目的で、「美波町健康づくり推進協議会」を設置し、年2回の協議を行って頂いております。この会議を通じて、地域の医療機関の先生方、医師ですが、先生方に生活習慣病の重症化予防の観点から医療機関に受診されている方についても、保健指導が必要であることをご理解頂き、特定健診の受診勧奨と、個人情報に配慮した受診結果の提供をお願いしております。医療の立場からもご支援頂くことでより一層住民の意識づくりに繋がると考えております。今後におきましても、保健師や管理栄養士等による家庭訪問をはじめ、保健事業を基本として住民皆様が集まる機会や広報みなみ等を活用し、からだの状態と生活習慣についての知識の普及・啓発に努

めることで、健康づくりに対する意識の向上に努めて参りたいと考えております。

続きまして②番でございますが、特定健診は、「内臓脂肪型肥満に着目し生活習慣病の発症予防のため、保健指導を必要とするものを抽出するために行う健診」と位置付けられております。人間ドックにつきましては、検査項目が非常に多く、結果の判定基準についても健診機関により統一されていないものが現状であり、個人が直接健診機関に申込んだうえで受診されるものであることから、原則として個人の検査結果は把握していない状況であります。人間ドックの検査項目は特定健診より詳細であることから、疾病等の早期発見率は高くなるかと思受けられますが、その効果を比較して断言できるものではございません。一部の人間ドック健診機関では、受診者に対し特定健診受診券を持参するように説明し、特定健診の項目と一致する部分につきましては、特定健診を受診したものとして対応し、人間ドックの個人負担金から特定健診に係る費用を差し引いて、受診者に個人負担を求めている健診機関もございます。健診機関は通常特定健診を医療機関で受診する施設健診と同様に、国保連合会を通じて健診結果の提供と費用請求を各市町村に対して行っております。また、特定健診の受診勧奨訪問時において、個人的に人間ドックを受診していることが分かった場合には、本人同意のもと受診結果を提供頂き、個人情報等に配慮したうえで健診結果データを活用させて頂き、本町の受診率向上の一環とするとともに、保健指導に活用させて頂いているケースもあります。今後は人間ドックに要する費用の一部助成も検討が必要とは考えますが、まずは特定健診の受診率向上に努めて参りたいと考えております。以上です。

議長 向山議員

10番 議員 島田課長から丁寧なご答弁を頂きました。まず人間ドックの受診については、個々の個人情報等で全部というか、ほとんど誰が受けているかというのは把握はできていないような答弁だったように思います。ちなみに私は毎年受けてその結果は保健福祉課健康づくりチームですかね、そちらの方へ提出して参考にさせて頂いているところでございます。そういうことで全部把握できない、できていない。まず特定健診の受診率を上げていく、これは当然のことだと思います。その中でやはり若い方が亡くなっておるようなお話を聞くと、どうもやっぱり人間ドックを受けておればどうにかっていうことも思うところではござ

います。そういったことも今後考えて頂いて、できるだけいいですか、町民の健康づくりをどう進めるのか、人間ドックの助成をどう考えていくのかというのは、検討して頂いて、町民が健康で長生きできるように努力をして頂きたいと思います。先ほども申しましたような人間ドックの件については保険診療でなく、自由診療なので、一部そういった助成的なものもあるという話も聞きましたけども、やはり所得の低い方には負担になります。基本的な健診、人間ドックを受けてもオプションで追加でとかいう費用も重なってくるとやはり5万・6万、基本的なものでもそのぐらい掛るんでないかなあと思っております。人間ドックを受けることによって、町民の健康維持のため、またひいては最終的にはどのぐらいの効果があるか分かりませんが、医療費の減につながると思いますので、今後も継続的な検討をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願い致します。

議 長 以上で向山議員の一般質問は終了しました。
45分まで小休致します。

(時に 10時34分)

(小休中)

(時に 10時45分)

議 長 再開します。
続いて4番北山議員の一般質問を許可致します。
北山議員

4 番 議 員 それでは一般質問を行います。まず通告してありました大きな1問目としまして、産業振興計画の創生についてお聞きします。1点目、平成28年3月議会で産業施策検討懇話会の運営について質問しました。その後の状況はどのようになっているのか。3月議会では町長から「休眠状態にあった。産業施策懇話会を平成27年度は時間的タイミングもあり、開催できていないが、今後もこの会を開いていく。議事の内容については議会の会議録のように一言一句による予定はないが、要点筆記みたいなかたちでまとめ、要望があればお示しできる」と答弁を頂いたのが、安心していましたが、先日産業振興課長に産業施策懇話会の開催状況を聞くと、町長の発言以降開いていないと言っているかと思えば、1回開いたと言ひ、記憶にないほどの内容の薄い会だったのかと思ひ、会議録の有無を聞くと「会議録は事業提案だったからない。それを出せるかは上司に聞かなければ分からない」と。町長の真意が伝わってないようなので、町長にお

聞きします。月に 1 回開催すると言っていた件はどのようになっているのか、記録はどのようになっているのか、その時一般質問後、1 回開催されたと言うが、その成果物はどのようなものか。産業施策検討懇話会について、今後の見通しはどう考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

議 長
産業振興課長

産業振興課長

まず私の方から経過につきまして、改めて確認をさせていただきます。美波町産業施策検討懇話会につきましては、平成 28 年 3 月議会で答弁されておりますとおり、平成 25 年 10 月に初めて会議を開催後、平成 25 年度中に 3 回、平成 26 年度中に 3 回開催したものの、平成 27 年度につきましては開催できておりません。しかし、美波町総合戦略策定に向けた地方創生推進会議や部会に懇話会メンバーやその推薦者に何度も参加し発言して頂いていることから、それが懇話会に代わる場となり、現在進めているいくつもの施策に直接・間接に影響を与えているものと認識致しております。平成 28 年度については、町内外の有志で構成するグループから、町内の遊休施設を活用した企画について町が仲立ちするかたちで県へ事業提案を行ってほしい旨の要望があり、内容を聞き取って意見交換を行うために 6 月 2 日に一度開催しております。この提案受理とヒヤリング等につきましては、現在の「美波町内発型産業振興及び地域活性化事業等提案募集事業」の具体化に繋がっておりますので、そういった意味ではこの取り組みっていうのは十分に効果があったというふうに考えているところでございます。私の方からは以上です。

議 長
町

町長

今、議員からご質問にありました平成 28 年には 6 月 2 日に課長が申しましたように、1 回開催を致しております。第 7 回目というふうになります。内容についてはハラルフードの開発拠点というようなことで、グループからそういうような要望書を頂いてたということがございまして、その内容についてこの産業施策検討懇話会でお話を聞かせて頂いて、そして皆様方のご意見を伺おうというような会でもございました。ということで、そのグループの代表者 2 名がお越しになられて、そして説明をして頂いたという会でもございます。簡単に申しますと、ハラルフードは名前はお聞きになったことがあると思うんですけども、県立の水産高校、今のところ廃校になってということで、有効利活用をするためにそこをハラルフードの開発拠点という

ことで、県の方へお願いをして、その研究機関をそこに持ってこれないかっていうことが主たる内容のことでございまして、今後についてはそういったハラルの食材をそこで作り、そして売っていったらどうかというような内容でございました。後細かくはあれですけども、そんなような内容でさして頂いたということでもあります。この問題につきましては、議員の方から数度に渡り、いろいろご質問を頂いておりますけれども、以前からお答えしているとおりでございまして、もともとこの懇話会を発足させようと思ったのは、農林水産業・商工観光という基幹産業が疲弊しているということで、その方々の代表の方にお集まり頂いて、いろいろ問題点等もお互いに聞きながら、町の政策作りを町と一緒にやっていきませんかというような投げかけに対して、ご賛同頂いて始めたというようなことございまして、なかなか政策をつくるというのは難しいですけども、いろいろ意見交換する中でそういったものが生まれてくるのかなあと。それからそれぞれの分野の問題点なんかも違う分野の方が聞くことによってでありますとか、またそれぞれの連携ということもあって、有意義ではなかったかなあと感じております。そんな中で生まれてきたのが、例えば農業で言えば「きゅうりタウン」構想でございまして、これもきゅうりを実際に作られている農家というのは、美波町は1軒で牟岐町は今のところないと、そして海陽町に多くございまして、まずはJAかいふさんの方でも海陽町を中心にそれを進めて行くということで、今進めて行って頂いておりますけれども、今回美波町にもまた実験的なハウスを作って、今後ハウス農家を広げて行こうというようなことにもなっておりますので、この懇話会がそれを出来上がったというのではございませんけれども、その中に参画をして頂いておりますJAかいふの経済部長さんの方からそんなお話も頂いております。また漁業につきましては、なかなか難しい問題がございまして、美波町の7漁協の組合長さんで作られている会議の中で、皆様方と意見交換を致しますと、資源管理というのがそれぞれの漁協によって若干違う部分があるとかいうようなお話の中で、今は地球温暖化の影響もあるんでしょうけれども、そういった海の環境が変わってきた中で、伊勢えびでありますとか、貝類、採貝業についてシフトしていっているところが多くあると。そんな中でそれぞれの漁協さんにおかれて、期間を定めてその採る期間っていうのを資源管理をある意味徹底してやっている漁協さんと、なかな

かそうは言いながらも魚種の関係があってそれが出来ないって
というような悩みも聞いておりますけれども、やっぱり資源管理
をしている漁協にあっては、その伊勢えびにしろアワビにしろ
かたちそれから重さ等についても出来がいいということで、市
場に回るときの値段も違うというようなこともお聞きをしてお
ります。実際になかなか難しいところありますけれども、そん
なまあお話も聞きながら、どのようにしていくかというのも単
漁協の中の問題でもあるので、組合長さんは組合長さんで他の
組合の話聞きながら、自分のところもこういうふうにした
いけれども、なかなか難しいところもある。でもそうしてい
かないと、今後それぞれ困ったことになるかというお話であ
りますとか、美波の海の恵み研究会の皆様のように、ひじきの
開発を行っていくと。大学のそれから県との連携しながらと
いう、そんなこともやっているとあります。先ほどちょっと
喋りましたけれども、ハラルフードの話の中で、この美波町
を薬王寺もあることから、薬王寺自体は医王山薬王寺という
名前です。お医者さんそれから薬のお寺でもあると、美波町
を健康づくりの町として進めて行くために、薬膳料理等
をやってはどうかというような提案も頂いております。そ
んなことも薬草・薬膳そういったことについても提案を頂
いているところがございますので、今回の懇話会の中でいろ
いろと話して行く中での広がりということで、一定の成果は
あったではないかというふうに私自身は考えているところ
でもございます。この今後についてはどうするのかというご
質問がございましたけれども、これはもともとの趣旨が先ほ
ど申し上げましたように、向こう10年間あたりの政策を共
にというようなことでもございますので、それぞれ必要に
応じたときにやって、開催をしていくというようなこと
でご理解頂きたいと思っています。施策につきましては、
先ほど申しましたようにきゅうりタウンもそうでしょうし、
それから資源管理をどうしていくかというように今後でき
てくる。今後提案説明の中でも申し上げました日和佐町漁
協が、飼い付け漁業について検討しているっていうのも、
その中の1つの成果かなあというふうに思っております。
まだそれがどのようになっていくかというのは、まだ過程
ではございますけれども、そういったことを町としては頑
張るっていう言い方が適切かどうかは別として、しっ
かり頑張っていこうっていうところには支援をして行こう
というふうに思っておりますので、そういった政策形成の場
に、

今後ともなっていけばいいのかなあというふうに思っております。以上所見申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長
4 番 議員

北山議員
再問をさせていただきます。まず課長から経緯についての話がありました。その中で3月議会に懇話会に変わるものっていうような発言がありましたが、議事録を私見て見てもその懇話会に変わるものになる、なりえる団体っていうのかな、協議会っていうんはまったく出てきてないと思うんで、そこらはちょっと認識が違うんでないのかなあっていうように感じます。それから町長からるる答弁がございました。まずこの月に1回開催するっていうんにつきましては、どうなるんですか。逐次やっていくっていうのか、そこらもう一度はっきり私ちょっと聞き取りも最近ちょっと鈍くなってますんで、そこらもう一度ご答弁頂けますか。それから記録については要望があれば逐次お示しして頂ける。こういう一般質問で内容を聞かして頂いて、それからまたそれについて質問するっていうんでなしに、やはりそういう議事録、要点筆記でも結構ですって私3月議会にも言いました。まずそういうんをお示し頂いてそれを見せて頂いて、次の段階のこう質問をさして頂きたい。どんどんこう前に進んでいくような、建設的な質問になっていきたいっていう思い私あります。そこらのところ、いちいち町長は要望があればお示ししますといいながら、課の方では「上司に聞かなければ分からない。」っていうようなそういう話もありますんで、そこらのところもできるだけ作って頂いて、これは9月議会の時にも質問させて頂いたんですけど、事業日誌とかそういうことについても重要だからということで、町長は前向きな答弁をして頂いておりますんで、そういうんもふくめてどんどんどんどん資料を提供頂いて、議会と理事者と双方でやっぱり前に進んでいくような、そういう流れを作って頂きたいと思います。成果物については一定の成果があったというお話がありました。4点目の今後の見通し、いろいろ成果が資源管理問題とか日和佐漁協の飼い付け、そこらのこう1つの政策っていうんですか、そういう事業が生まれてきたらどんどんどんどん他の7漁協で話された中で、他の漁協でもできることもどんどんどんどん発信してやれるところからやって頂くと。そういうことが1つの漁業政策の1つになっていくんでないのかなあ。今後の産業施策検討懇話会、私が思いますのは7漁協で話しする機会が当然振興会の中にもありますし、その中からの代表者がまた懇話会の中に

出て来て頂いております。懇話会は本来やっぱり異業種の方と
いろいろな意見交換をされて、よりよいこう政策を作ってい
くってというんが私目的だったように思いますんで、7漁協の組
合長会議は組合長会議でやって頂いて、また懇話会では他の異業
種からの意見を取り入れて、よりよいものをつくっていただけるよ
うに。できればやっぱりできるだけその回数を開いて頂きたい
と思いますんで、よろしくお願い致します。そこのところの答
弁を頂ければと思いますんで、お願いします。

議
町

長 町長

まず懇話会に変わるものって言うようなフレーズのことです
けれども、私の記憶ではですね、27年度に開催できていないと
いうことについて、議員の方からお尋ねなった時に、うちの課
長の方から答弁した中のフレーズだと思いますけれども、私が
申したんですかね。そしたらですね、それはどういうことかと
言うと、27年度はいろいろな事情もあって開催はできなかつたん
だけども、それに代わるものとして地方創生の創造戦略を作る
ときに、部会って言うような中にその懇話会のメンバーさんも
その部会の中にそれぞれ入っていたと。その中で創造戦略を作
るっていう意見であったり、提言を頂いたので、その代わりな
っているというようなことで申し上げたと思います。

それから次に議事につきましては、議事録というよう
なことですけれども、それは前に申したように要点筆記的なもので
っていうことで、先ほど今年の6月2日に開催したものについて
は、先ほど私が述べたようなことのような筆記になるというよ
うなことでございます。それは担当課の方でそれを作っている
かどうかって言うのは、多分作ってないんだろうと思いますけ
れども、相手側さんがあるもので、それで頂いてって言うよう
なことで慮ったのかなあと思っております。今、発言させて頂
きましたので、それに変えさせて頂きたいと思います。それか
ら上灘の協議会の中で7漁協の組合長さんが入った会がある。
日和佐町漁協さんの方でそういった飼付けがあった場合には、
直ぐに沿ったと、それにも知らせて、どういうんですかね、
情報の共有をって言うようなご意見だったかなあと思うんです
けれども、それはもちろんそのようなかたちで、ここの場とい
うのは懇話会の場ではしておりませんが、懇話会の代表が水
産協議会の会長さんですので、その方からその中でまたご
報告なりをして頂いていたり、それから後程会が終わった後の
交流会の意見交換会の中でも、そういったお話が現実に私もめ

ったに出てないんですけれども、出して頂いたときにはそんなお話もしているんで、そこのあたりは連携的には問題ないのかなあと思っております。やっぱりどこかがリスクのある問題でもありますので、まずはパイロット事業、モデル事業としてやって頂いて、それがうまくいくようでしたら、多分それぞれの漁協の中でもどこか場所がそれでふさわしいであるとかいうことを勘案しながらやってみようとかいうのが、それぞれの役員会であるとか、組合員の皆様方にも示されるんではないかというふうに考えております。懇話会の回数ですけれども、間違うとったらごめんなさいなんですが、月 1 回で私が申し上げたんですかね。そんなふうに言ったんですかね、すいません。最初はそのようにじゃあ思っていたかもしれないんですけれども、なかなか月 1 回開くというのは、そらはなかなか難しい話でありますので、先ほど答弁さして頂いたように、適宜といいますか、必要に応じて開催をさして頂こうというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。以上答弁とさせていただきます。

議長
4 番 議員

長 北山議員

再再問をさして頂きます。会議録については、今答弁したのもうそれに変わるというような、そういう答弁だったように思うんですが、やはりきちっと会を開いたらその会議録、要点筆記でも私は結構ですと何回も申し上げておりますが、やはりほの回の後々の信憑性もあることなんで、その会・会の会議録なるものを作って頂きたいと思えます。先ほど町長もグループの説明会だった、中にはいろんな懇話会のメンバーからの意見も頂く場だというような話もありますんで、説明があつて、その後いろんな異業種の方からの意見とか、そういうのは重要な問題と思えますんで、会がやはり会を開催したらその会議録っていうのは、きちっとやっぱりその都度その都度作って頂いて、また私らもそれを見せて頂いていろいろチェックをするなり、提言をさして頂くなり、いろいろ考えて行きたいと思えますんで、そこらはきちっと取って頂きたいと思えますので、よろしくお願い致します。

それから政策っていうんですか、産業施策検討懇話会で最終政策を作るっていうことになりますんで、何かこう町長の答弁を聞かせて頂くと、メンバーが組合長会議に持って帰って話しするからそれはそれでええんでないんかなっていうような感じを受けるんですが、やはり一番当初町長の思っているのは、今の地域産業の現状からこの懇話会を作ったんだと、月に 1 回

どんどんどんどんこう開いて、何とか産業が元気になる。そういう施策をつくっていくと、そういう思いを聞かして頂いて、私はもうこれはどんどんやってくれと、町長の熱意にありがたいなあと感謝をしたしだいなので、そこらのところもう少しなんかちょっと当初の思いからこうずれてきているような感じがしますんで、そこらのあたりまた修正頂きたいと思います。今のことについてお答えありましたら、お聞かせ下さい。

長 町長

長 まず最後のずれてきているのではないかっていうようなことですけれども、私の中ではそうは思っておりませんので、議員も3月のときもこの会にはできるだけ私に協力ができることがあれば協力したいっていうふうにな、おっしゃって頂いておりますので、ただちょっと誤解なきようにというところですが、前段まあ会の信憑性というような言葉を使われましてけれども、この会っていうのは、いわゆる町で設置している審議会でありますとか、そのような類の会ではございません。ということは、先ずご理解頂いとく方がいいのかなあというふうに思います。私が座長にならさして頂いておりますけれども、そういった中で政策を作っていくっていうような共にね、施策を作っていくっていうような会でございますので、もちろん政策ができるということはソフト事業であれ、ハード事業であれ、補助事業ができていくっていうようなことにもなっていくます。いろんな補助メニューが出来ていくときには、それぞれ出来上がる前もそうですけれども、出来上がった時に、例えばこのことで直接的に農業の方にと水産業の方にできたっていうんではございませんけれども、農林漁協の活性化の補助金っていうのがあって、一番よく使われて頂いているのかなあとは思っておりますけれども、各漁協でいろんな冷凍施設であったり、そういったものが壊れたりとかいったときに、新たにするときには補助金をこう出さして頂いておりますけれども、そういった何かの補助政策、いわゆる政策をした時には、必ず全漁協、漁協に限って言えば、全漁協にこういう制度が出来ましたっていうのは、担当課の方から必ず申すようになってますし、それで説明会なりもさして頂くっていうふうにもなりますので、議員がおっしゃるのはそれまでの間に情報提供的なものでね、ちゃんとやってほしいっていうことで言われよんだらうなあっていうふうには私は理解しておりますけれども、もともとあったようなところでいわゆる町の審議会的な会ではなくて、そういったど

ういうんでしょうね、オフィシャルな会っていうようりは、どちらかといえば政策を作るために会ってというようなことで、私的なっていう言い方までしたらちょっと砕けすぎますけれども、会であるというようなことでございますので、そういった中で共にやっ行ってこうという会でございますから、こういうことがあったから必ずこのようにしなさいっていうふうに手続きが決められている会ではないというふうに理解もして頂いていて、そしてこの会がこれからも農林漁協・商工業・観光そういったものに十分波及していくようなといいますか、そこから発信できるような、そんな会でありたいなあとはおっしゃるところでありますので、ご質問への答弁とさせていただきます。

議 長
4 番 議 員

北山議員

今、信憑性って私が言葉を使ったんで、何かまた余計こうずれていったような答弁になったように私思います。そうであれば別に信憑性やいう言葉は使うつもりはなかったんですが、私は何回も言いますようにきちっとその会がいろんな議論をされて、それを見せて頂いて次に繋がるような次の議論をしたいと。そのためにきちっと議事録はその都度その都度作って頂いて、どういうこう議論がなされて、どういうこういろんな提案があったとか、そういうことを見せて頂いて建設的な議論をするために議事録っていうんは当然これ作るべきと思うんですよ。ただ補助金の政策を作るためにとかいうような懇話会ではないっていうんは私も理解してますんで、そんなことをいちいちここでこう言うたからこれ違うでないかとかいうような、そういうことを言うつもりはありませんのんで、ただたんこの信憑性にこう反応されるような答弁っていうんは、またちょっと考え直して頂ければと思いますんで、よろしくお願い致します。

続きまして2点目、10月の中ごろ広報みなみで産業振興計画案を募集していました。問い合わせ先は産業振興課と総務企画課としてあったので、町当局の出したものであることは認識できましたが、果たして町のいずれの部署が出したのかという疑問が残ったのと同時に、なんとなく責任の所在をぼやかしているような感じも受けました。しかし一次産業の現状を見るとき、将来に向かって新しく再生の道をどう切り開くか、その方策を求めて広く内外に実効ある具体策を募集することはよいことだと思います。そこで広報みなみでは締切が10月31日となっていたので、11月に入った時点で役場でどのぐらいの応募が

あったのかと聞いてみたいと思いましたが、その矢先、徳島新聞で美波町で産業振興計画案を募集している旨の記事が掲載されました。広報みなみの内容のまま締切だけが除いて載せられていたので、町からは何の広報もないけれども、10月31日の締め切りまでに応募がなかったのだろうと憶測していました。ところが町のホームページに12月16日締切で同じ公募公告が出ていました。あれやこれやで町の公募事務手続きの支離滅裂さが伺われ、この事業に対する町の姿勢に不振の念が生じました。また12月6日の提案理由の説明、その中の事務事業の進捗状況の中で初めて公募の内容が示されました。そこで確認します。10月31日締め切りまでに提出された作品は1件と言われておりましたが、その作品についてはどのように処理されたのか、また出された作品はどのような内容だったのか、お聞かせを願いたいと思います。以上です。

議 長 産業振興課長
産業振興課長

産業振興課長 にお答え致します。美波町内発型産業振興及び地域活性化事業等提案募集事業の現状についてでございますけれども、前年度の地方創生推進会議、仕事づくり部会におけるワークショップの中での提案をルーツに致しまして、部会での協議や役場内部での検討を経たのちの平成28年9月に成案となり、広報みなみの10月号と町ホームページで提案募集を行いました。これも議員が先ほどおっしゃられたとおりであります。経過と結果につきましては、諸般の報告で申し上げたとおりでありますけれども、現時点で町内外から4件の提案が届いており、直接・間接にまだ数件の提案がある予定であると聞き、到着を心待ちにしている状況であります。具体的に10月の末時点で届いた1件の内容ということでございますけれども、今ちょっと手元に詳しい資料を持ってはいないんですけれども、かつて日和佐町の中でお茶を製造するところがあったと。そういったところを復活させていくのがよいのではないかというふうなのが骨格的な提案でありまして、その際に紅茶で最近はやりの品種があるらしいです。紅茶になるような、それをいわゆる遊休化した農地あるいは荒廃農地の方に植栽して、実際製品になるぐらいには3年ぐらい時間が掛かるんだけれども、そういうことを取り組んで行くと新しい産業づくりっていいですか、再生っていいですか、そういったこともあるし、農地の荒廃防止にも繋がるのではないか。そのような提案でございました。提案して頂いた方につきましては、美波町出身の方で、現在松山市の方に在住さ

れている、いわゆる県外からの提案ということでございまして、現時点では先ほど議員がおっしゃいましたように11月に入って徳島新聞に載ったということもございましたので、12月15日まで募集期間を延ばす一方ですね、その方につきましてはその経過をしるした文章を送りまして、後から届く提案と一緒に審査をさせて頂く旨、通知をさせて頂いているということでございますので、ご理解頂きたいと思っております。

議長
4番 議員

北山議員

それでは再問をさせていただきます。10月31日までの締切までに出された意見についてはそれなりの経緯、12月16日かな、16日になった経緯を周知っていか送ったってことですかね。この1件についてはどんなんですかね、私考えるのに伸ばした経緯っていうのはまったく周知、他の人には周知されていないように思うんですが、私もぜんぜん分からなくて、6日の日、私課長に聞いてそこらのところ。しかし伸ばしたことについては全く周知されてなかったでしょ、他の人に。周知されてなかったように私思うんですが、そういうことからしたら何かこの10月の31日までに出して頂いた1件については、今後出して頂いたものより、何かこう上位に置くべきでないかなっていうような感じもします。この1件についてはただもう16日まで最終の締め切りまでそのまま残して、みんなと同列に審査をすると、そういうような話で相手方も了解をされているのかどうか。そこらのところをお聞かせ願いたいと思っております。

議長
産業振興課長

産業振興課長

通知をさせて頂いた相手が了解しているかどうかにつきましては、実は私は確認をしておりません。一応そのようなことで延ばさせて頂いているという通知をさせて頂いたということなんですけれども、伸ばしたことについて周知がされてないと、その意図がちょっとよく分からんのですが、基本的に私どもとしましては、この先ほど言いました地方創生の推進会議に関わって頂いた、あるいは部会に参加して頂いた方、結構人数の方だったと思っておりますけれども、その方々に実は期間を延ばして募集を改めて継続して受付しておりますので、もしそういう方がありましたらご紹介頂くと共に、それぞれの関係者で提案して頂けると非常にありがたいですという趣旨の文章も送っておりますので、確かに一般的に周知ということではいいですと、その新聞で報道されたのと、後、町のホームページということになってくるんですけれども、逆に個別に当初対応できていなか

ったその提案、そもそもの推進会議の中に係って頂いた方々へ文書で・・・作ってますのでっていうんを周知を逆にしておりますので、ちょっとその辺は認識が違うのかなあというふうに思います。

議 長
4 番 議 員

北山議員

私は言いたいのは、広報みなみ、これ未だに10月31日締切になってますよ、ホームページはそのまま見たら12月16日、そこらこれだけを見た方は10月31日締切でああもう締切終わったなあと、そういう認識を持って後、なんらもう終わったけんじゃないわっていうような認識のままおられると。そういう方がおいでということですよ。課長は推進会議のメンバーにはちゃんと送ったからそれでいいんだというようなそういう認識を持たれとんですが、これは公募っていうんは推進会の方だけに公募しようわけじゃないんでしょ。広く内外にいろんな意見を頂こうというようなかたちでやったわけでしょ。提案理由の説明の中にも周知不足でというようなそういう話も書いておりましたが、やはり周知不足、これ当然訂正文を出すなり、いろんなまた違う周知のかたちでそこらの内容についても当然言うべきだと思いますし、なんか周知不足って片一方では言いながら、ちゃんとした対応をやってないというような感じが致します。それと後3件ですかね、今現在出ておるのは最初の1件と後3件、その内容についてはどういうものなのか、お聞かせを願いたいと思います。

議 長
産業振興課 緒

産業振興課長

まず広報の話でございますけれども、たしかに議員おっしゃいますように広報の出し直しにつきましては、出来ておりません。これ広報の締め切りの関係と紙面の量の関係、両方ございまして、結果的に日付を改めて伸ばした旨のあげることはできなかったということでございます。そのことがあったものですから、逆に余計にせめて関係者の人にでも通知をしたいということで、先ほど議員がご指摘のとおり諸般の報告でも言いましたように周知不足があったと感じたものですから、元々関わって頂いた方々に通知をさせて頂いたということで、その中にもなるべく広げて頂きたいというようなこともお願いしてあったということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。で町外の方々については、逆にホームページを見て頂くことによって、むしろ余計知って頂けるかなというようなこともありましたので、ホームページにつきましてはすぐに日付をかえて載せ

させて頂いたというふうなことでございます。後 3 件の提案の内容でございますけれども、今ちょっと手元にきちっとしたものがございません。1 つにつきましてはちょっと記憶だけで申し訳ないんですけれども、ジビエ的な料理について取り組んで行ったらどうかというふうな内容、もう 1 つは現在開設されている、個人的に開設されているオープンコミュニティスペースなんかを使って、もっとさまざまな取り組みをして行ったらどうだろうかというふうな内容。後もう 1 つにつきましては具体的なというよりは、さまざまな可能性について列挙して頂いたようなちょっと抽象的な提案ということでございまして、先ほどちょっと再問の時の答弁で答弁漏れしたなあと思出したんですけれども、最初 10 月の 31 日の時点で提案頂いた方のそのままにしておくのかという部分についてなんです。そのままにしていたのかという部分についてでありますけれども、かなり具体的に提案内容を書いては頂いていたんですけれども、いわゆるその収支の計画書的なものについては出来ていませんでしたので、それをビジネスモデルのしていこうとするときに、どのように考えていくのがいいのかというふうなことについて、専門家に意見を求めようということで、我々産業振興課のメンバー何人かで徳島の方の産業振興機構の方に行きまして、その中小企業診断士に相談をかけて、ビジネスモデルにする際の留意点みたいなもんをちょっとお聞かせ頂いたというふうな取り組みをちょっとしてございますので、ちょっと後、前後しますけれども、答弁をさせていただきます。

議長
4 番 議員

北山議員

後の 3 件についてはジビエに関連するものと、後 2 つについては抽象的って言われたんですかね、そこらまたきちっと資料は頂けるのかなあ。そこらのところよろしくお願いします。それと最初の 1 件については、紅茶に関する事で、具体的なビジネスモデルになるかどうか中小企業診断士に相談をしているというような、そういう答弁もありました。いろいろ聞かせて頂きましたが、本当にこう美波町の産業振興に繋がって行くのかなって今話を聞かせて頂いて、そんなような感じが致します。しかし私思うに町には産業振興計画をつくる責任があると思います。そして言いかえれば町長がつくる責任者であるというように思います。また町長には人があります。それから時間もあります。それからお金もあります。そういうことでありますんで、いろいろ町内外に提案を求めるんも私はいいと思いま

すけれども、やはり町自身で町の有能な職員を選任して、プロジェクトチームなり、そういうんをつくって、町職員の人材を使って十分こうじっくりと時間をかけて政策を作っていくべきでないのかなあ。いろんなどころにこうことごとと小手先っていうたら語弊があるかもしれませんが、そういうことをやっていくよりも、やはり有能な町の人材を作って、本当に美波町にマッチするような政策を作っていくべきでないのかなあというのを提案したいと思いますので、そのことについてお聞かせを願いたいと思います。

議
町

長 町長

今、ご提案頂いたところでございますけれども、議員がおっしゃるように町職員をフル活動させてっていうのはもちろんそのとおりであります。ただまあいろんなアイデアでありますとか、そういったものは広くその求めるっていうことも否定されることもないっていうふうに考えておりますので、両方合わせ持って、今までもそうですけれども、そんな感じでやっ行ってこうというふうに考えております。

議

4 番 議

長 北山議員

先ほどの質問で後の3件についての内容っていうのは、また頂けるようになるのかな、どうですか。

議

産業振興課長

長 産業振興課長

今回初めての試みで今、動いております。できましたら私としましたら、審査会を経た後で、公表するについて要約的なものを整理して、それを公表していくと、そんなかたちにできたらいいのかなあというふうに思ってます、提案があったものを丸々コピーして差し上げるというのはいかがなものかなあというのが今現時点での私の認識です。

議

4 番

長 北山議員

提案あったものを丸々そのままっていうんでなくてもそれは結構です。どういうふうな内容だったのか、当然この公募の中にも提案内容を公表してっていうようなそういうくだりがありますので、公募された方も了解はして頂けると思いますので、最初の1件については先ほど課長は内容について説明をされて、後の3件は内容できないとかいうのはちょっとおかしいと思いますので、審査が終わる、審査の内容を公表せえといよんではないんで、どういうふうな内容の公募があったのかということなんで、早急に出して頂ければと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは次に大きな2点目、ジェネリック医薬品の使用促進について、美波町保健福祉課国保係からジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の自己負担の軽減額に関するお知らせというんが私にも届きました。これは国保事業の安定化策の一環だと思いますが、しかしそれに相反して国民健康保険法に基づき設置された国民健康保険美波病院では、ジェネリック医薬品を置いていないと聞きます。同じ美波町の行政事業として、どちらが優先されるのか疑問になります。そこで保健福祉課では対象者はどれだけで、どれだけの方に通知を出しているのか、また美波病院ではジェネリック医薬品に変えることで、病院収支への影響はあるのか等、院内協議はどのようにされているのかお聞かせを願いたいと思います。

議 長
美波病院事務長

病院事務長

それでは私の方から病院の事業についてご説明させていただきます。またジェネリック医薬品の使用につきましては、「医師の診察により使用する薬が決定することとなります。患者一人ひとり、病状や症状が異なりそれによって薬は変わります。などのことから、すべての患者への投薬をジェネリック医薬品にできるわけではありません」と平成27年12月議会におきまして、中川議員の質問に対しご回答させて頂いております。また委員会・出前講座などで何度かお話しさせて頂きましたが、美波病院に全くジェネリック医薬品を置いていないわけではございません。美波病院と致しましては、繰り返しになりますが、医師は、患者さんの様々な症状・病状などによって最適な薬を処方しており、そのすべてがジェネリック医薬品に置き換えることができるわけではございません。なにをおきましても、診察時に医師に相談して頂き、希望を伝え、薬を処方して頂くようお願い致します。またジェネリック医薬品に置き換えた場合の病院会計に関しましては、はっきりとしたことは今すぐには申し上げられませんが、影響はないとは考えております。以上です。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

ジェネリック医薬品における通知ですけれども、これは対象者は国保加入者のうち、医療機関に受診された方が対象になりまして、この通知の発行につきましては、国保連合会の共同事業の一環でされておりまして、国保連合会が適宜抽出した方に対して通知は毎月出されておりまして、以上です。

議 長

北山議員

4 番 議 員

それでは再問させていただきます。まず病院事務長の答弁について、ジェネリック医薬品については医師の診察により処方されるというような答弁があったやに思うんですが、これは委員会でその当時木本政策監でしたかね、ジェネリック、医者の方で処方箋っていうんはこういう薬っていうようなかたちで処方されると思います。そしてそれを調剤薬局であれば、その薬は「ジェネリック後発の薬がありますんでどうしますか」、最終はそのジェネリックにするかせんかは患者さんが決めるっていうような、そういう話をしましたら、「そのとおりだ」というような、そういう話もあったやに思います。それからこれ8月の30日ですか、木岐の公民館で病院についての説明会の席上、「ジェネリック医薬品を希望したいが、医師に希望をするのはなかなかしづらい」というような、診察をして頂きよう医師にそういう希望をして、なんか気分を害されたらっていうような、そういうなんか思いがあったように思うんですが、そこらジェネリックについては、希望しやすいんですか。そこらのところはちょっとやっぱり住民感情っていうんか、患者さんはそのように感じているように思うんですが、そこらどうなのか。それから医療費抑制のため、国は最終ジェネリック医薬品を全体の8割医薬品の8割まで引き上げていくというような、そういう意向もあるやに聞きますんで、そこらジェネリックだからだめ、先発品だからいいとかいうようなものでは私はないと思います。私自身に町の保健福祉課から頂いた通知についても、同じ後発剤についてはちゃんとジェネリックでやったら何百円かな、安くなりますよっていうような、そういう通知だったように思うんで、そういう何かお医者さんがそのジェネリックか先発品か後発品を決めるんだっていうような事務長の答弁は少しおかしいように思うんですが、そののところでどうなんですか。

議 長
美波病院事務長

病院事務長

2点についてご説明させていただきます。先ほど木岐の公民館であった出前講座の話、先生に言いにくいって話があったということなんですが、そういうことも院内の方で先生方には話してあります。こういうジェネリックを使いたいって言う方がおいでるっていうことで、その希望があればまた相談に乗って下さいということで、先生方には伝えてあります。それとジェネリック医薬品の中でそれに全部変えられるんでないかというようなお話だったんですが、多分北山議員さんのところにこの促進のお知らせ、国保係の方から行っていると思うんですが、

その中にもちよっと書いてあるんですが、表にはジェネリック医薬品使用促進のお知らせの下の方に、ジェネリック医薬品への切替は医師と十分にご相談頂き、ご本人が納得されたうえで行って頂きますようお願い致します。後、裏面のですね、一番下の方の米印の2のところは先発医薬品とジェネリック医薬品は主成分は同一ですが、使用できる病気・効能は異なっており、切替できない場合がありますというふうに説明書きを書かして頂いていると思います。そういうことからそれは、ドクター、医師が判断して先ほども言いましたように病状・病症によって最適な薬を処方しているということでご理解頂きたいと思ます。

議長 小休します。
(時に 11時46分)
(小休中)
(時に 11時46分)

議長 再開します。
北山議員

4番議員 もう最後に1点だけお聞かせを願いたいと思います。これに今、事務長が答弁されたようにジェネリックに切替できない場合があるというような、出来ない場合のあるものは当然ほの患者さんやってできないやつをしてくれって言うことではないと思います。できるだけやっぱりできるもんについては患者さんの希望も取り入れて頂きたい。そういうことを当然やるべきと私思います。そして最近ですか、徳島大学でも他の大学の先進事例で大学間での薬の共同購入、そういう講演があったと聞きます。内容についての詳細は私ちょっと把握はしてないんですが、これ平成30年に国保事業の事業主体が県ということになりますんで、国保事業の費用の抑制ということからして、今後県下全体の公立病院でジェネリックの薬の共同購入、そういうことも考えて、できるだけジェネリックの薬を安く患者さんに提供できるような、そういうことも今後考えていくべきでないかなあと、そのように感じますんで、そこらのところまた十分にこう検討頂いて、進めて行って頂くということを提案しまして、私の一般質問は終わりたいと思います。以上です。ありがとうございました。

議長 以上で北山議員の一般質問は終了しました。
小休します。
(時に 11時49分)

(小休中)

(時に 13時30分)

議長 再開致します。
続いて7番永本議員の一般質問を許可致します。
永本議員

7番議員 1点お尋ねを致したいと思います。よろしくお願ひ致します。
認知症予防の対策の一環として提言を含めて質問をさせていただきます。認知症は我が国において三大疾病、ガン・心臓病・脳疾患に続く第4位の解決困難な今や国民病の1つであります。最近高齢者の自動車による重大人身事故が多発致しております。これらの多くは認知症または認知機能の低下が原因とされております。認知症予防についてはいろいろな方法がありますが、今回はイヌ・ネコなどのペット動物、ヤギ・ヒツジ・アンゴラウサギ等の小型家畜の飼育が高齢者の認知症予防に大きな効果があることが知られております。80歳で認知症の発症率が40%といわれております。農家では庭先に30aから50aの畑・水田を所有している場合が多く、人手不足から手入れが行き届いていない場合があり、耕作放棄の農地も多くみられるのが現状であります。5aから10aの農地で小家畜を放牧する場合、排せつ物の処理やえさの確保に大きな手間はかからない。多くの農家では高齢者の二人暮らし、あるいは独り暮らしが増加しております。小家畜の飼育は家族が増えたような効果があり、米ぬかとか野菜くず、台所の生ごみ等を食べてくれるので、非常に合理的であります。過疎化高齢化が進む農村で大きな改革は望めない。手近なところから農村生活の改善を図っていくしか方法はないと思います。私のヤギ4頭の飼育実験では、高齢者は子供連れ家族の訪問が多く、癒し効果・なごみ効果・珍しさなどで十分満足して帰られております。雑草を食べてくれる利点もあります。集団飼育する方法を確立すれば、観光資源としても活用できるものと思います。今回は農家の高齢者の認知症対策として、保健福祉事業の一環として活用する道はないのか、保健福祉課長に所見をお尋ね致したいと思います。一石二鳥ということわざがありますが、1つの工夫が新しい展開を生む、さらに波及効果が広がっていくものと思います。高齢者にとって認知症になることは大変な不幸なできごとであります。行方不明・自動車による重大な人身事故など社会に与える迷惑、家族がこうむる大きな負担の軽減など、日夜取り組んでおられますが今回は農家の高齢者の健康寿命の延伸、認知症予防の立場か

ら小動物の飼育についてこれを広めていくべきだと思います。保健福祉課長の見解を求めたいと思います。よろしくお願いします。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

ただ今のご質問に対し認知症予防並びに介護予防の観点から答弁させていただきます。子どもや高齢者に限らず、動物と触れ合うことで免疫力が高まり、情緒が安定し、心の状態が落ち着いたり、ストレスが軽減するといった効果はさまざまな研究からも広く知られております。また高齢者の入所施設にペットを連れて慰問し、入所者等に大変喜ばれている場面が以前にテレビでも放送されておりました。「アニマルセラピー」は介護予防にも効果があると認識はしておりますが、ご質問の認知症予防としての小動物家畜の飼育推進につきましては、些か飛躍したご意見ではありますことから、今後美波町、社協の方で行う総合事業でもありますが、デイサービス・介護予防デイサービス事業の屋外活動プログラムの一環として、また議員が飼育されておりますヤギ等を見学させて頂けますようお願い申し上げ、簡単ではございますが答弁とさせていただきます。以上です。

議 長
7 番 議 員

永本議員

ありがとうございました。今後ともひとつよろしくようお願い申し上げます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

以上で永本議員の一般質問は終了しました。

続いて9番戎野議員の一般質問を許可致します。

戎野議員

9 番 議 員

では通告に従い、私は大きくは2つの質問をさせて頂きたいと思います。1点目はですね、防災対策における各種補助制度の創設について。補助事業の充実ということなんですが、さる11月7・8日にかけてですね、私も含めて美波町防災特別委員会に参加しました。行き先は三重県大紀町と和歌山県串本町への視察でありました。特に大紀町の津波防災にかける思いは強く、18年前に建設した500名が避難できる錦タワーの避難ビルを建設したその備えは、非常に先進的な取り組みで、少し金額約138,000千円ぐらいだったんですが、かかろうと避難タワーにせずですね、避難ビルにして低体温症への備えをしたということを知りました。日常的に使える集会所や1階に男女及び障害者の固定トイレを設置するなど、先進地といわれるにふさわしい整備をしており、学ぶところがたくさんありました。後から整

備されるほど住民に望まれるような防災対策を考慮した施設になるのかと思っておりましたが、この町ではどうも違うようです。さてどこの自治体でも避難場所及び避難路確保を工夫していることもよく分かってきました。視察してきた串本町では、主な避難路となる道路沿いのブロック塀の倒壊による避難困難を防ぐためにブロック塀等の撤去と、生垣づくりへの補助事業にもうすでに12年前の平成16年から取り組んでおりました。ブロック撤去や植栽等に11,530千円余りを既にかけてきております。串本町では倒壊の恐れのある長さ2m以上のブロック塀等の撤去に現在は9割の補助金、上限が300千円はありますが、それと新たな生垣づくりに1mにつき23,500円または工事費の2分の1の補助制度をつくり、避難路の確保を図っております。ぜひとも美波町でもこのような補助制度を創設し、避難場所までの避難路確保に取り組んで行くべきではないのかとお尋ねしたいと思っております。あわせて街並みが生垣で囲われることで落ち着いた美観を醸しだせる緑のまちづくりとしていってはいかがでしょうかという趣旨でございます。避難場所にたどり着けるための避難路の確保へ、町のですね、補助制度の条例化を促進、進めて頂きたいと思っております。

同じく2点目にですね、補助制度の一環として感震ブレーカー購入への補助制度を導入上検討をしてはどうかということでもあります。視察してきた串本町では町内の建築物に商用電源のブレーカーが、そこにですね簡易なおもり式やばね式のキューズブレーカーを取り付けて、その費用の2分の1の工事補助をしております。地震時の家屋の倒壊後の通電火災を防ぐための対策であり、人家の密集する本町の地区では、ぜひその備えるべき防災対策かと思っておりますので、補助制度への取り組みを考えるべきだと思うのでありますが、そういう対策を今後していくのか、また考えていくのかをお尋ねしたいと思っております。串本町ではその他、防災対策として自主防災会に対する補助は資器材の整備事業、上限2,000千円がありますが、8割補助で。また避難路の整備事業、9割補助ですが、その他備蓄倉庫の整備事業、上限がこれも1,000千円というのがあります、2分の1補助など、また個人のほうにはですね、家具転倒防止器具への取り付け補助や支援事業、救命胴衣の購入補助制度、耐震ベットやシェルターの設置購入補助など、家屋倒壊への備えに複合的に取り組んでおります。美波町も備品等の整備には町の補助制度は町内会等にもございますが、先進地を参考に取り組みを強化

して頂きたいと考えているわけでございます。したがって、この制度充実についてお尋ねしてまいりたいと思います。

議 長
消防防災課長

消防防災課長

それではお答えをさせていただきます。ただ今、議員の質問にもございましたとおり、さる11月7日・8日と議会防災対策特別委員会におきまして和歌山県串本町を視察させていただきました際に防災減災対策と致しまして、ブロック塀等撤去補助制度につきましては平成16年度から、感震ブレーカー購入補助制度につきまして平成28年度から補助制度を設けており、防災対策として実施しているというお話を私もお伺いを致しました。本町には、狭小な路地や「あわえ」といわれる路地などがたくさんあり、地震発生時には、ブロック塀の倒壊や老朽空き家などの倒壊により避難路が遮断されることが考えられます。住宅密集地におけます避難路の確保につきましては、非常に重要な問題と受け止めております。美波町国土強靱化地域計画の中でも防災機能を図るため、各種補助事業を活用したブロック塀等の撤去に努めると記載をさせていただきます。今後は、自主防災会や町内会などと避難路確保に向けた協議をしながら、安全に避難できる避難路の確保に向けた施策を講じていきたいと考えておりますし、県の補助事業とも照らし合わせながら、助成についての制度設計についても検討して参りたいと考えております。

それから続きまして2点目の感震ブレーカーに対する助成制度につきましては、昨年の12月議会でも自助公助の関係から、自主防災会や町内会などと協議をしながら検討して行きたいと答弁させていただいております。住宅が密集する地域などでは、延焼火災等により逃げ遅れるケースも考えられますので、地震災害時における火災から住民の安全を確保するという観点から感震ブレーカー等の普及・設置につきましては必要であると考えております。今後は、先進事例であります串本町の事例を参考にしながら、感震ブレーカー助成制度について検討をしていきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

ブロック塀等の倒壊に対して検討、制度的に検討をしていきたい、制度的にいうんは条例化を含めてのことだろうと思うんですが、それを検討ということは進める方向に検討するということで、理解しとっていいんでしょうかね。後1つブレーカー

については、串本町は費用の2分の1で上限が2千円で、そんなに大きな金額にならないと思いますので、やはり密集地である美波町では、ぜひそのブレイカーを簡易なものでもとにかく延焼を及ぼさないようにやるという、そういう意味での検討をして普及をしたいというふうにもう理解していいんですかね。

2点目の質問に移りたいと思います。

議 長
9 番 議 員

戎野議員

2点目はですね、木岐苦越地区での樹木葬、墓地建設についてお尋ねをしてみたいと思います。先日の12月5日木岐公民館で行われました墓地経営許可に関する対応についてということで、宗教法人の春日神社関係者と副町長・住民生活課長をはじめとした町当局と地域住民との話し合いが町内会長の強い反対意見と、住民の反対の思いの中、行われました。町が業者の計画を事前に住民に先ず説明して、意見を聞いていくのかと思っておりましたが、そういうものではなくですね、いきなり業者を交えての説明で、訴訟をしても計画を進めるとの非情な脅しにも取れるような対応を迫ってきておりました。旧由岐町でも町の土地造成開発で町民との訴訟対応に何年もかけながら、町外との業者との訴訟に対抗する姿勢が全く見受けられないまま、誰のための町政を進めているのかと、その姿勢を疑った次第でございました。この説明会は単にガス抜きのためのような一応住民説明会はしたのだから、行政としては許可申請者への対応は取ったとする法手続きのかたちづくりとしか思えないような状況でありました。つまり町民の生活圏を守る町が、町民の意向を無視して、書類が整えれば行政側には責任はないのだと、そのような姿勢でいいのかということでございます。地域住民が望むように、政治的な判断をして、町は対応して行くことが必要でないのか。基本的な姿勢考えをまず始めにお聞きしたいと思います。

次にですね、許認可の審査対象となるべくですね、地域住民へのメリット・デメリットについての把握はしているのか。そしてその審議はどうなるのかということも続いて聞いておきたいと思います。添付書類の審査を町が行い、許可の可否を決定するとの住民説明会でありましたので、地域住民がいやだと、反対だと署名等を沿えて提出しても、代表人が書類が整えれば法的には違法性はないとの答えが自動的に導かされるのではと非情な懸念をしております。これらですね、申請の受理した日はいつで、そしてその申請後、町は何日以内に許可の可否を

決定しなければいけない規定になっているのか、その点を次に聞いておきたいと思います。2点目にですね、今回はお寺ではなく神社の宗教法人の定款といわれる法人規則には公益事業としての墓地の運営は明記をされているのか、墓地等の経営の実績はいったいどうなのか。お寺でもない神社の宗教法人に既に墓苑事業が認められているのか、その点についても聞いておきたいと思います。公益事業である無宗派の墓地、霊園等ですね、信者用の墓地をつくっている実績が必要であるとしているわけでもないのか、その点もお聞きしたいと思います。そして資金計画収支の状況はどのように審査の過程で把握されているのか、お聞きしたいと思います。今の計画の説明では、墓地の形式説明としてコンクリート製の箱、約1.5m四方で高さ1mに150霊を収納しながら、それを100から150個増設する計画で1霊50千円掛ける22,500体ということで、収入で計るならば1,125,000千円の計算になるわけですが、これらの計画年数、出された収支計画を説明をして頂きたい。そして永代使用料的収入を前提としているだけに、もし需要が見込めなく運営が不可能になり、放置された場合、誰が墓地管理して責任を取っていくのか、放置されてしまうかたちにならないのか。清掃や管理のための基金管理の積立義務もなく、経営破綻した場合、遺骨の処分にも困るし、もし転売されて廃棄物等の処分場にされた後では地元民が迷惑をこうむる恐れはないのか。その資金担保は充分できているのか、その点をお聞きしておきたいと思います。それからですね、過疎化で本町も見捨てられた墓も増えております。墓地が足りないというわけでもなく、本町での需要が増えて行く状況でもない中、その中で都市部の骨捨て場のように、遺骨をそこに樹木葬としてしていこうと。地元の隣接住民の意向に配慮することが重要であると町は認識をしていかないのか。木岐地区に霊園を必要とする状況が全く生じていないのに、地元住民の意向を無視してまで、なぜつくろうと焦るのか。書類が整えれば認可して行くという町民の意思より業者の利益を優先する町の姿勢、町長の真意をお聞きして行きたいと思います。

地域住民にとって命・財産を含め、将来に渡って重要な生存権に係ることは、全て議会議員に託したわけではないはずです。重要なことは直接民主主義でその判断を住民投票等に委ねることを取り入れることは考えられないのか、住民投票という住民参加と住民の意思を尊重する対話のまちづくりも可否判断の具

体的解決策として、住民投票条例への取り組み、また考えを町長の考えを聞いていきたいと思ひます。お願ひします。

議 長
住 民 生 活 課 長

住 民 生 活 課 長

ただ今の議員の質問についてお答え致したいと思ひます。まず墓地経営許可申請に係る審査につきましては、「墓地、埋葬等に関する法律」、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」、「墓地、埋葬等に関する法律施行規則」、あるいは徳島県の「墓地、埋葬等に関する法律施行条例」、あるいは「墓地、埋葬等に関する法律施行細則」、「墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可等の事務処理要領」、また、徳島県から権限移譲に際して配布されております「墓地事務の手引き」及び、「美波町墓地、納骨堂及び火葬場の経営等の許可等の事務処理要領」等に基づき審査することとなります。また、これらのほかに「農地法」、「都市計画法」、「土地利用指導要領」、「砂防法」、「森林法」、「自然公園法」、「徳島県自然環境保全条例」等にも審査に留意する必要があります。認可の可否につきましては、これらの法令等に加えて徳島県や、有識者のご意見を伺いながら慎重に審査を進めて参りたいと思ひております。なお、今回の木岐苦越地区での墓地計画につきましては、墓地等の経営許可に関する事務は徳島県から権限移譲をされ、申請があれば町としてメリット・デメリットに関係なく、関係法令等に照らしながら許可の可否を審査せざるを得ないことを、まずはご理解賜りたいと思ひます。あと先ほどの申請書の受理日ということですが、申請書自体は挙がっておりますけれども、まだ正式に受理はしておりません。宗教法人について、実績があるかにつきましては、平成20年に徳島県がまだ権限を持っていた時に、小松島市田野町の方で同じく春日神社ということで、認可許可を得て現在も春日神社が経営をしております。あと資金計画その他、責任の有無等につきましては、今後また申請者との協議を重ねながら、進めて参りたいと思ひております。以上答弁とさせていただきます。

議 町
長

町 長

自席から失礼致します。今、課長の方から答弁させて頂いたとおりでありますけれども、議員も住民説明会に出席されていたということで、前段のところはそのように受け取られたんかなあとと思ひますけれども、私どもは決してそうではございませんで、まず経緯を申し上げますと、この墓地経営の許可申請のお話を町に頂きまして、そして地元の方にお示しを一部してつてというようなことがありました。8月に実は木岐の町内会で定期

の総会が開かれた時に、中でその苦越地区の墓地の計画についてが案件に上がりまして、来られてた方も含めまして、会長さんもそうですけれども、反対というようなことをありまして、その総会の翌日に町内会長さんから私に直接電話を頂きまして、一応そういう決議をさして頂いたので、ご報告しておくというようなことを申されました。その時に私が申し上げたのは、8月の終わり頃だったと思うんですけれども、月が変わって9月以降に住民説明会をさして頂くようになるというふうに思いますというようなことを申し上げたところ、会長からはもう説明会はいらないからってというようなことをおっしゃられたんですけれども、それではやっぱり総会に出られている方は事情は分かっているけれども、出席されてない方ってというのはそういうことが分からないので説明会をさして頂きますというようなことを申したところであります。その当時の話しでは、事業者の方は出席しないと、出来ないってというようなお話を担当課の方から私は聞いておりまして、本来この事業といいますのは町が誘致した事業ではございません。ここを認識といいますか、して頂きたいと思っております。町の立場というのはどうかということで、議員からも今質問もあったところではございますけれども、軸足は常に住民の方に置いているというように受け取って頂きたいと思っております。そんな中で権限移譲で町にこの事務が来たわけでございますが、町は許可権者という立場も併せ持つということになります。それは法律に基づいて事務を行うということになりますから、その法律に定められた、またその法律の委任を受けた規則であるとか、県がつくっている処理要綱等を勘案しながら審査をしていくということで、先ほど課長が述べたとおりでございます。そういったことでございますので、この事業を町が望んでいるかっていったらまったくそれではございません。ただ経営の中で、法律の中でその方達がそこに墓地を開設したいってというようなところで、それを法律上は拒否できないっていうふうになっています。後は審査ということになります。審査は私どもが審査権者でございますので、この場でこうなるってというようなことは申し上げられません。ですから初めての案件でもございますので、慎重に取り扱っていきたいというように考えているところでございますので、ご理解頂きたいと思っております。以上でございます。

議長 戎野議員

9 番 議員 まあ町長の今の答弁でしたら、書類に不備はなく整っておれ

ばたとえ望んでいない事業だと町は考えても、法的には拒否ができないと、そういうことですね。申し上げられない、ということは町の軸足は町民と

議 長 小休します。
(時に 14時02分)
(小休中)

(時に 14時03分)

議 長 再開します。

9 番 議 員 戒野議員
審査の内容に関わることなので、述べられないということでございますが、審査の内容で例えばその内容に地域住民の意思、そういうものは審査の対象ではないという、あるかないのか、それまずお答え願いたいと思います。

議 長 小休します。
(時に 14時03分)
(小休中)

(時に 14時06分)

議 長 再開します。

9 番 議 員 戒野議員
今、小休中のことでなかなか聞きにくいんですが、町民税他ですね、町民が税を負担して町を支えて行きながら、地元の住民の意向より今回のように徳島の霊園開発業者を重要視するような、なんぼ二足のわらじと言いながら町長の姿勢を疑わざるを得ないと感じました。半永久的に固定される非課税地である墓地は、税収面でもマイナスであり周辺の地価が下がっていきます。今後ですね、地域住民が町長のおっしゃるように望んでいない迷惑施設、例えばいろんなごみ焼却場であったり、放射能の汚染残土ですね、地下埋設をしていこうとか、身近な生活のし尿処理の方からいろいろ国が設置したいというふうな施設までいろいろあるかと思うんですが、そうであればですね、国の安全基準や審査の書類がきちっと揃っていれば、町長としては受けて行かざるを得ない、認めざるを得ないという論法になってくるんですが、同じようにですね、議会が議決すれば町民の意思は整ったとも町は判断して行くのか、その点もお聞きしておきたいと思うんですが、やはりここでその住民の反対したり臨んだりする内容ではなくですね、書類さえ整えれば進めて行くという姿勢に立つのか、その点を再確認をしたいと思います。

議
町

長 町長

今、議員がおっしゃられた例えばということで、ゴミ処理施設であるとか、放射能の施設というふうなことを例に出されましたけれども、今回の場合と、それとごみ処理施設と放射能っていうのは3つとも全て私は違うというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、今回の墓地の開創っていうのは法律に基づいて町にその事務が来ているということで、町が審査をする。そして許可・不許可の決定をすると、許認可権者です。もう1つの例えばっていうゴミ処理施設、ゴミ処理施設は住民が反対する場合はもちろん私が強引にごみ処理施設を持ってくるっていうことはもちろんございません。しかしごみ処理施設については現在のところ海部郡3町の共同事業になってます。その中で誰もがいわゆる迷惑施設は持ってきてほしくないっていうふうに考えられているというふうに思いますけれども、そういった中に置いても郡内の広域事業っていうことですから、今現在ごみ処理施設は牟岐、し尿は美波町と海陽町っていうことになっておりますけれども、そういったことについてもどこかが持たないといけないっていうところで、海部郡3町のどこかが持つっていうことになろうかと思えます。次に放射能っていうふうに例を挙げられた分ですけれども、これは国がいくら適地である、そしてそこをお願いしたいというふうに、それから安全性は大丈夫って言われた

ところで、うちがそれを受けるといような義務はございませんので、住民の方々が反対しなくても私自身は受け入れるつもりはないというようにことがございますので、それぞれ具体的に案件が上がった場合に、それぞれ考え方っていうのは表明さして頂こうと思っておりますけれども、今回の場合は私どもの事務であるっていうことを先ほども申し上げましたけれども、決して誘致をしたわけではございませんので、そのようにご理解を頂きたいと思っております。

議
9 番 議

長 戎野議員

今の町長の答弁ではですね、霊園を受ける義務があると、義務じゃないんですか。事務ですね、霊園を受ける事務、ということは許認可の権限はあるというのは分かっています。私が今問うてるのは、霊園というもんを受ける町村長に下された事務処理の担当であると、そういうことですね。だから義務ではないんですか、それを受けなければいけないとかいう。ということは申請があれば受け付ける義務があり、その事務を町がやって

- いくと。
- 議 長 小休します。
(時に 14時12分)
(小休中)
(時に 14時14分)
- 議 長 再開します。
戎野議員
- 9 番 議 員 私は非常に心配するのは、申請後たとえば50日以内なら50日以内に許可の可否を決定しなければいけないというもし規定があってですね、そしてとてもその住民の意思表示をそこへ許可の可否に参考に持っていくために、その時期が間に合わないというふうなことにならないのかということをお心配しているわけです。
- 議 長 小休します。
(時に 14時04分)
(小休中)
(時に 14時06分)
- 議 長 再開します。
戎野議員
- 9 番 議 員 町長としては添付書類とか受付の書類が整っておれば審査をし、そしてその可否を出して行かなければならないと。それ以上はちょっとと言えないと、今の段階でね。
- 議 長 最終、議会にも報告するという今の町長、ほういう。
- 9 番 議 員 ということは、例えばその議会の意思とかそういうものが、そういうところに反映されるということは、許可権者としてはあまりそれは考慮の対象ではないということですか。非常に私は今思うのは、都市部での墓地作りが非常に難しいために、田舎に端的に言えば地元住民が嫌だというものを無理やり押し付けていくための行為そのものがですね、これは本当に公共の福祉に反することではないのかというふうな気持ちが致します。周辺住民のいわゆる公共性こそ都市の開発利益より優先すべき生活圏というか生存権ではないのかと。今回のように地域住民のほとんどが反対しているのにも書類が整っているのであれば許可するという、政治判断の非常に不在のような感じを町政に受けるわけではありますが、町長の姿勢としてはそうせざるをえんということで、もう理解してくれということでしょうか。その点最後にちょっとお聞きはしておきたいと思います。
- 議 長 町長

町長 不適切な発言になるかもしれませんが、町長、許認可権を持つ町長はちょっと置いといてですね、町長としては議員と一緒にの考えです。思いです。だから木岐の苦越にこの樹林葬を持ってきてほしくはないわけです。でよろしいですか。

議 9 番 議 員 長 戎野議員
他のものと違って樹木葬といいながら、その上を人が走り回ったりいろいろするんかと思いますが、町長としては望むような施設ではないかもしれませんが、書類が整えればその可否を審査するしかないということですね。そこまでの結論で、私はその時にですね、政治的なそういう住民の思いをちゃんと反映、斟酌して、そして住民に沿うような町の姿勢があるのかということで、先ほどからずっと継続して聞いているわけなんです。その点はいかがですか。

議 長 小休します。
(時に 14時19分)
(小休中)
(時に 14時21分)

議 9 番 議 員 長 再開します。
戎野議員
最後になりますけど、先ほどにもちょっと質問も中に入れたんですが、やはりいろんな大きな住民にとって大事なことの選択、そういう判断をですね、していく場合に住民の意思を尊重する意味で対話の町づくりをするのであればですね、住民投票条例を設置するなりして、そして議会の決議に反映していきなり、そしてまたそういった調整としてもそういうものも取り入れて参考にしていくという。そういうふうな姿勢はないのかと先ほどは質問したんですけど、それはいかがでしょうか、

議 町 長 町長
その住民投票でありますとか、議会の総意で反対決議でありますとか、そういったものをいろいろ判断する材料とできないのかっていうようなご質問かなあとと思いますけれども、場合によってはそういう案件もあろうかなあとはいいます。ただ今回の場合、それがなじむんかどうかっていうのは法律的なことも勉強しないと、私が今ちょっとこう言いづらいところがございますので、今回の場合に議員が提案して頂いた住民投票をする、もしくは住民投票条例をつくる、議会の議決を尊重するうんぬんっていうようなことを審査の中に入れるとかいうようなものについては、今はっきり申し上げられませんというのは、法律に

基づいて許認可をこうきているものでございますから、審査にあたってはそういった議員がおっしゃられたようなことがそれになじんでいくものかどうかというのは、上級官庁ともまたご相談しながらということになるかと思いますので、今回の場合はそういうことを勘案してやるやらないってというようなことは、今この場ではちょっと申し上げれないというようなことで答弁をさせていただきます。

議 長 戎野議員
9 番 議 員 将来に禍根を残さないようにですね、地域住民に思いに寄り添うような決断をして頂きたいと思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。

議 長 以上で戎野議員の一般質問は終了しました。
小休致します。

(時に 14時24分)

(小休中)

(時に 14時45分)

議 長 再開します。
続いて12番中川議員の一般質問を許可致します。
中川議員

1 2 番 議 員 私は通告してあったのは2つなんですが、1番目の墓地計画については、すでに戎野議員が質問したので簡単にしたいと思います。通告してあったように、この墓地計画、どんな問題点があるのか、情報収集をされとるということでした。7月からずっと。それでそのことについてお聞きしたいんですが、この墓地計画については地元の住民は焼き場があるとか、そういう昔のイメージが更に低下をして、もしこの計画が実行されたらもうその評価が永久に固定化してしまうんでないかと、そういうことも非常に強く心配しております。転売とか、転用とかそういう正常でないそういうことが起こらないとも限らないということで、環境が悪化したりそういうことも懸念されておりますし、とにかくどないなるか分からんと、そういうことでいっぺん許可したらもうあと取消もできん、後始末もどないなるや分からんと、ほういうことでなし崩しになっていくんちゃうんかと、ほういうことを非常に心配しております。そこで1つ町にこの情報収集にあたって注文したいと思うことがあるんですが、先日の説明会では申請書類のチェックリストがあるということは聞いたんですが、それ以外のものも作ってほしいと。今言った住民の声とか、それから各地の取り組みとか実例、そ

ういうなのもぜひとも収集してもらいたいと思います。さっきも町長おっしゃいましたけども、自治体っていうのは住民の福祉を実現するのが本来の役目でありますから、やはり住民の意思を最優先して取り組んでほしいと考えます。この許可制度自体が住民のためのものであるわけですから、そういう意味でそういう姿勢で臨んで頂きたい。法律に従ってということでしたが、そういう一般的なことは分かるんですが、その法律っていうのは最低限のことを規定しておるわけで、今言うたように住民の為になるいいことだったらどんどんやってもいいわけありますから、法の解釈があるようにどちらにとるかね、住民の立場に立って解釈するのか、それから業者側の立場に立って解釈するのか、微妙なところあると思うんです。ですからやはり住民の意思を最優先、そういうかたちでね、情報収集にあたって頂きたいと思います。ということで、この苦越の墓地計画について、一応聞いとくましようか、よろしくお願ひします。

議
町
議

長
長
長
議員

町長

分かりました。

中川議員

1 2 番 議

それではこれについては私達議員も地元の議員を中心に頑張りたいと思います。

次 2 番目の質問であります。これは通告してありましたとおり、介護保険事業についてということなんですが、実は町長の提案説明の中で「介護保険料の抑制を目的に原則として介護保険事業と介護予防事業の分離をする」と、こう述べられたんですが、このことについて質問したいと思います。この介護保険事業と介護予防事業、国と町が分けるというんですが、1 つは具体的にどういうことなのかということでもあります。というのはねんりんが移転するに伴って長寿村はいったいどうなるんだろうかという、そういう心配。特に利用者の中に非常に多くありまして、そのことで具体的にどうなるのか、ということをお聞きしたい。

議

保健福祉課長

長

保健福祉課長

ただ今のご質問にお答え致します。美波町介護保険事業の状況につきましては、合併時の平成 18 年度から始まりました第 3 期事業では、介護保険料基準額は 4,700 円でした。平成 21 年度から始まりました第 4 期事業期では 5,400 円で平成 24 年度では県内ワースト 1 位となる 5,800 円でありました。この結果を受けて、介護給付費適正化事業に取り組んできた結果、平成 27 年

度の第6期事業期では他の市町村が介護保険料を、基準額を大きく引き上げる中で、美波町は据え置きと致しましたことにより、県内の10市町村で構成する第3位となりました。平成27年度の給付状況は法改正により介護報酬単価が全国平均で約2.27%減額され、美波町の要介護認定者は3月31日現在を比較しましたところ、前年度と比較しまして21名減少したにも関わらず、給付費支出額は約26,000千円ほど増額致しました。また第1号被保険者65歳以上の方であります。第1号被保険者1人当たりの給付費につきましては、徳島県第2期介護給付費適正化計画では、全国一高い徳島県にあって約330千円で1番高額でありましたが、第3期の計画内では更に増額し1人あたりの給付費額は342千円と県内高額1位のままであり、このままでは平成30年度第7期事業からの介護保険料基準額を引き上げざるをえない状況となっております。住民皆様の総意ともいえます介護保険料の引き下げにつきましては、保険者である美波町としても目標の1つでありまして、この考えのもと平成28年4月に行った、国が推奨しております3カ年の期限を設けて軽度認定者に係る通所サービスと訪問サービスを地域支援事業の方に移行するというございですが、この介護予防・日常生活支援総合事業への移行に引き続き、平成29年4月には原則として介護保険事業と介護予防総合事業の分離を美波町独自の施策として取り組むものであります。これにより、各事業所で要介護認定者、要支援認定者、一般高齢者を併せて行っておりましたデイサービス事業につきましては、介護サービス事業所では原則として要介護認定者、あと例外規定を設けておりますが要支援認定者の方に対しサービスを提供することとし、社会福祉協議会は要支援認定者、軽度認定者といわれる位置づけですが、要支援認定者及び一般高齢者に対しサービスを提供することで、介護予防事業の拠点として総合事業に専念し、介護予防に専念し、地域包括支援センターが実施する介護予防事業と連携強化を図るものであります。軽度認定者にかかる訪問サービスについても通所、デイサービスですが、通所サービス同様と致しますが、この事業分離は完全に分離を行うものではなく、先ほど申しました例外規定により従来の介護サービス事業所がサービス提供を行うことが適切であると認められる場合や、サービス需給事情及び地域性についても考慮致しております。利用者及びその家族に対しては、十分な説明と配慮を行ったうえでサービス利用事業所の変更を行い、介護保険事業の健全な運

営に努めて参りたいと考えております。

続きまして、先ほどちょっと質問中に含まれておりました長寿村について、お答えさせていただきます。長寿村につきましては、今デイサービス事業と支援ハウス事業があるかと思いますが、その2つの事業は新しい施設、志和岐の方の新しい施設と一部は今の現在のねんりに移転されるということで、長寿村は一応、事業所は全て無くなるというようなことを聞いております。そうなった場合には、指定管理の契約をまず解除契約をさせて頂くことになろうかと考えております。以上です。

議 長 中川議員
1 2 番 議員

例外があるということで、次に質問しようと思っておりました事業所の変更、利用事業所の変更ですね。これについてはかなり弾力的にやるということですね。というのは1つは誰でも、今健康なものでもやがて介護を必要とするようになっていくわけで、軽度なうちから予防しておればやがてどうなっていくかという予測もつくし、そういう点で完全に分離してしまうとほの辺の連携が非常に難しいんじゃないかと、ほういうことを心配しておったんですが、それについては機械的にはやらないと、ほういうことですね。とはいえ、ねんりんが無くなるというのは分かりましたが、それは利用事業所を変更することになるわけですね。無くなるわけですから、その場合できるだけ今までに近い状態でできるように、そのためには今事業所が1つ減るわけですから、介護っていうのはできるだけ近所というか、家の近くで受けるのが望ましいと私は思います。それでできるだけ今までのところに近いところで受けられるようにしてほしいと思います。次に完全に分けるんじゃないというんは分かったんですが、次に一番初めにあった介護保険料の抑制、県下一高いからそれを何とか抑えるためにやるんだということでしたが、これの見通しというか根拠というか、そんなんはあるんでしょうか。

議 長 保健福祉課長
保健福祉課長

まず事業所が無くなるというのじゃなくて、要介護度の重たい人は介護保険事業所の方、施設の方でサービスを提供されて、社会福祉協議会にも要介護3とか4と認定を受けられた重たい方もおりますが、そういうふうな方は施設の方をお願いして、施設の方でサービスを受けられている軽度の認定者でありますとか、今町が独自に実施しております生きがいデイサービスとって介護認定を受けられていない方のデイサービス、そうい

うふうな方も皆混同して施設の方でされとんですけれど、その軽い人を社協の方に集めてっていう、その入れ替えです。サービス提供事業所の、ですから事業所が無くなるわけではございません。できるだけほの途中でいろんな理由を持たれ等方もおると思いますので、それは地域包括支援センターの方で社協もそうですが、利用者 1 人一人に説明に回って、後は由岐福社会のデイサービスであるとか、実名挙げますが、東紅会のデイサービスであるとか、同じく 1 カ月間こう体験利用的なことをして頂いて、社協の今現在おいでる程度の重たい利用者には公平に利用して頂いて、事業所を選んで頂こうかなあとは考えております。一方的に決めるのではなくて、きちんと 1 人一人聞き取りながら配慮させて頂きたいと考えております。それと介護保険料の見通しですが、今以上に悪くしたくないということで、少しでも成績の悪い保険者でありますから、町独自の取り組みもいろいろしていきながら、これだけでも町独自の施策っていうことが終わるんじゃないかと、次の段階もちょっとこう考えておるんですけれども、今、保険料がこんだけ上がるとか、こんだけ下がるっていう明言はできるものではないことから、ご理解頂きたいと思えます。以上です。

議長
1 2 番 議員

中川議員

実際は難しいと思うんですけれども、どうしてもこの介護の量が増えるとどうしても給付費も増えて、ほの分こう被保険者にかかってくる。国の出す費用が少ないっていうのが原因だと思うんですけど、できるだけ施設間でも町が主体になって調整するような、そういう会を、仕組みをつくってもらいたいなあと思えます。この間、事業所説明会があったそうなんですけれども、事業所だけでなしに、やっぱり一般にも説明会を開いて頂いたらと思うんですがどうでしょうか。それをお願いして、一応質問は終わります。

議長
保健福祉課長

保健福祉課長

まず一般住民の説明ということですが、現在介護保険制度を利用されていない方につきましては、今回次の広報みなみで町の取り組みを掲載させて頂く予定にしております。今回この事業の事業分離に係る方については、もう 1 件 1 件直接説明に回らせて頂くこととしております。以上です。

議長
1 2 番 議員

中川議員

個別のね、説明はもちろんいいんですけれども、やっぱり何人か集まって説明会をするほうがね、理解がより深まるというこ

とで、なんとかそういう場をお願いしたいと思うんです。

議 長
保健福祉課長

保健福祉課長

また可能な範囲でそういうふうな介護保険制度のそのものの勉強会とかも地域の学習会的なところにお呼び頂いたら、なかなか行く余裕もないような中でちょっと明言しにくいんですが、可能な範囲でその介護保険制度全体的な説明とかには、また機会があれば出向いて行きたいかなあと思います。以上です。

議 長

以上で通告者の一般質問は終了しました。

これにて一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。お疲れ様でした。

(時に 15時06分)

平成 28 年 12 月 12 日（月）

（時に 9 時 00 分）

議長 おはようございます。ただ今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。小休します。

（時に 9 時 00 分）

（小休中）

（時に 10 時 00 分）

議長 再開します。

戒野議員

9 番 議員 議事の審議に入る前にですね、本日これより全員協議会開催の動議を提出致します。理由説明として、先日開かれました全員協議会での議会だよりを中心とした発行における間違い等について、松本委員長からの事実認定や今後の取り組み方の説明も十分聞くことが出来ないまま、議長から突然の打ち切りのようなかたちで結論が不明確なままに終わってしまっておりますので、確認をする意味で全員協議会をこの場で少し時間頂いて、開催して頂けるよう動議を提出致しますので、よろしく願い致します。

議長 小休します。

（時に 10 時 01 分）

（小休中）

（時に 10 時 09 分）

議長 再開します。

ただ今から議案審議を行います。

日程第 1 議案第 56 号「美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 14 号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

税務課長

税務課長 （議案第 56 号の説明をする）

議長 説明が終わりました。質疑を行います。

ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 56 号「美波町税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 14 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 57 号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 15 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議 長

(議案第 57 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 57 号「美波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 15 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 57 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 58 号「美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 16 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

消防防災課長

消防防災課長
議 長

(議案第 58 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 58 号「美波町消防団設置条例の一部を改正する条例の制定について（条例第 16 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 59 号「平成 28 年度美波町一般会計補正予算 (第 3 号)」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

総務企画課長

総務企画課長
議 長

(議案第 59 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。

江本議員

3 番 議 員

14 ページのふるさと納税支援業務委託料っていう項目あるんですが、これどういうふうな内容なのか、これ具体的に教えて頂けたら。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

このふるさと納税の支援業務委託料につきましては、以前、江本議員から一般質問でご指摘がありましたふるさと納税の拡充といたしますか、広報の拡充を図るもので、ホームページ上に、インターネット上にふるさとチョイスっていったようなふるさと納税を支援するページがございますけれども、ここに美波町として登録を致しまして、その内容と致しましては美波町の特産品をどういった返戻品があるかっていうのをご紹介させて頂くようなページの開設となります。それでひと月あたり 4,050 円のこの委託料が必要となりますので、1月から3月までの委託料を組まさせて頂いております。ですから来年度については1年間引き続きこの委託を行って、ふるさと納税の納めて頂ける方の人数といたしますか、そういう振興を図っていきたいということで計上致しております。

議 長

他にございませんか。

戎野議員

9 番 議 員

ページ15ページの地方創生の企画関係で2件分で定住促進補助金が4,000千円あるんですが、これは主に定住をする方のリフォーム代を対象とすると、そういうふうなそういう改修代の費用として2件分になるのでしょうか。同じく地方創生の商工

関係でページ 23 ページに小規模事業起業支援補助金で 2,000 千円あるんですが、これは何件分の補助金なのか、もしこれこの補助金と余所から移住して定住促進補助金を受ける場合、合わせてだいたいいくら補助が可能なのか、その点お聞きしたいと思います。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

定住促進補助金につきましては、空き家の増改築・改修等に係る補助金で、1 件当たり最高で 2,000 千円 3 分の 2 の補助となっておりますので、その 2 件分を計上させて頂いております。小規模の関係の事業費については 2 件分、これについては 1 件当たり 1,000 千円が条件となっておりますので。その 2 件分を計上させて頂いております。この定住促進補助金については住居といいますか、生活するための空き家改修でございますから、もしその住宅をつかって小規模企業支援、ご自分で事業を始められる場合については、その部分についてはこちらの 1,000 千円の事業費、補助で対応するといった。両方合わせますと 3,000 千円となります。以上です。

議 長
4 番 議 員

北山議員

まず 10 ページ徳島県海区漁業調整委員会選挙費委託金、これが分かりにくかったんで、内容をもう一度して頂けたらと思います。それから 14 ページ情報ネットワーク費、県セキュリティクラウド構築費費用負担金、これは県下で市町村の美波町分・・・内訳ですね、そこらをご説明頂ければと思います。それから諸費の地域バス路線運行補助金、これについての今後の方向性はどのようになっているのか、検討状況っていうんですかね、そこらのところも含めて説明をお願いしたいと思います。それから今、同僚議員が質疑された小規模事業起業支援補助金、これにつきまして提案理由の中ですでに審査が行われ交付が決定されたのが 3 件となっておりますとかいうように説明があったんですが、この予算は 2 件ということで、ここらのどういうことなのか説明を願いたいのと、それとこの 2 件分及び決定した後の 1 件分との内容っていうんですかね、どういう内容で起業されるのか、そこらのところも説明頂きたいと思います。よろしくお願い致します。

議 長
総務企画課長

総務企画課長

ご説明致します。その 10 ページの徳島海区漁業調整委員会委員選挙費委託金で 108 千円追加致しておりますけれども、これについては今年 8 月 3 日の投開票でございましたけれども、無

投票ということで、それに掛かる委託金を今回追加させて頂いております。それから県のセキュリティクラウド構築費用負担金についてでございますけれども、今年度の総額では 123,120 千円が全体の、失礼しました。ちょっと失礼しました。今資料 29 年度の分を持ってきてしまっていて、負担の割合の出し方なんですけれども、総額は後でさせて頂こうかと思うんですけれども、県と市町村で 5 割ずつの負担金となっております。それで後、残りの 5 割の市町村の決め方でございますけれども、すいません、全体では 329,600 千円が全体の費用となっております。それで 5 割、残った市町村の分け方なんですけれども、共通部分に掛かる経費を均等費用としまして、3 割を均等費用、7 割を変動費用ということで、市町村間の負担割合については公的な統計数字、これが地方公共団体定員管理調査による職員数で案分するというようになっております。基本的にはそういったかたちで分けた費用の美波町分ということになっております。それから南部バス及び阿南バスの運行補助金の今後の方向性ということで、毎年 1 回及び 2 回の地域公共交通会議を開催致しております、最終的にはそちらで決定するような内容になろうかと思うんですけれども、昨年については南部バスの利用者が多い赤松でアンケート調査を行いまして、やはり今の現状を維持してほしいというようなお声が半数以上であったということで、今の段階ではまあ南部バスそれから阿南バスについては廃止であったり、そういったような考えていう方向性はございません。ですから今後また美波町の全体の交通体制について検討する中でそういった方向性を出して行くというかたち、今現在はそういうかたちになっております。私からは以上です。

議長
産業振興課長

産業振興課長

私の方からは小規模企業支援制度に関しましての質問で、もともと当初予算で 3 件分の予算を認めて頂いております、既に・・・3 件承認をしたということで、金額的には若干残ってはいるんですけれども、もう既に以前からの相談があったり、あるいは申請が出てきている分がございまして、その分に対応するために 2 件の追加をお願いしたということでございます。ちょっと詳しい資料が手元にはないんですが、先に 3 件承認されておりますのが、1 つはいわゆる小物なんかを、小物アクセサリ類を作って自分でブランド化して商品化して販売して行く。そういう事業に対する支援が 1 件ございます。その次が先

ほど戎野議員の方から質問があったような内容になりますけれども、空き家の方に移住してきて建物を改修し、その部分、面積半分になるんですけれども、パン屋さんを開業したという事例で、パン屋さんの開業に関する部分の支援っていうのが2件目です。3件目につきましてもやはり移住者ってことになるんですけれども、肉屋さんを開きたいというふうなことで審査が通っております。あと要望として聞いておりますのがガソリンスタンドですね、ガソリンスタンドを廃業される方がおられるということで、それを継業していくっていうことで、これ審査には至っておりませんが、一応そういうのが書類としては一旦受け取っております。後いくつがあるんですけど、これまだ書類自体が来ておりませんので、ちょっと差し控えさせていただきます。

議 長 北山議員
4 番 議 員

この海区調整委員会の分については、当初にも予算は当然上がっていたということになるんでしょうね。そういうのであれば追加の分、どういう部分が追加になったのか、そこらを教えて頂きたいと思います。それから地域バス路線につきましては、現状維持、現在は現状維持ということで、今後全体の運行っていか、そういう協議会の中で今後方向性も決めて行かれると、そう理解していいのかどうか、そこらをお願いしたいと思います。それと最後に小規模事業ですか、小規模事業の起業について、この3件についてはもう当初に提案されとったという話で、それは了解しました。この2件分っていうのは今後、1つはガソリンスタンドを継承していくっていうことですかね。それと後1件については申請がないんでということで、予備みたいなかたちでされとると、そのように理解していいのかどうか、そこらをお願いします。

議 長 総務企画課長
総務企画課長

徳島海区漁業調整委員会の委員の選挙費委託金については、事務が終わったということで当初にはございませんでしたんで、最終的に108千円の委託金が確定したということで受け入れております。それから地域バスの方向性については、議員おっしゃられたように地域公共交通会議の中でそのあり方については検討さして頂くということで、よろしくお願い致します。以上です。

議 長 産業振興課長
産業振興課長

予備かということだったんですけども、予備っていうことで

はなくて、担当レベルではもう既に書類のやり取りは実はしております。相談を受けたり書類のやり取りをしたものがそれぞれありまして、私のところまで正式にまだ上がってきていない。もう少し例えば担当からわしに相談がありますね、そうしたときにもう少し追加して資料を貰いなさいというようなことが当然ございますので、そういうやり取りしている分がこの中に含まれているということでご理解頂きたいと思います。

議

長

他にございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 59 号「平成 28 年度美波町一般会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 60 号「平成 28 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題と致します。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保 健 福 祉 課 長

議

長

(議案第 60 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

質疑はありますか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 60 号「平成 28 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 11時09分)

(小休中)

(時に 11時25分)

議 長

再開します。

日程第6 議案第61号「平成28年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水道課長
議 長

(議案第61号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第61号「平成28年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号「平成28年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

当局の説明を求めます。

保健福祉課長

保健福祉課長
議 長

(議案第61号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第62号「平成28年度美波町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

ます。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 63 号「平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

由岐支所長

支 所 長
議 長

（議案第 63 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 63 号「平成 28 年度美波町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 63 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 64 号「平成 28 年度美波町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

当局の説明を求めます。

水道課長

水 道 課 長
議 長

（議案第 64 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 64 号「平成 28 年度美波町水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願

ます。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 64 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 65 号「平成 28 年度美波町病院事業会計補正予算 (第 1 号)」を議題とします。

当局の説明を求めます。

病院事務長

病 院 事 務 長
議 長

(議案第 65 号の説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

ございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 65 号「平成 28 年度美波町病院事業会計補正予算 (第 1 号)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって、議案第 65 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

(時に 11 時 51 分)

(小休中)

(時に 13 時 20 分)

議 長

午前中に引続き本会議を再開致します。

本日、町長から議案第 66 号から議案第 72 号まで、平成 28 年度由岐配水池更新工事請負契約の締結について及び物品購入契約の締結についてが、提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 7 として議題にしたいと思えます。また、日程の順序を変更し、追加日程第 1 から第 7 まで、7 件を一括議題として審議したいと思えます。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

議案第 66 号から議案第 72 号までを日程に追加し、追加日程第 1 から追加日程第 7 として議題とすることに決定しました。

議案第 66 号から議案第 72 号まで 7 件を一括議題と致します。

町長の提案説明を求めます。

町長

町長 本日、追加提案させて頂いた議案第 66 号から議案第 72 号までの 7 件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、議案第 66 号「平成 28 年度由岐配水池更新工事（配水池築造工事）請負契約の締結について」であります。現在の由岐配水池は、鉄筋コンクリート製で、昭和 48 年度に築造され、43 年が経過し、施設の老朽化が顕著であります。このため、今回、更新工事を実施することとし、12 月 5 日に指名競争入札を行った結果、森松工業株式会社高松営業所が 150,120 千円で落札し、請負率は 92.7% でした。なお、工期は議決の日の翌日から平成 29 年 3 月 31 日までとしておりますが、次年度に繰り越し予定でございます。

次に、議案第 67 号から第 72 号までの 6 件は物品購入契約に係る議案でありまして、現在、建築工事を進めております医療保健センター 2 階の日和佐診療所に整備する医療機器等の購入に関するものであります。現在の日和佐診療所で使用している医療機器は、その多くが日和佐病院から引き続いて使用しているものであり、X 線 CT 診断装置など、ほとんどの機器が耐用年数を過ぎていることから、今回新たに購入するものであります。12 月 7 日に指名競争入札を行った結果、それぞれ次のとおり落札業者が決定致しました。

議案第 67 号「物品購入契約（日和佐診療所 X 線 CT 診断装置）の締結について」は、日新器械株式会社が 28,620 千円、請負率 95.67% で、議案第 68 号「物品購入契約（日和佐診療所 X 線 TV 撮影装置）の締結について」は、日新器械株式会社が 11,664 千円、請負率 98.18% で、議案第 69 号「物品購入契約（日和佐診療所一般撮影装置）の締結について」は、日新器械株式会社が 9,612 千円、請負率 98.89% で、議案第 70 号「物品購入契約（日和佐診療所 CR 一式）の締結について」は、日新器械株式会社が 13,318 千円、請負率 99.20% で、議案第 71 号「物品購入契約（日和佐診療所放射線システム一式）の締結について」は、日新器械株式会社が 10,670,400 円、請負率 98.80% で、議案第 72 号「物品購入契約（日和佐診療所生化学分析装置）の締結について」は、三和メディカル有限会社が 9,666 千円、請負率

99.44%で、それぞれ落札を致しました。なお、納期は6件とも議会の議決の日の翌日から平成29年3月31日までとしておりますが、本体工事の工期の関係上、次年度に繰り越し予定でございます。

議案第66号は、予定価格が50,000千円以上であることから、美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議案第67号から72号までの6件は予定価格が7,000千円以上であることから、同条例第3条の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明とさせていただきます。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明を致しますので、どうぞよろしくお願い致します。

議 長

説明が終わりました。

追加日程第1議案第66号から追加日程第7議案第72号まで7件を一括議題と致します。

当局の説明を求めます。

水道課長

水 道 課 長
議 長

(追加議案第66号の説明をする)

特定事業調整監

特定事業調整監
議 長

(追加議案第67号から72号までの説明をする)

説明が終わりました。質疑を行います。

中川議員

1 2 番 議 員

議案第67号の物品ですが、この入札の状況をもうちょっと詳しく教えて頂けたらと思うんです。何社がやったか、応募してきたとか、あるいは今度、日新器械っていうのはいったいどんな会社なんだとか、これメーカーじゃないですよ、設置も含めて、あるいは保守点検も含めてこれこの値段なんでしょうか。そういうことをできるだけお願いします。

議 長
特定事業調整監

特定事業調整監

それではお答え申し上げます。67号から72号まで県内7社を全て同一の業者ですけれども、指名をさせて頂いております。この7社につきましては、指名願いが出てきている業者また普段の取引とか納入実績がある業者を選ばさせて頂いております。取扱い業務につきましては、ちょっと私あまり細かいところまで詳しくは存じておりませんが、医療機器の納入等に関してだと思っております。設置とかそういったもの全て含んだ金額となっております。以上でございます。

議 長

他にございませんか。

北山議員

4 番 議 員

私もその機器についてちょっとお聞かせ下さい。このまずX線CT診断装置、これは何年型とかいうんがあるんですかね、もしあったら何年型のやつなのか。そしてその装置自体はどういうこう特長があってっていうんをもう少し詳しく説明を頂きたいと思います。それとこれって美波病院と同じような、同じ機種っていうんかな、同じ機種ではなかったも同等のことができるような機械になっているのか。それであれば美波病院の入札結果それはどうだったのか、そこらのところを全ての機器、生化学分析装置いうんかな、これまでの件、全てちょっとお聞かせ願えたらと思うんで、よろしくお願ひします。

議 長
特定事業調整監

特定事業調整監

それではお答え申し上げます。年式につきましては、そこまでちょっと今私の方では把握できておりませんが、今現在一般にこう出回っているものであることは間違いないと思っております。あと美波病院との違いですけれども、今回この業務に関してはコンサルさんに入って頂いており、医院長先生をはじめ、スタッフと何度も協議を重ねてまいりました。それで基本的には同じようなことをするんですけれども、多少医院長の方針であったりとか、技術、技師の考え方等ありまして、多少違うような内容のものも含まれているというふうには聞いております。X線テレビのどういったことをするかということなんですけれども、X線を利用して体内を透視し、その様子をモニターで撮影しながら検査処理を行うための装置で、主に上部、胃、消化管検査、下部、腸の消化器官検査にて使用するものでございます。なおそういった先ほど申しました病院との多少ドクターとのやり方、考え方の違い等いうのもありますので、金額については多少の差異はございます。美波病院のちょっと機器に関しての金額等については、ちょっと今手元に持っておりませんので、また後でもよろしいでしょうか。以上でございます。

議 長
4 番 議 員
議 長
特定事業調整監

北山議員

答弁漏れですよ。

特定事業調整監

X線CTにつきましてはX線を利用して物体の内部画像を構成する機器でございます。画像処理を行うことで、脳・呼吸器・循環器・消化器・骨等の詳細画像を構成でき、診断・治療計画等に用いられるようなものでございます。一般撮影装置につき

ましては、X線を利用して胸部・手足等の透視画像を撮影する装置でございます。CR一式につきましては、先ほども触れたんですけれども、放射線機器にて撮影したものを読み取るための装置及び読み取ったデータを画像化するための制御システムでございます。放射線システム一式につきましても、一般撮影装置X線テレビ・CT撮影装置またはエコー等で撮影した画像データをDICOM形式で保存しておくためのサーバー及びこれらの画像を参照するための光彩性モニター類でございます。生化学分析装置につきましては、血液が固まった時に上澄みとしてできる淡黄色の液体成分、血清や尿を検体とし、試薬と反応させ、糖やコレステロール・タンパク・酵素等の各種成分の測定を行う装置でございます。以上でございます。

議長 北山議員
4 番 議員 全てにおいて、またほの年数とかいうんは分らんのですか。年型っていうんかな。一番最初のX線のCT診断装置、これ一般的にでまわっとうもんじゃというような答弁があったんですけど、過去にこういう医療装置については、年式遅れになってきた分については、かなり安くなるんですよ、当初一番最初に売り出されたもんっていうんは、開発費がかなりはめられて、過去に旧町の時に定価の3割で買ったっていうような、そういう経過もありましたんで、そこらのところどういふうなんかなって思って聞かして頂いたんです。それとこのCTにつきましては、頭部については見れんのですか、今CTで脳梗塞あたり血管の立体的な撮影ができるっていうように、私ちよつと聞いておるんですけど、そこら頭部のことはあんまりこう言われなかったんですが、そこらはどういう装置、今回買う装置でそういうことが可能なのかどうか、そこらはどんなのですか。

議長 長 小休します。
(時に 13時50分)
(小休中)
(時に 13時51分)

議長 長 再開します。
北山議員
4 番 議員 それだったら、後また先ほど装置については技術者、それから院長の方針についてこう美波病院とはちょっと違うっていうような、そういうような答弁があったんですが、それならどういふうところが違っているのか、そこらのところも今分かるんで

あればお答え頂いて、分かんないのであれば後からでもしょうがないかなあとは思いますが、そこらのところやっぱりできるだけあのう購入する前に、ほういうこともちゃんと検討頂いて、最終やっぱりどういうんですかね、この間の委員会で日和佐の事務長がまずその診療所にぱっとかかっているんな対応、いろんな病状が診えるような、そういうことを主眼に今回これだけの装置を入れるんだというような、今日の提案の説明では、今まであったのが古なったから買い替えたんじゃないような提案、ほこらがちょっとこうどっちがどうなんかなあって、私ちょっと今疑問に思うところがあるんですけど、そこらの検討っていうのはどこまでされたのか、分かる範囲っていうんか、分かるのであれば教えて頂きたいなあと思います。

議長
特定事業調整監

特定事業調整監

全てに関しまして、私も全ての席で同席をしておるっていうわけではありませんので、またそのあたりはまた確認をさせて頂いて、お示しをさせて頂きたいと思います。CR一式についてですけれども、骨塩の定量測定というところが美波病院とは違うというふうなことは聞いておるんですけども、それだけしかちょっと今持ち合わせておりませんので、また改めて提示させて頂ければと思います。

議長
4 番 議員

長 北山議員

こういうことは聞かして頂くんは、いろんなやっぱり文献ですか、ほんなんを見たときに、やはり民間病院と公立病院の違いっていうんは、民間病院はかなり厳しいやっぱり値段交渉なりをして、かなり安く購入している。公立病院はほういうことはないんだろうと私は思うんですけど、やっぱり公立病院は業者の言われるままの金額で買うと、ほういうような、ほれがやっぱり一番こう問題点だというようなこと。これはどっかの大学病院の院長さんが言われた文献をちょっと見たときに、ああほんなんがあるんかなあっていうようなことを感じましたんで、あえて聞かせて頂いたんで、今回は今さらという話になるんですけど、今後買う時にはまた再度同じことは聞かして頂くということになろうと思いますんで、次回からはきちっとそれに答えられるようなかたちで、検討して頂いたらと思います。よろしくお願いします。これは町長にお願いをしておきます。

議長
1 2 番 議員

長 中川議員

もう1つ落札率が非常にこう高いんですけども、これはどんな状況というか、指名競争入札で各社が値段を出してきたとき

に、その一番低いやつを採用したんでしょうか、それとも何か総合的に判断して選定したのかどうかということをお聞きしたい。もう1つこれはあまり関係ないかも分らんんですけど、先日怪我をした人が美波病院へ行ったら、ちょうど担当の先生が休んでおって、じゃあ日和佐診療所へ行こうかって言ったら、日和佐診療所も休んだると、ほういうことでやむをえず町外の病院へ行ったと、そういうことでした。こういう立派な機器を備えるというのは非常に大事なことですけども、そういうなんていうん、診療所と病院の連携なんかで有効に使えるようにして頂きたいなあと思います。これは別に関係ないので、最初の入札の業者の選定方法についてお願いします。

議 長
特定事業調整監

特定事業調整監

請負率に関しましてですけれども、先ほど申しましたコンサル業者さんの方である程度絞った金額を提示頂いております。というのが例えばCTでありますと、定価が10億するような金額になってまいります。これは聞くとおとよりますと、開発費とか、いろいろそういったものが入っておるようでございまして、その定価に対して通常の購入価格っていうのがあまりにも桁が違い過ぎるわけですけれども、まあだいたいこのような金額らしいです。先ほど申しましたが、コンサルの方である程度絞った金額にしておる関係で、このぐらいの請負率、高いですけど、そのようになってしまったと、そのように思っております。落札につきましては、一番安いところに落札致しております。以上でございます。

議 長

ほかにございませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから議案第66号から議案第72号までの「平成28年度由岐配水池更新工事請負契約の締結について」、「物品購入契約の締結について」採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって議案第66号から議案第72号までの7件は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 意見書について議題と致します。

北山議員

4 番 議員 今日会議の冒頭に同僚議員から動議が出されました。その時、議長は予算の審議をまずやってからと、それから会期中に全員協議会を行うというような話が合ったんですが、今、理事者から提案された予算は全て終わったと思うんですが、どうされるんですか、全員協議会は。

議長 日程どおり全て、これを小休します。

(時に 14 時 00 分)

(小休中)

(時に 14 時 02 分)

議長 再開します。

午前中に戎野議員から全員協議会を実施するとの動議が出されました。戎野議員の動議を議題として採決します。

小休します。

(時に 14 時 03 分)

(小休中)

(時に 14 時 04 分)

議長 再開します。

戎野議員の動議を議題として採決します。

この採決は、

小休します。

(時に 14 時 04 分)

(小休中)

(時に 14 時 06 分)

議長 再開します。

それでは戎野議員の動議に対して質疑を行います。

提出者、動議の戎野議員

9 番 議員 非常にいきなり打ち切りのようなかたちで、結論が分からないまま終わった関係上、やはりこの場できちっとその確認をする意味で再度協議会で協議をして頂きたいというふう・・・

議長 それに對しまして、質疑。

松本議員

6 番 議員 この間、全協を開いて広報について話し合いが持たれましたけど、私が聞いた範囲では訂正箇所は訂正して、正誤表をするということで、もう決まったんですけど、傍聴者が大きな声を

上げたり、机叩いたりしましたので、議長がこれでは協議ならんなどということ、もうだいたい内容は最終段階いと思ったと思いますので、私はそれでいいんでなかろうかと思います。

議長 戎野議員
9 番 議員 その時に委員外も含めてですね、きちっと説明会もして、住民が望むんであれば説明会をして、今までやってきたように広報に対する意見を受けたり、それからまた補うところがあればその広報で書ききれなかったことに対して、きちっと説明すべきではないかということも意見が出たと思いますが、それに対する結論も何も出ておりませんので、そのことをただ委員長としては自分の支援者が説明会をせんでええと言うたからしないんだと、それでは私は支援者の為に広報を出しているんでないから、そんれはおかしいんでないかというふうに反論しました。従いまして、そこの結論は出ていないというふうに感じておりますので、思っておりますので、そのことを含めて再度協議会で話をして頂きたいということです。

議長 江本議員
3 番 議員 私も前回の全協には参加しておりまして、その中ではいろいろお話もありましたが、平行線の状態で、これから先も委員長の中、統率の中において議会報告、議会だよりの編集をしていくということに私は賛成しておりまして、そのように今の現状でいいのではないかと私はそう思っております。議会だよりの編集につきましても、これからの課題でありますので、それを見ながら順次していくのがベストだと思っておりますので、今の現状で私はいいと思っておりますので、全協までする必要はないというように考えております。

議長 長 質疑を打ち切ります。
これから討論に入ります。

丸龍議員
1 1 番 議員 松本委員長のとおりでございまして、委員 5 人の総意と致しまして、議会だよりの報告会はする必要はないと決定したと私自身、委員として思っておりますので、これに関して反対をしたいと思えます。

議長 北山議員
4 番 議員 討論の中身がよう分からんのんですけどね、全員協議会を開くか開かんかのことをやるんでしょ。やりよんでしょ。ちゃんと議長ここまで分かっただったら、違うことを言ったらやっぱり静止せなあかんですよ。

賛成の討論をします。議長は議会だよりの発行責任者として、よりよい議会だよりを作るためにも全員協議会を開催するべきだと思いますので、全員協議会の開催をすることに私は賛成します。皆さんに全員協議会を開くことに賛成して頂きたいと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。以上です。

議 長
1 2 番 議 員

中川議員

前回の全員協議会で途中で終わってしまったわけです。というのは私はいくつか全員協議会で話したいという議題、疑問を持っておったんです。1つは編集会議が行われたのかどうかということ、中身については住民参加の企画がすっかり抜け落ちているということ。最後に印刷所との契約はどうなっているのかと、こういうことについて全員協議会でこれからの議会広報のあり方について充分話し合いたいと、こう思っておったんですが、一方的に途中で切られてしまい、また後半いつ開くのかと議長にお尋ねしたところ、「もう開かない」とそういう返事だったので、やっぱりこの際、きちんと開いて頂きたい。そういうことで開くことに賛成をしたいと思います。

議 長
7 番 議 員

永本議員

私は全員協議会でよりよい議会だよりを作るために、委員として参加して下さいという要請をしておりましたが、その結論がまだ頂いていないので、開催することに賛成の討論を行います。

議 長

他に討論ございませんか。

それでは、戎野議員の動議に対しまして採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり、決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成 4 : 反対 7)

賛成 4 番・7 番・9 番・12 番 : 反対 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番・11 番

「起立少数」です。

したがって戎野議員の動議は否決されました。

4 番 議 員
議 長

北山議員

私は動議を提出したいと思います。

小休します。

(時に 14 時 16 分)

(小休中)

(特に 14 時 30 分)

議 長

再開します。

事務手続きでちょっと時間が掛かりますので、小休致します。

(時に 14時30分)

(小休中)

(時に 15時00分)

議

長 再開します。

ただ今、北山議員から議会広報特別委員会委員の不信任(案)の動議が提案されました。会議規則第15条の規定により、所定の賛成者がおられますので、動議は成立致しました。

小休します。

(時に 15時01分)

(小休中)

(時に 15時07分)

議

長 再開します。

お諮りします。

本動議を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることについて採決致します。

この採決は起立によって行います。

本動議を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成 4 : 反対 7)

賛成 4番・7番・9番・12番 : 反対 1番・2番・3番・6番・8番・10番・11番

「起立少数」です。

よって本動議を日程に追加し、追加日程第9として議題とすることは否決されました。

小休します。

(時に 15時09分)

(小休中)

(時に 15時13分)

議

長 再開します。

日程第11 意見書について議題と致します。発議第3号「参議院議員選挙における合区の解消に関する意見書(案)」について、議題と致します。

提出者の説明を求めます。

江本議員

3 番 議員

意見書(案)を朗読してお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひ致します。この意見書(案)の中身は意見書提出先というのが書かれていませんので、添付書類の中に衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・内閣官

房長官というかたちで、書き加えておりますので、案分の中で読ませて頂いて、(案)とさせていただきますのでよろしくお願い致します。

発議第3号 美波町議会議長 川尻竹藏殿 提出者 江本昇、賛成者 丸龍孝敏 別紙意見書(案)を議決頂くよう会議規則第13条第1項より第2項の規定により、提出致します。

参議院選挙区における「合区」の解消に関する意見書(案)。日本国憲法が公布されて以来、二院制をとる我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。現在我が国の多くの地域が直面している過疎高齢化、人口減少社会を克服し、それぞれの地域においても創意工夫に満ちた地方創生への取り組みを進めていくうえにおいても、さまざまな状況に置かれた各地域の声を直接国政に反映させることのできる仕組みが、極めて重要である。そうした中、さる7月10日に投開票が行われた第24回参議院議員通常選挙においていわゆる1票の格差の名のもとに、人口の少ない選挙区を統合する憲政史上初の合区による選挙が実施された。我が徳島県及び高知県選挙区においては、広範囲に渡る選挙区における政治活動の困難さや、有権者が直接候補者の政権に接する機会が減少するなど、民主主義の根幹に係る幾多の問題が明らかになると共に、有権者の投票意欲の減退による投票率の低下を生じ、地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したと言わざるをえない。都道府県制度はこれまでの長い歴史を経て、各地域の文化・歴史に根差し、各国民に広く定着してきた地方自治の根幹である都道府県単位による代表が国政に参加する仕組みも参議院において堅持することが我が国の民主主義においても最も守られるべき原則の1つである。については広範囲な国民世論を背景として合区による選挙制度を見直し、法律のみならず憲法の改正も視野に入れて、都道府県単位に代表が国政に参加する仕組みを速やかに構築されるよう強く要望する。以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。提出先、衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣・法務大臣・内閣官房長官。平成28年12月12日 美波町議会議長 川尻竹藏。以上でございます。

もう1つ協力の要請先として県出身の国会議員を予定しておりますので、この案件につきまして、よろしくお願い致します。

議

長

説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

4 番 議員 今、提案者から提案の理由を伺いました。この中で地方の民意を国政に反映させるうえで、深刻な課題を残したとありましたが、どういう深刻な課題を残したと感じて書かれたのか、その内容について教えて頂けますか。

議長 江本議員

3 番 議員 ただ今の質問につきまして、地方における合区の選挙運動についてということに関して、実際県単位でもさまざまな要望範囲がちごてきております。またその観点からこの1つに書きましかつ、選挙区の人達の選挙民が充分に候補者の意見等また交流等がなされないって、いろいろな障害が出てきておりますので、そういうことも含めてのお話であると思ひます。

議長 北山議員

4 番 議員 私が聞きたいのは、候補者の意見とか交流とかっていうんでなしに、これは候補者のことだと思ひますよ。私が聞きたいのは地方の民意を国政に反映させる。そのうえそのことで深刻な課題が残ったと書かれとんですよ。それはどういふこう深刻な課題ですかってお聞きをしようわけなんです。今の今度当選された議員さん、この方は地方の声を国政に反映はできないという、ほういふことになるんじゃないんですか。ほれがでんから重要な課題、どういふことで反映がでんのか。そこらのところを教えてくださいと私は聞つきょうわけなんです。それについてお答えを願えたらと思ひますんで、よろしくお願ひします。

議長 江本議員

3 番 議員 少しニアンスが違ふんか、受け取り方が違ふんかも分かりませんが、やはり地方の民意っていうのは1人一人の人達の意見っていうもの。また地方行政におきましても、大きい自治体、小っちゃい自治体、いろいろほういふふうな課題において充分な把握ができてないっていうお話も聞いておりますので、そういう点も含めまして、もう少し県単位でいくべきであろうというように思っております。またいろいろお話の中でも有権者に十分タッチしてない、出来てないっていう候補者の意見も聞いておりますし、選挙民の方々にも十分なお話も聞けなかつたっていう選挙、それ自体の話しも入ってきておりますので、そういうことが議員さん言われましたよなことに、影響しているというふうには私は理解をしております。

議長 北山議員

4 番 議員 今までの合区にならなかつた時の議員さんは、十分民意を反

映できよったってということになるんですか。今度合区になって
当選された議員さんは、十分民意を反映できんと、ほういうこ
とですか。だから深刻な課題、民意を反映できん深刻な課題が
残ったと。ほういうことをこれ言われよんですか。ほこらのと
ころちょっと私分からんのですよ、もしこれええんであれば、
こういう事項を削除するか、それかもう少し議会内で、先日議
運に提案された時に、意見書ともう1つ違う分もありました。
ほれはざっと私見たときに、やはりこっちの方がいいわなど、
ほういう感じを受けてこっちの方がいいですよって意見は
言わしてもらいました。しかし十分こう中身を読んでいきよ
ったら、こうもうちょっと緊急なり、ほんまに民意を国政に反
映させるためにはどういことがほんまに必要なんか、合区を
解消しただけでほれがクリアできるんかどうか。十分やっぱり
検討する余地はあると思うんですよ。ほういことからして、こ
こでこれだけを意見書として可決するんでなしに、美波町議会
としてはもう少し勉強して、議員全部の総意を持って意見書と
して国に挙げた方が私はよりええ意見書になると思うんで、た
だなんにも議論・審議もせん中で、ただたんに議運で案が出さ
れただけで、これを意見書として出すっていうんは、ちょっと
こう軽率な感じがするんで、もし提出者の議員さんが了解頂け
るんであれば、これをまた提出議員の方が中心となって議長に
全協なりを開いて頂いて、もう少し議論を深めてから提出者の
議員さんが提出された方がよりええように私は思うんですけど
ね。ほれをこんな性急に出さないかんもんなんですか、これ国
でもいろんな議論をされてますよ。地方議会としてもやっぱり
一番身近な地方議会としても、もう少し議論を尽くして、提案
された方が私はいいと思います。またちょっと時期が尚早でな
いかなあ。もうちょっとちゃんと議論を、これだけの議論を
尽くしたうえで、議員提案として意見書を提案された方が私は
よりええと思いますんで、そこらのところ提案者としてはどう
ですか。ほういうことに変える意志はないですか、お聞かせ下
さい。

議長 江本議員
3番議員 ただ今、北山議員からいろいろと意見頂きました。意見は意
見として、私はこの重要な今の時点でこれを出すべきやと自分
で思っておりますので、よろしく賛同お願いしたいと思います。

議長 北山議員
4番議員 もう1回だけ聞かして下さい。やはり意見は意見としてって

言うんでなしに、本当に真剣に審議をして、それから提出者の議員さんが出されるべきと私は思うんですけど、どうしてもほれはできないですか。

議 長 中川議員
1 2 番 議員 質問したいと思います。最後の方に法律のみならず憲法の改正も視野に入れてと書いてあるんですが、この選挙制度そのものは、憲法の改正を必要とするものなんでしょうか。その辺のところ、お聞きしたいと思うんですが。

議 長 江本議員
3 番 議員 やはり参議院議員の議員さんっていう性格上、やはりこういうふうには都道府県制度の中で、やっぱり一番身近な人達を持って行くためには、やはり憲法の中においても支障のある県が出てくる可能性もあるということで、いろいろマスコミ等でも報道されていますように、さまざまな角度から勉強されておると思いますので、憲法の改正の視点も中に入ってくると思われまますので、こういうふうな文言になっておると思いますので、よろしくお願いします。

議 長 中川議員
1 2 番 議員 もう1つは1票の格差の問題なんですけれども、合区を解消すれば1票の格差は解消するものなんでしょうか。その辺もちょっとお聞きしたいと思うんですが。

議 長 江本議員
3 番 議員 1票の格差等も含めまして、さまざまな観点から専門化、いろんな人たちの立場を置いてお話されておりますので、1票の格差だけっていうことに関しては、私もこの中にどういうふうなかたちで入ってくるかっていうのはもう少し検討してみる必要があるんでなかろうかと思っておりますので、この合区っていうのはこれから先やっぱり地方全体に都道府県っていうところの人口格差っていうものは非常に大きくなってきて、今現在合区にあるのが鳥取・島根、また高知・徳島と2カ所でございますが、最終的には何十カ所が合区っていうことも考えられます。だからそれを改善するためにこの合区解消っていうことも含めておると思いますので、その点を十分ご留意頂きたいと思います。

議 長 戎野議員
9 番 議員 私ももう少し質問して行きたいんですが、憲法の改正を視野に入れてっていうところが特に気になるんですが、二院政を変えるのか、憲法のどの部分を改悪というか、変えようとするの

か。その点を説明を頂ければと思っております。

議長 3 番 議員 長 江本議員
この憲法の改正も視野に入れてっていうところのお話ですが、どういうふうな点から持って行くのかっていうことも、専門家がいろいろと検討して行って、その中で今おっしゃられたように、いろいろなかたちが出てくるんでなかろうかと思っております。だから憲法改正はどうかたちで出てくるかっていうのを、ここの憲法改正を入れておるのは、いろんな場合に憲法の改正も出てくる可能性があるということで、入れておるわけでございます。

議長 9 番 議員 長 戎野議員
ということは、憲法の改正の中身は分からんけど、憲法改正が必要になってくるから、合区に伴っては憲法を改正をしたいという気持ちで、内容は具体的に知らない、そういうことではないんですか。

議長 長 これを質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

議長 4 番 議員 長 北山議員
今の質疑も聞きまして、何にも分かってない。提案者が内容をあんまり把握してない中を出しておる。こういう意見書はちょっと出すんは町民に対しても少し軽率でないかなあと思えますんで、これは反対をして、できることなら継続で審議をさせて頂きたいと思えますんで、よろしくお願い致します。

議長 長 他に討論ございませんか。

議長 1 2 番 議員 長 中川議員
賛成の討論がないので、私は反対の討論をしたいと思えます。さっきも言うたようにこれは今までのこの選挙制度の改正っていうのは、憲法を改正することなく、また憲法には平等と、法の下での平等というのがいわれとんで、1票の格差を無くせということで、何年にも渡ってやってきておるんですが、それをさぼってきたのは、その結果が今の制度だと思えます。今回も党略的に1票の格差をなくせと言われる声に押されて、もうしようがなしに都合合わせの為に合区やいうんを強引に導入してきたと思えますね。そういう点で合区自身は、僕はほら解消するということは当然だと思えますが、それ以上に格差の是正というのがね大事なことであって、そういう点でそういう文面でないこの憲法を変えようというような、そういう主張の意見書には反対であります。それともう1つは、あて先はやっぱり明

議

確にすべきだと考えております。以上です。

長 「討論なし」と認めます。

これから発議第 3 号「参議院選挙における合区の解消に関する意見書（案）」を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり、可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成 7 : 反対 4)

賛成：1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番・11 番：反対：4 番・7 番・9 番・12 番

「起立多数」です。

本案は原案のとおり、可決することに致します。

よって発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

続きまして請願第 2 号「木岐苦越の墓地計画に反する議決を求める請願」が提出されています。

これを日程に追加し、追加日程第 8 として議題にしたいと思いをます。また日程に順序を変更し審議したいと思いをます。ご異議ございませいか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

請願第 2 号につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長から報告を願います。

向山委員長

1 0 番 議 員

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。12 月 9 日に議長から付託されました「木岐苦越の墓地計画に反対する議決を求める請願」につきまして、同日、文教厚生常任委員会を委員全員と議長を含む議員 2 名、町行政からは山路副町長と山本住民課長の出席の下、開催致しました。当委員会委員に請願に係る紹介議員が在籍していることから、紹介議員 3 名から紹介に至った補足説明があり、その後審議致しました。委員からは特に意見はなく、評決の結果、全会一致で採択することに決定しましたので、報告します。以上報告と致します。よろしくお願ひ致します。

議

長 文教厚生委員長の報告が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませいか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませいか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、請願第 2 号「木岐苦越の墓地計画に反する議決を求める請願」についてを採決します。

お諮りします。

小休します。

(時に 15 時 38 分)

(小休中)

(時に 15 時 38 分)

議

長 再開します。

本案に対する委員長報告は、採択です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成 11 ・ 反対 0)

「起立多数」です。

よって請願第 2 号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第 12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題と致します。各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題と致します。議会運営委員長から、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

日程第 14 各委員会の閉会中の継続調査についてを議題と致します。各委員長から、目下、委員会において調査中の事件について、会議規則第 73 条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定致しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第 7 条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

小休します。

(時に 15 時 42 分)

(小休中)

(時に 15 時 52 分)

議

長

再開します。

先ほど戎野議員から動議が提出されました。

発議第 5 号「議会広報特別委員会全員の不信任(案)」の動議が提案されました。会議規則第 15 条の規定による所定の賛成者おられますので、動議は成立致しました。

小休します。

(時に 15 時 53 分)

(小休中)

(時に 15 時 53 分)

議 長 再開します。
お諮り致します。
本動議を日程に追加し、追加日程第 9 として議題とすること
について、採決致します。
小休します。
(時に 15 時 54 分)
(小休中)
(時に 15 時 55 分)

議 長 再開します。
北山議員

4 番 議員 それではに日程に追加することに賛成の立場で言わせて頂
きます。それはやはりこの内容っていうのが、住民全般に係るこ
とであり、そのことの動議が成立してますんで、当然日程とし
て追加すべきと私はそのように思いますで、この議案について
は日程に追加することに賛成を致したいと思います。以上です。

議 長 小休します。
(時に 15 時 56 分)
(小休中)
(時に 15 時 56 分)

議 長 再開します。
日程第 9 として議題とすることについて採決致します。
この採決は起立によって行います。本動議を日程に追加し、
追加日程第 9 として、議題とすることに賛成の方は起立願いま
す。
(賛成 4 : 反対 7)
賛成 4 番・7 番・9 番・12 番：反対 1 番・2 番・3 番・6 番・8 番・10 番・11 番
「起立少数」です。
よって本動議を議題とすることは否決されました。

平成 28 年美波町議会第 4 回定例会を閉会します。
大変お疲れ様でした。
(時に 15 時 57 分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 29 年 2 月 10 日

美波町議会議長

川原竹藏

議会議員

戎野 博

議会議員

向山 篤宏